第１章　事業計画の概要

（空白）

第１章　事業計画の概要

1.1　都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所

1.1.1　都市計画決定権者の名称

名　　称：藤枝市

1.1.2　事業者の氏名及び住所

名　　称：志太広域事務組合
代表者の氏名：管理者　焼津市長　中野　弘道
住　　所：静岡県藤枝市岡部町岡部６番地の１

1.2　対象事業の名称、種類、所在地

1.2.1　対象事業の名称

志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備事業

1.2.2　対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設

燃やすごみ処理施設：処理能力 230ｔ/日（115ｔ/日×２炉）
資源ごみ処理施設：処理能力５ｔ/日（日平均取扱い量）

1.2.3　所在地

藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域

1.3　対象事業の目的及び内容

1.3.1　対象事業の目的

廃棄物の処理については、国、県ともに大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から物質の効率的な利用やリサイクルを進めることによる資源循環型社会の形成に向けた取り組みが進められており、排出者や行政における適切な分別、収集と資源の循環的利用などの一層の推進が求められている。

藤枝市、焼津市（以下「２市」という。）及び志太広域事務組合（以下「組合」という。）では、一般廃棄物の排出、収集、処理、処分等の方向性を定めた「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制や排出抑制に努め、資源の有効利用や環境への負荷を抑制した循環型社会の構築に向け取り組んでいる。

また、２市では環境衛生活動団体をはじめとした住民の協力により、ごみの減量化や分別による資源化などが積極的に展開されており、住民のごみ減量に対する意識は着実に高まりつつある。

一方、核家族化の進行による世帯数の増加や利便性を求めた経済活動と生活様式の変化などごみの増加要因も抱えており、更なるごみの減量と資源化の推進を図るため、住民・事業者・行政など関係者が協力し、それぞれの役割を果たすことが求められている。

このような状況下、当組合で稼働中のごみ処理施設は、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」とも整備後、長期間が経過しており、老朽化への対応とあわせ圏域住民の生活環境を向上する上でも、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設として（仮称）クリーンセンターの整備が急務となっている。

（仮称）クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」３施設の機能を集約し、循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設と位置付け、これまでの「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」という考え方を主眼に、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設を目指すものである。

1.3.2　対象事業の基本方針

（仮称）クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」３施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて、資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指す。

(1) 環境負荷の低減＜環境負荷低減＞

（仮称）クリーンセンターの整備に当たっては、最新技術を導入し、国･県等で定める環境基準を遵守することは当然のこと、可能な限り環境負荷の低減を図るものとする。

また、処理方式の検討に当たっては、安定的な稼働を第一に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質等の排出を最大限抑制できる方式とする。

(2) 最終処分場に依存しない処理システムの整備＜資源循環＞

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況に鑑み、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指し、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を図る。

(3) 民間資源化ルートの活用＜民間活力推進＞

これまでも資源化が可能な物については、民間の資源化ルートを活用している。

今後も資源ごみなどの適正な処理と効率的なリサイクルを推進するため、積極的に民間処理施設の活用を進め、公共施設としての処理を出来る限り軽減する。

(4) ごみ処理コストの低減＜コスト低減＞

（仮称）クリーンセンターは、効率的機能を集約した拠点施設とし、建設費及び維持管理費全般について、ごみ処理コストの低減を図る。

(5) ごみのもつエネルギーの有効利用＜地球温暖化抑止＞

ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを有効に活用し、地球温暖化抑止に貢献できる施設整備を図る。

(6) 地域共生型施設の整備＜地域共生＞

周辺環境の保全に配慮し、環境学習や環境活動など、さまざまな環境情報を発信する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設とするとともに、地域の防災拠点としての機能整備を図る。

1.3.3 対象事業の内容

(1) 実施区域

1) 事業予定地の概要

事業予定地の概要は、表 1.3-1 に示すとおりである。

また、その位置を図 1.3-1～図 1.3-3 に示す。

表 1.3-1 事業予定地の概要

項　目	事業予定地の概要
事業予定地	藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域
所在地	藤枝市仮宿・高田地内
計画面積	約 2.75ha
標高	約 20m～40m
都市計画区域	都市計画区域
用途地域	市街化調整区域
現況地目	学校用地等
防火地区	該当せず。ただし、建築基準法第 22 条による指定区域に該当。
風致地区	該当せず
高度地区	該当せず
建ぺい率･容積率	建ぺい率：60%、容積率：200%
農業振興地域	農業振興地域
緑化	緑地面積率：15%以上 藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例第３条（平成 26 年１月１日施行）に基づき設定する。
宅造法	規制区域外
文化財	埋蔵文化財包蔵地＜仮宿山崎古墳群＞の一部を含む
砂防三法	地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、いずれも該当せず。
自然公園地域	該当せず
接道	市道仮宿下付田高田線（整備中）
周辺主要道路	国道１号藤枝バイパス、主要地方道焼津森線、県道島田岡部線、県道静岡朝比奈藤枝線 藤枝岡部 IC ロングランプ

表 1.3-2 事業予定地の概要（ユーティリティ条件）

項　目	事業予定地の概要
電力供給	岡部変電所（内谷）より一般高圧での受電可能 ※特別高圧での受電については、電気事業者（中電）と別途協議が必要
都市ガス	供給区域外（ただし、ガス供給事業者との交渉により供給は可能）
上水道	藤枝市上水道給水区域
地下水利用	静岡県地下水の採取に関する条例で定める大井川適正化地域
下水道	公共下水道計画区域外

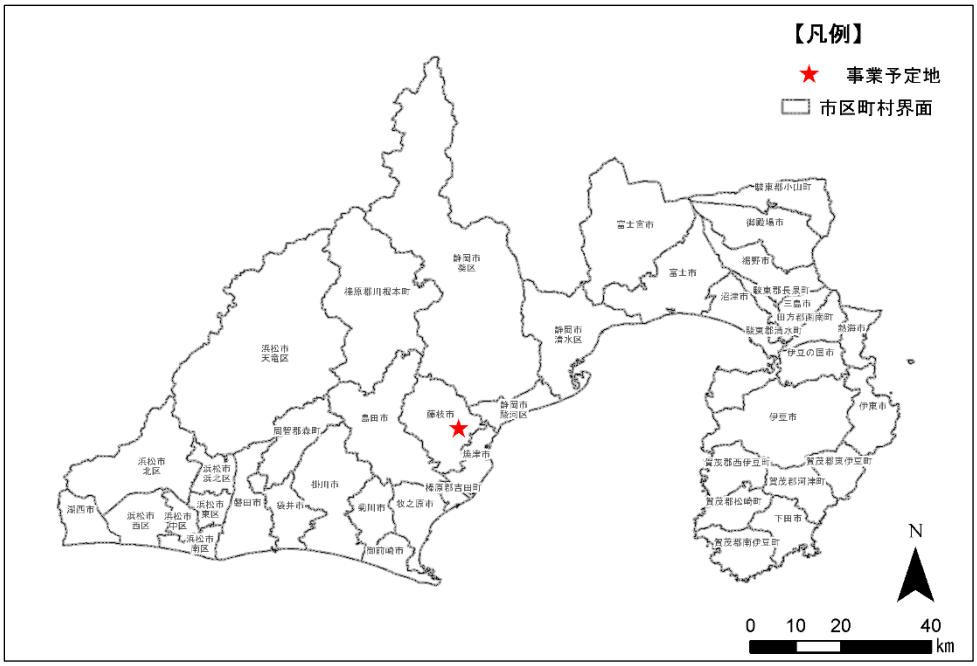

図 1.3-1　事業予定地の位置

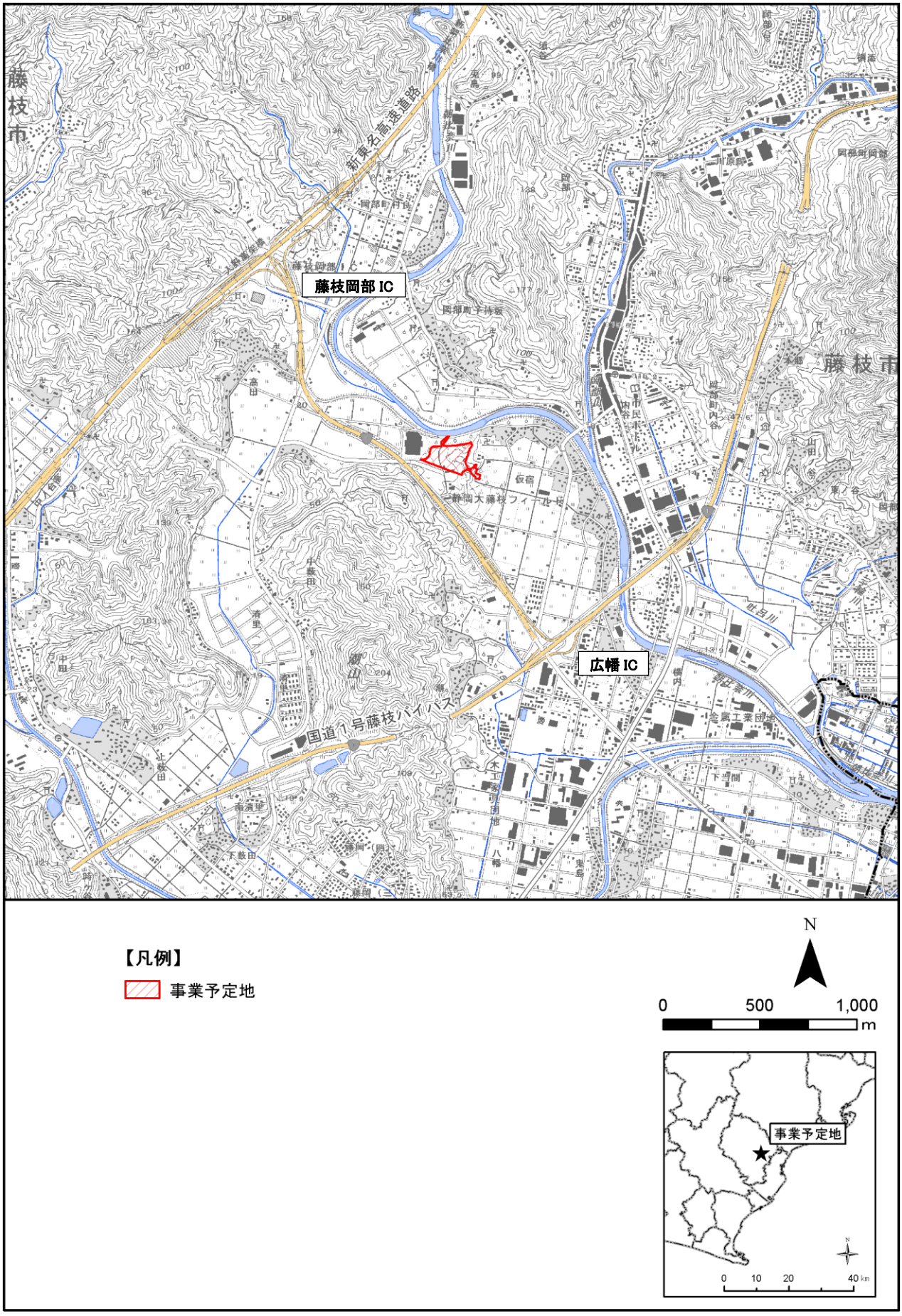

図 1.3-2　事業予定地の位置

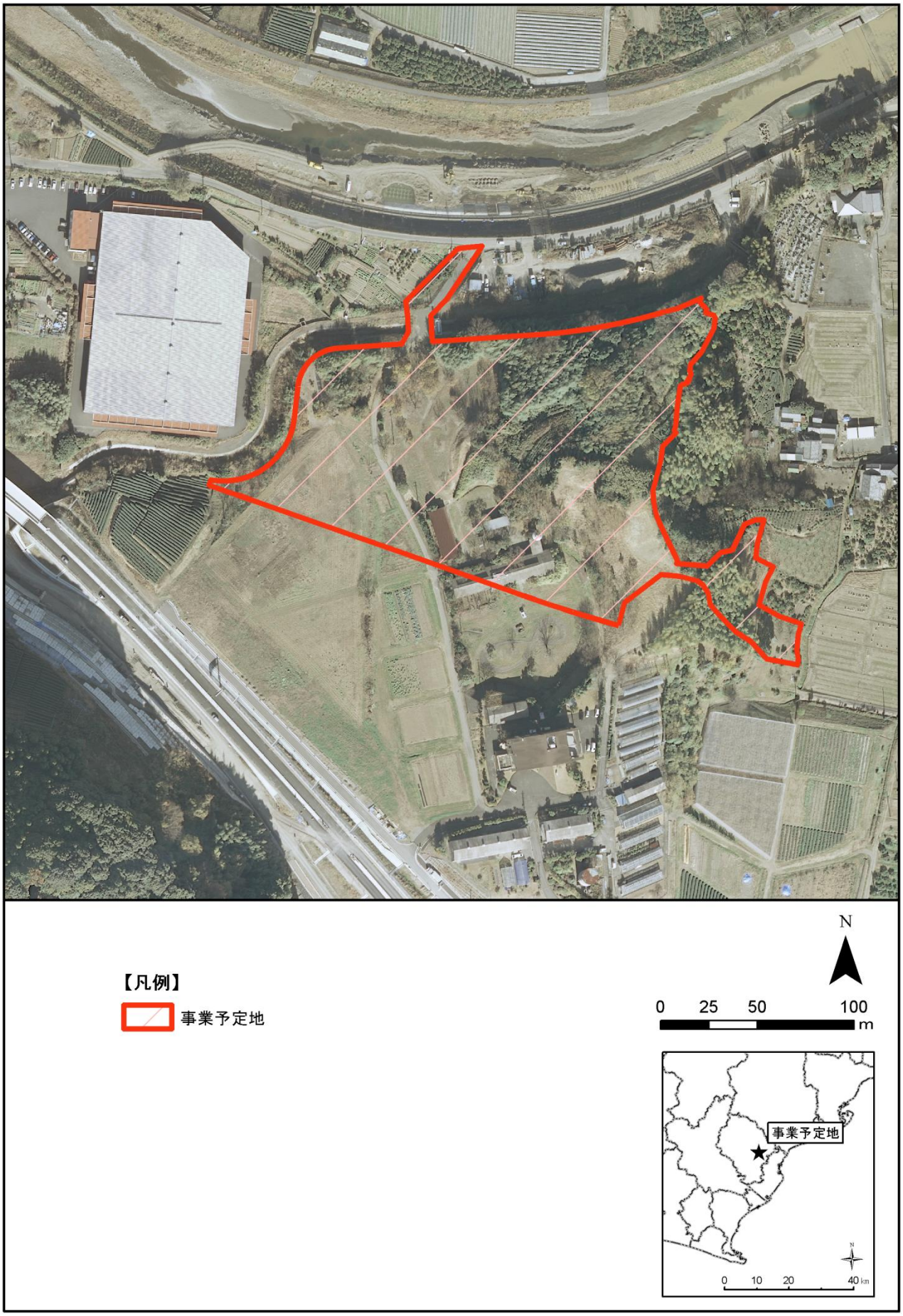

図 1.3-3　事業予定地の位置（平成 23 年 12 月 20 日撮影）

(2)　施設規模等

1）燃やすごみ処理施設

① 施設規模

稼働目標年度の一般廃棄物処理基本計画平成 32 年度における燃やすごみ計画処理量 59,746ｔ/年より、燃やすごみ処理施設の施設規模は 230ｔ/日（115ｔ/日×２炉）とする。

② 計画ごみ質

計画ごみ質を表 1.3-3 に示す。

計画ごみ質は、燃やすごみの低位発熱量において、基準ごみを 2,000 kcal/kg とする。

また、基準ごみの三成分については、水分 50%、灰分７%、可燃分 43%とする。

表 1.3-3　計画ごみ質

項　目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
発熱量	ごみ低位	kcal/kg	1,200	2,000	2,600
三成分	水分	%	60	50	40
	灰分	%	6	7	8
	可燃分	%	34	43	52
見かけ比重		t/m^3	0.36	0.26	0.16
元素組成	C	% 湿物ベース	－	56.3	－
	H	% 湿物ベース	－	7.6	－
	N	% 湿物ベース	－	1.6	－
	S	% 湿物ベース	－	0.1	－
	Cl	% 湿物ベース	－	0.9	－
	O	% 湿物ベース	－	33.5	－

③ 燃やすごみの処理方式

燃やすごみの処理方式は、ストーカ式焼却炉を採用する。

④ 処理システム

焼却灰等の副生成物の処理までを含めた全体処理システムを図 1.3-4 に示す。

今後、安全性、信頼性を基本に、環境負荷の低減と経済性に優れた処理システムの構築を検討する。

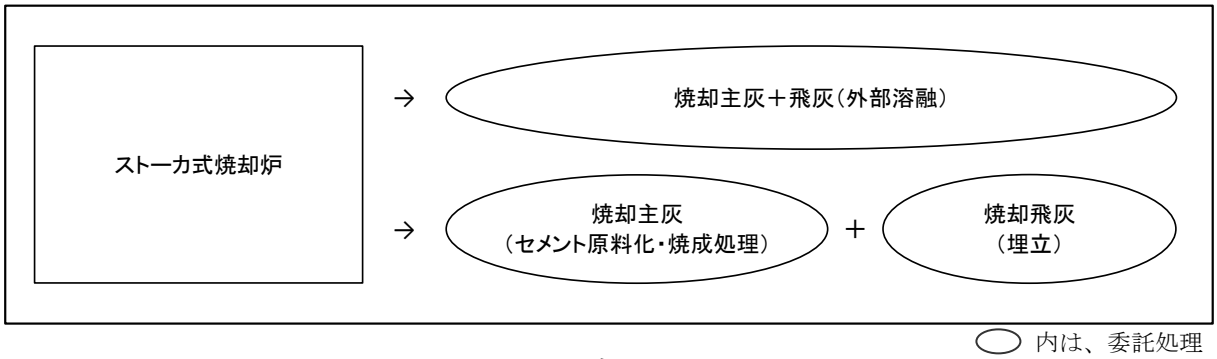

図 1.3-4　処理システム

2）資源ごみ処理施設

① 施設規模

稼働目標年度の一般廃棄物処理基本計画平成 32 年度における資源ごみ計画処理量 20,154 ｔ/年、その内、資源ごみ処理施設に搬入される 1,412ｔ/年より、資源ごみ処理施設の施設規模５ｔ/日（日平均取扱い量）とする。

② 取扱い品目

資源ごみの処理ルートを図 1.3-5 に示す。

資源ごみのほとんどが既に民間資源化ルートの積極的な活用により、民間資源化業者への直接搬入を行っており、（仮称）クリーンセンターで扱う品目は以下のとおりである。

分別された資源物の保管を主な目的としたストックヤード機能を主体に整備する。

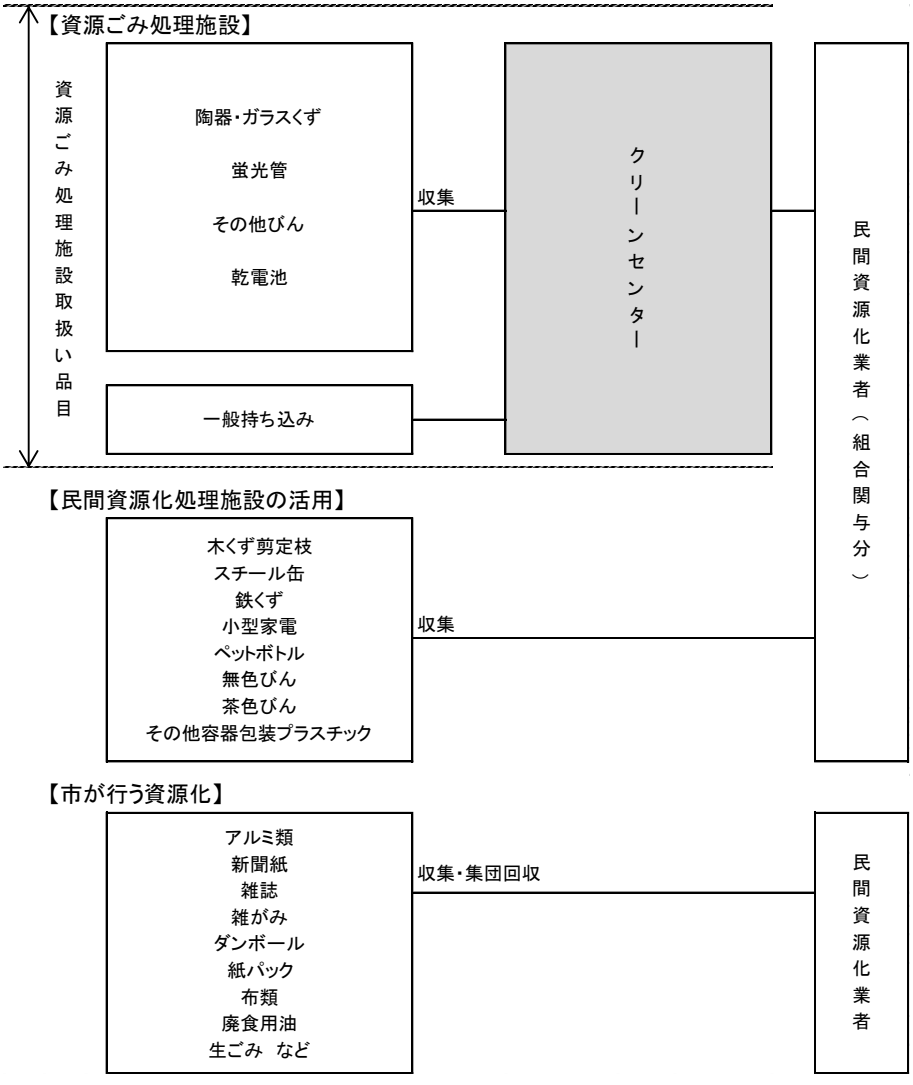

図 1.3-5　資源ごみの処理ルート

(3)　環境保全計画

1）排出ガス

排出ガス対策については、最新の処理設備を導入し、国の基準よりさらに厳しく抑えることを基本とする。

本施設の排出ガスの自主規制値（案）は、表 1.3-4 に示すとおり、近隣最新施設の規制値等を参考として検討を進めており、今後、施設整備計画のなかで策定する。

表 1.3-4　排出ガスの自主規制値（案）

項 目	単 位	規制値（法令）	自主規制値（案）	参　考 近隣最新施設の自主規制値
ばいじん	g/m^{3}N	0.04 以下注)1 (焼却能力 4t/h 以上)	0.01 以下	0.02 以下
硫黄酸化物	K 値	17.5 以下注)2	—	—
	ppm	—	20　以下	20　以下
窒素酸化物	ppm	250　以下注)1	50　以下	50　以下
塩化水素	ppm	430　以下注)1、注)3	40　以下	40　以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m^{3}N	0.1 以下注)1 (焼却能力 4t/h 以上)	0.05 以下	0.05 以下
一酸化炭素	ppm	100　以下 (1 時間平均値)	30　以下 (4 時間平均値)	30　以下

注)1. 規制値は酸素濃度 12%での換算値である。
注)2. 硫黄酸化物の K 値 17.5 は、概ね 3,000ppm～5,000ppm に相当する。
注)3. 規制値は 700mg/m^{3}N を ppm に換算した値である。

2）排　水

排水の処理フローを図 1.3-6 に示す。

処理施設からのプラント排水については、施設内で処理･再利用するものとし、周囲の河川に放流しないクローズドシステムを採用する。

生活排水については浄化槽などで適正な処理を行ったうえで敷地外へ放流する。

雨水については、調整池により流量調整を行ったうえで、敷地外へ放流する。

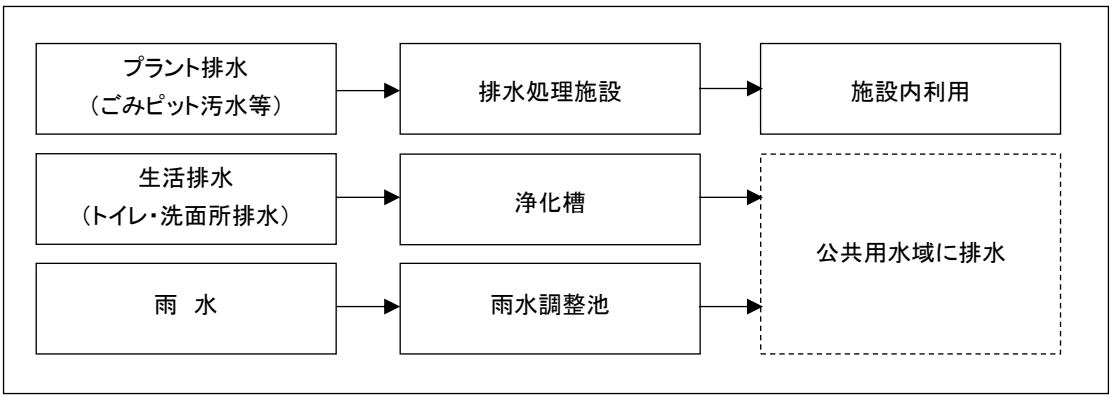

図 1.3-6　排水の処理フロー

3）騒　音

騒音については、「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定められた規制基準を遵守する。特定工場等の敷地境界において地域毎に定められた規制基準については、表 1.3-5 に示すとおりである。

プラント機器類については、屋内に設置することを原則とし、低騒音型もしくは防音対策を講じたものとする。

表 1.3-5　特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制基準			
	朝 (6～8 時)	昼　間 (8～18 時)	夕 (18～22 時)	夜　間 (22～翌 6 時)
第 2 種区域	50 dB (45 dB)	55 dB (50 dB)	50 dB (45 dB)	45 dB (40 dB)

※かっこ内の数値は、学校敷地に接する境界に適用される基準値

4）振　動

振動については、「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定められた規制基準を遵守する。特定工場等の敷地境界において地域毎に定められた規制基準については、表 1.3-6 に示すとおりである。

プラント機器類については、屋内に設置することを原則とし、低振動型もしくは防振対策を講じたものとする。

表 1.3-6　特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	規制基準	
	昼　間 (8～20 時)	夜　間 (20～翌 8 時)
第 1 種区域 2	65 dB (60 dB)	55 dB (50 dB)

※かっこ内の数値は、学校敷地に接する境界に適用される基準値

5）悪　臭

悪臭について、藤枝市は表 1.3-7 に示すとおり、悪臭防止法に基づく規制方法を人の嗅覚を用いて全てのにおいを判定する「臭気指数規制」としており、全事業場からの悪臭の発生について規制される。

悪臭は、法規制値より厳しい自主規制値を設けるとともに、徹底した防止策を講じる。

具体的な対策としては、臭気の発生源となるごみピット上部から吸気することによって、プラットホームを負圧とし、ごみピット内の臭気を漏洩しないようにするとともに、吸引した臭気を高温の炉内において燃焼分解するなど、施設の外へ臭気を漏洩しない構造とする。

表 1.3-7　悪臭の規制基準

規制の対象	法規制値	自主規制値（案）
敷地境界	臭気指数 15（藤枝市）	臭気指数 10

6）その他環境保全項目

周辺地域と調和のとれる施設設計にするとともに、周辺環境への環境影響を低減させるため、以下の環境保全対策を講ずる。

・温暖化防止、温室効果ガスの吸収及び地下水涵養のため、施設内の緑地面積を最大限確保するとともに、自然豊かで緑に囲まれた施設整備に努める。
・周囲の空間に溶け込み、なじむような景観形成に配慮したデザインとする。

(4)　熱エネルギーの利用

1）熱エネルギーの有効利用

① 省資源・省エネルギー

燃やすごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを電気や温水、冷暖房等として利用することは、それに相当する外部からのエネルギー消費を削減でき、同時に、電力や温水等を得るために必要であった化石燃料の使用量を削減することになる。

② 温室効果ガスの排出抑制

上記の化石燃料の使用量を削減できることが、温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生抑制につながり、地球温暖化対策に貢献することになる。

2）熱エネルギーの利用形態

燃やすごみの処理に伴って発生する熱エネルギーの利用形態については、蒸気をそのまま利用するものや、その蒸気によってタービンを動かして発電するものなど多種多様であり、一般的な用途例については、図 1.3-7 に示すとおりである。

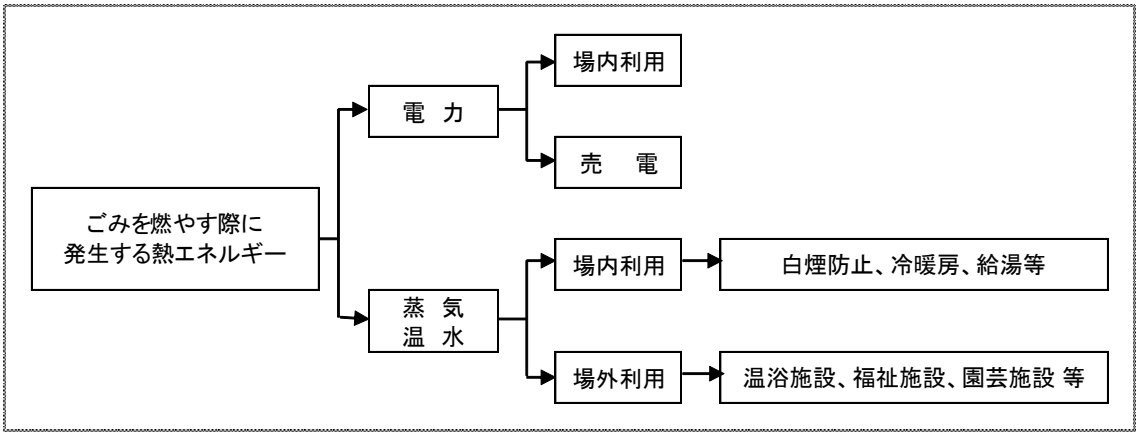

図 1.3-7　熱エネルギーの利用形態

3）熱エネルギーの利用方法

熱エネルギーの利用については、第一に、処理施設の場内利用を優先する。

場内の熱エネルギーの利用方法は、タービン発電を行うことを前提とするが、場内利用分を除く余剰電力については電力会社に売電することも含めて検討する。

(5)　地域との共生

1）地域共生型施設の整備

周辺の環境保全に配慮しつつ、住民に開かれた、地域との共生を基本とした施設整備計画を進める。

① 学習の場の提供

地域に向けて開かれた施設を目指し、施設で扱うごみの量などの情報コーナーの設置や、環境関連図書、視聴覚教材など、気軽に閲覧できるコーナーを開設するなどして、環境学習の場を提供する。

② 体験学習の場の提供

誰もが安全に安心して施設の見学ができるような、見学者コースを整備し、適正なごみ処理の状況について知る、学べる、理解が深まる体験学習の場の提供を図る。

③ 防災拠点

地域の防災拠点として利用が図れる施設とする。

（6）施設配置計画（案）

1）施設配置計画（案）

事業予定地を、図 1.3-8 に赤枠で示す。

現地測量調査等の結果、その施設配置計画は以下のとおりである。今後、環境影響評価調査等と並行して詳細な配置計画を定めるものとする。

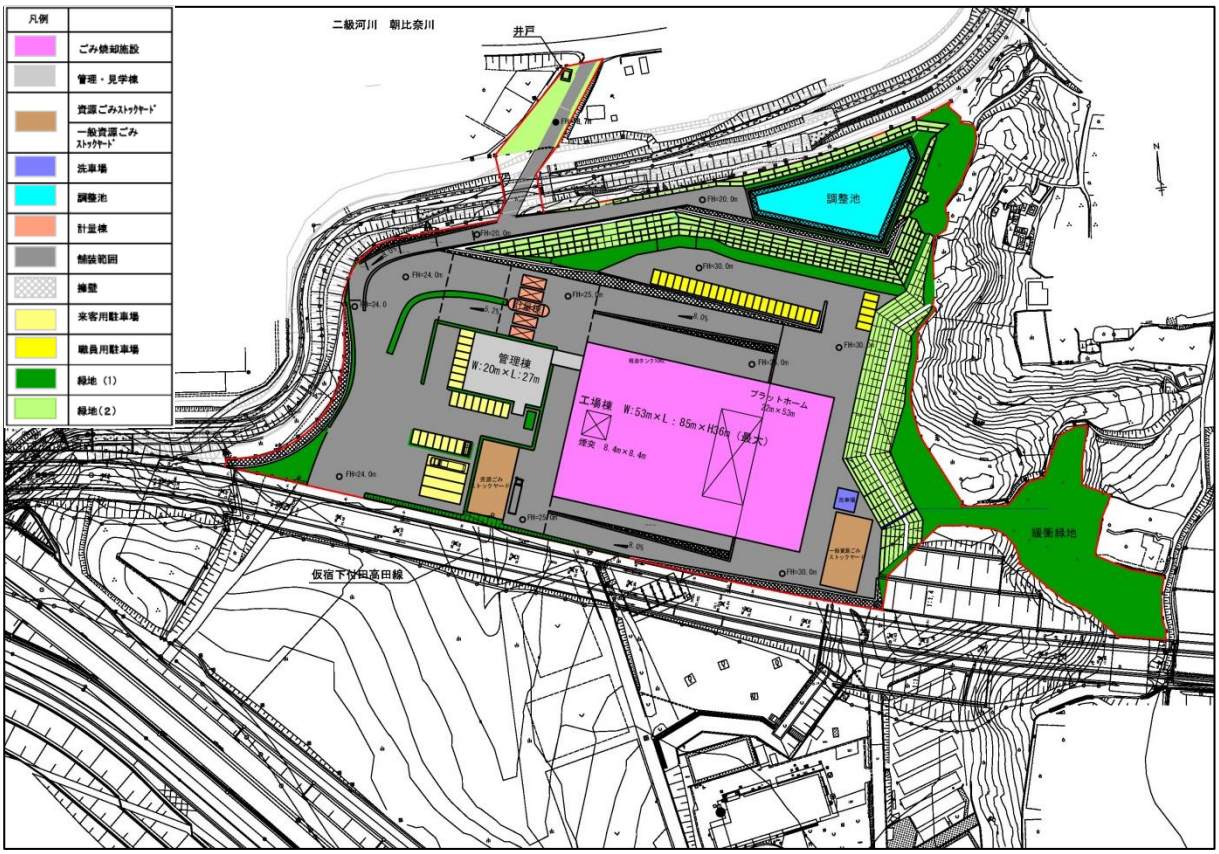

図 1.3-8　施設配置計画（案）

2）施設への搬入車両のルート

施設の建設工事中並びに供用後の施設への搬入車両は、藤枝岡部 IC ロングランプ側道から今後整備する市道仮宿下付田高田線を利用するルートを基本とする。

（空白）

第２章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

（空白）

第２章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

（空白）

第２章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

既存資料調査によって、事業予定地及びその周辺の地域概況を把握した。

既存資料調査の対象範囲は、事業予定地が位置する藤枝市仮宿・高田地区内を中心とする、周辺２km 範囲を基本とし、必要に応じて対象範囲を拡大した。

調査対象範囲に関しては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年９月、環境省）を基に、環境影響要因のなかで最も広範囲に影響が及ぶと想定される大気質において、計画施設からの排ガス最大着地濃度の予想距離のおおむね２倍程度に設定した。

2.1 地域の自然的状況

2.1.1　気　象

(1) 風向・風速

事業予定地周辺で静岡県が設置している一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の平成 26 年の風況（風向・風速の出現率）を図 2.1-1 に、それらの位置を図 2.1-2 に示す。

事業予定地に最も近い観測所は、自動車排ガス測定局の「藤枝自排局」（藤枝市郡 970）であり、年間平均風速 2.5 m/s、北西の風が卓越していた。また、一般環境大気測定局の「藤枝大気測定局」（藤枝市高柳 2-361-3）では、年間平均風速 2.0 m/s、西南西の風が卓越していた。

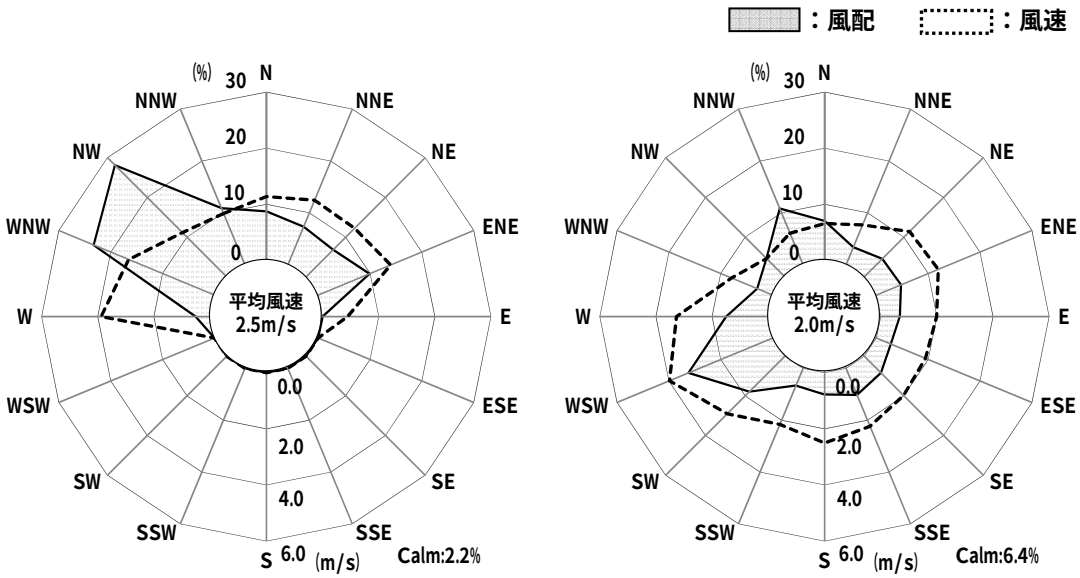

注）Calm は風速 0.4m/s 以下を示す。

【藤枝自排局(自動車排出ガス測定局)】　　【藤枝大気測定局(一般環境大気測定局)】

図 2.1-1　事業予定地周辺における風配図（平成 26 年）

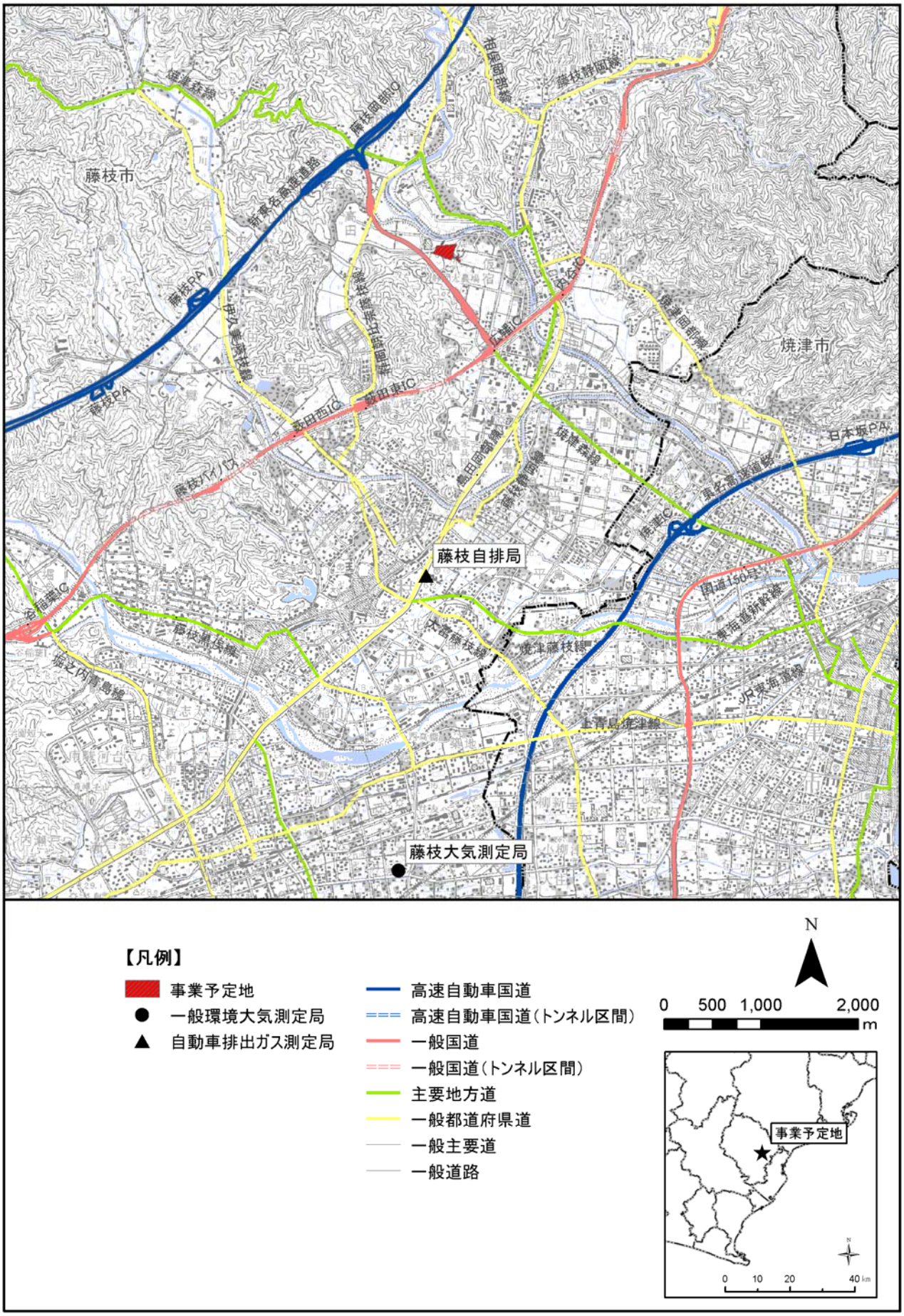

図 2.1-2　事業予定地周辺の大気測定局の位置

(2) 気温・降水量等

藤枝大気測定局と静岡地方気象台における、平成 26 年の気温・降水量等を表 2.1-1 及び図 2.1-3 に示す。また、それら気象観測所の位置を図 2.1-4 に示す。

一般環境大気測定局の藤枝大気測定局における観測記録によると、平成 26 年の年間平均気温は 17.2℃、最高気温 36.2℃（８月）、最低気温-2.7℃（12 月）であった。

降水量については、静岡地方気象台における記録があり、年間降水量 2,374 mm、最大月間降水量 491 mm（10 月）、最小月間降水量 67 mm（１月）であった。

表 2.1-1　気温・降水量等（平成 26 年）

月	藤枝大気測定局			静岡地方気象台						
	気温 (℃)			気温 (℃)			降水量 (mm)	相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)	
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	合計	平均	平均	最多風向
1 月	7.4	16.0	-1.5	7.2	17.8	-1.5	67	53	2.2	西北西
2 月	8.1	19.9	0.5	7.6	19.0	-0.8	205	63	2.0	北東
3 月	11.1	22.8	-1.8	10.5	24.0	-1.3	369	60	2.5	北東
4 月	14.8	25.7	2.6	14.2	26.5	2.6	209	64	2.2	北東
5 月	19.9	29.6	9.9	19.0	28.4	10.1	175	68	2.2	南
6 月	23.7	33.8	17.6	22.7	32.6	17.0	97	76	2.1	南
7 月	26.8	36.0	20.0	25.9	36.6	19.7	160	78	1.9	南
8 月	27.7	36.2	21.3	27.0	36.6	20.7	161	77	2.4	南西
9 月	23.9	33.2	15.2	23.3	31.3	15.1	232	71	2.0	南
10 月	20.0	31.8	10.9	19.4	30.8	11.4	491	72	2.1	北東
11 月	15.1	24.3	5.6	14.8	23.6	4.3	88	69	1.8	北西
12 月	7.6	18.5	-2.7	7.7	18.9	-2.1	123	55	2.6	西南西
年間	17.2	36.2	-2.7	16.6	36.6	-2.1	2,374	67	2.2	北東

資料）「藤枝市大気測定局測定結果」（静岡県提供資料）、「気象統計情報」（静岡地方気象台ホームページ）

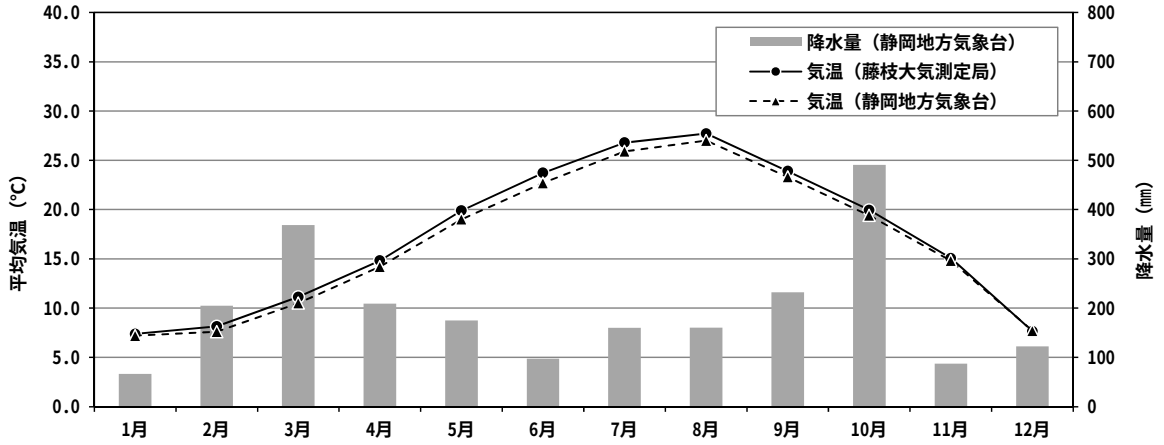

図 2.1-3　気温・降水量等の推移（平成 26 年）

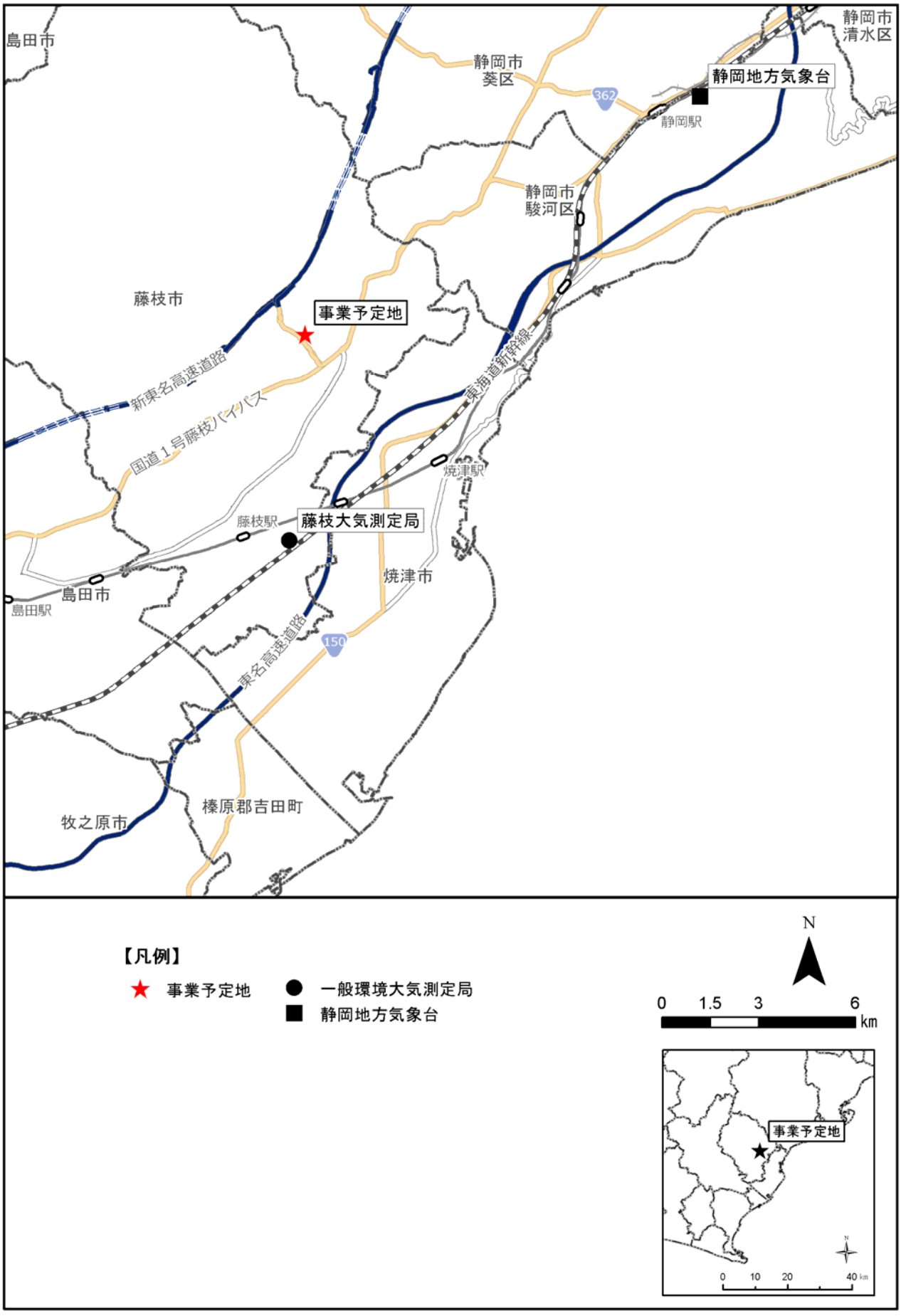

図 2.1-4　気象観測所の位置

(3) 平年値

風況、気温・降水量等の平年値（1981 年～2010 年）を表 2.1-2 及び図 2.1-5 に示す。

静岡地方気象台における記録によると、年間平均気温 16.6℃、最高気温 30.8℃（８月）、最低気温 1.8℃（１月）であり、年間降水量 2,325 mm、最大月間降水量 293 mm（６月）、最低月間降水量 63 mm（12 月）であった。一方、風況に関しては、年間平均風速 2.2 m/s、冬季に西北西の風、夏季に南の風が卓越していた。

表 2.1-2　静岡地方気象台における平年値（過去 30 年間）

月	気温 (℃)			風向・風速 (m/s)		降水量 (mm)	相対湿度 (%)	気圧 (hPa)	日照時間 (時間)	全天日射 (MJ/㎡)
	平均	最高	最低	平均	最多風向	合計	平均	平均	合計	平均
1 月	6.7	11.5	1.8	2.2	西北西	75	57	1013.7	201.6	9.9
2 月	7.3	12.0	2.5	2.4	西北西	103	57	1013.3	181.0	12.1
3 月	10.3	14.8	5.7	2.4	北東	217	63	1012.9	179.1	13.9
4 月	14.9	19.5	10.4	2.4	北東	210	66	1012.1	185.1	16.7
5 月	18.8	23.0	14.7	2.3	南	213	71	1010.0	183.3	17.7
6 月	22.0	25.7	18.8	2.1	南	293	78	1007.3	132.1	15.8
7 月	25.7	29.5	22.7	2.1	南	278	79	1006.9	154.2	16.7
8 月	27.0	30.8	23.8	2.2	南	251	77	1008.2	201.4	18.0
9 月	24.1	27.9	20.8	2.1	北東	292	75	1010.5	148.9	13.7
10 月	18.9	23.1	15.0	2.0	北東	200	70	1013.8	160.9	11.4
11 月	13.9	18.4	9.4	2.0	北東	132	66	1015.6	170.3	9.5
12 月	9.0	14.0	4.1	2.0	西北西	63	60	1014.8	201.1	9.0
年間	16.6	30.8	1.8	2.2	―	2,325	68	1011.6	2099.0	13.7

注)1. 平年値は、その時々の気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。現在の平年値は、1981～2010 年の資料から算出された 2010 年平年値である。
注)2. 表中の平年値については、最多風向のみ過去 21 年間の値であるが、その他は過去 30 年間の値を示す。
資料)「平年値」(静岡地方気象台ホームページ)

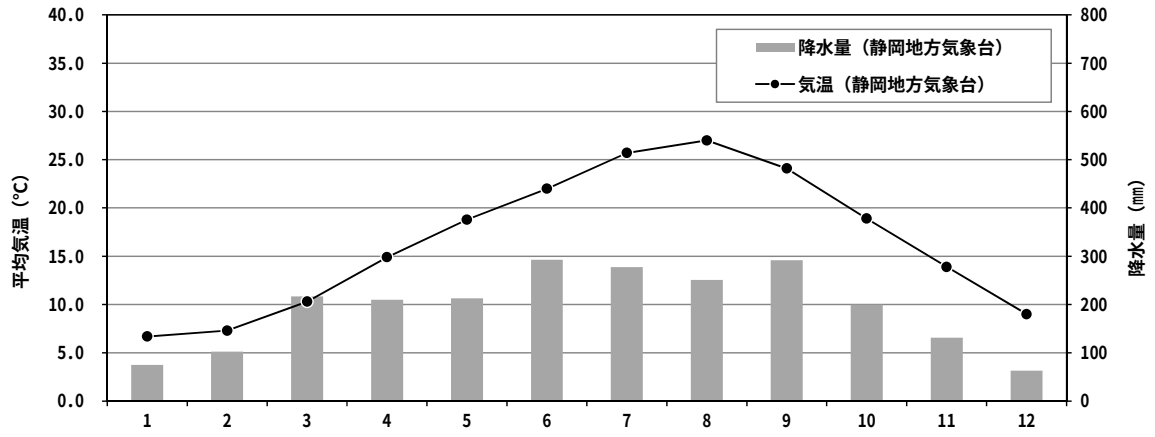

図 2.1-5　静岡地方気象台における平年値（気温及び降水量）

2.1.2 水　象

(1) 河　川

事業予定地周辺における河川の概要を表 2.1-3 及び図 2.1-6 に示す。

事業予定地に近接する河川は準用河川の高田大溝川であり、事業予定地の近傍で瀬戸川水系の朝比奈川に合流している。高田大溝川の最上流部は藪田川と接続しており、高田大溝川の上流部において現況河床勾配が逆転していることから、高田大溝川の流域の一部が藪田川へ流入している。なお、この逆転勾配は河川改修事業により今後解消される計画である。

その他、朝比奈川では、高田大溝川との合流点から下流約 50ｍの位置に白岩頭首工（電動ゴム引布製起伏堰）が設けられているとともに、高田大溝川には朝比奈川の合流点から上流約 200ｍの位置に水門が設置されている。

事業予定地の２km 圏内における河川の平均流量は表 2.1-3 に示すとおりであり、朝比奈川における平成 23 年度の平均流量は、仮宿橋では 1.62 m^3/s、その下流側の新横内橋では 1.81 m^3/s であった。

表 2.1-3　事業予定地周辺の河川の概要

水系名	区分	河川名	延長（m）	終点	平均流量（m^3/s）
瀬戸川水系	二級河川	朝比奈川	25,500	瀬戸川への合流点	仮宿橋：1.62　新横内橋：1.81
		岡部川	5,300	朝比奈川への合流点	宮前橋：0.25
		吐呂川	2,110	朝比奈川への合流点	―
	準用河川	高田大溝川	1,127	朝比奈川への合流点	―
		法ノ川	2,630	葉梨川への合流点	広幡小橋：0.07
		藪田川	2,850	葉梨川への合流点	―

資料）「静岡県河川指定調書　平成 14 年 4 月 30 日現在」（静岡県）、「平成 24 年版　ふじえだの環境」（藤枝市）

(2) 湖　沼

「日本の湖沼環境」（平成元年 12 月、環境省）によると、事業予定地の２km 圏内に湖沼は分布していない。

(3) 地下水

事業予定地周辺における地下水の状況として、水文地質の状況を図 2.1-7 に示す。

事業予定地の表層地質は、主に瀬戸川層群砂岩の固結堆積物及び泥質堆積物の未固結堆積物からなっている。また、基盤上面等高線（p.2-8）についてみると、事業予定地は概ね０ｍ～-10ｍラインに近接しており、比較的浅い深さに岩盤（不透水層）が分布している。

その他に、「静岡県の湧き水 100」（平成 14 年３月、静岡県）によると、事業予定地周辺に湧水３件が選定されているが、事業予定地の２km 圏内には分布していない。

湧水の分布状況を表 2.1-4 及び図 2.1-7 に示す。

表 2.1-4　湧水の分布状況

名称	所在地	事業予定地からの距離
元井戸	藤枝市音羽町二丁目及び五丁目	約 4,850m
姥が池	藤枝市立花二丁目	約 3,850m
青池	藤枝市緑町二丁目	約 4,250m

資料）「静岡県の湧水 100」（平成 14 年 3 月、静岡県）

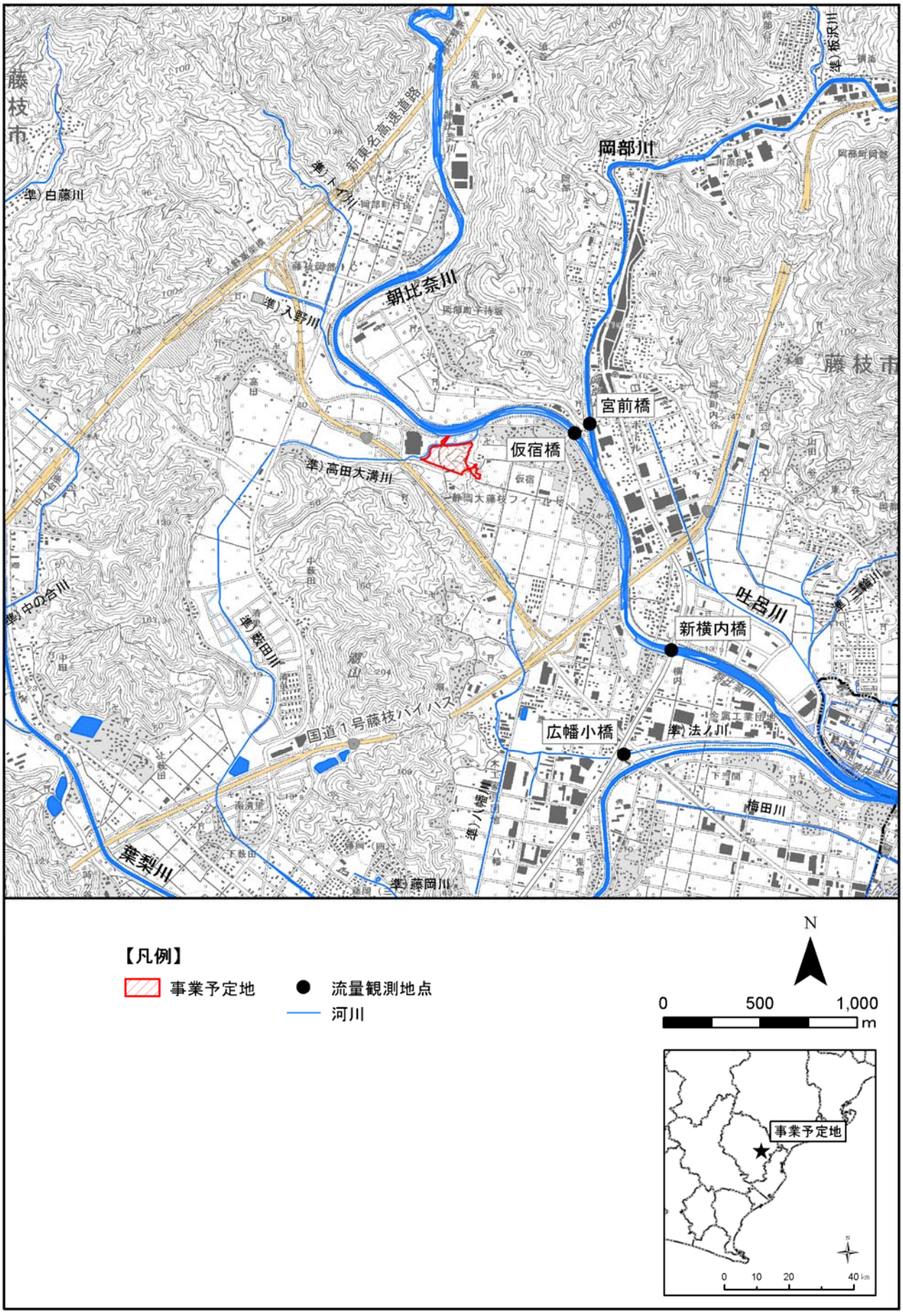

図 2.1-6　主要な河川と流量観測地点

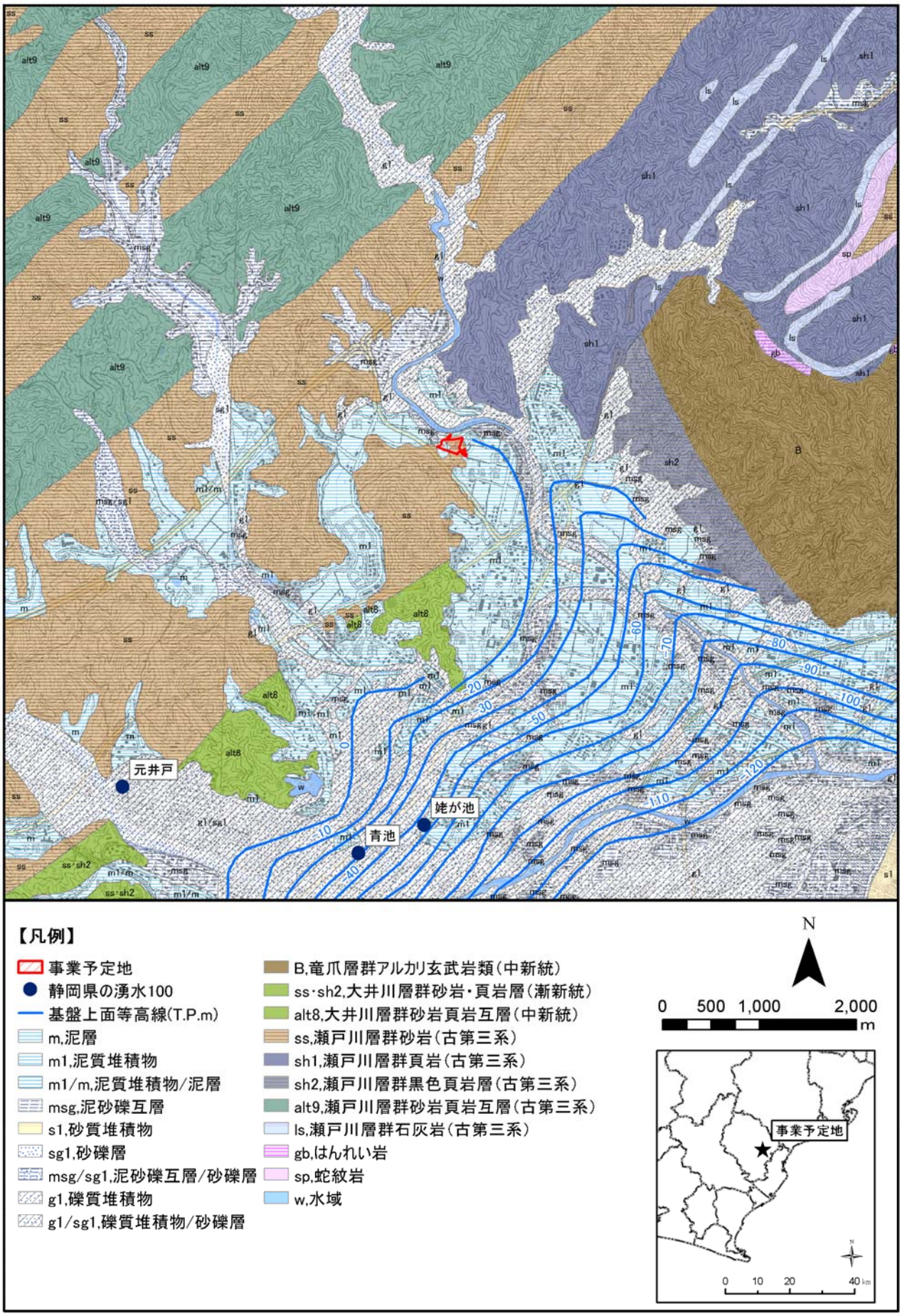

図 2.1-7　地下水の状況（水文地質）

2.1.3 地形・地質

(1) 地　形

事業予定地周辺における地形分類図を図 2.1-8 に示す。

事業予定地周辺は、小起伏山地及び中起伏山地からなる山域と、瀬戸川水系に沿って分布する、海岸平野及び谷底平野（泥質）、扇状地（大規模・砂礫質）、自然堤防から主になる低地域に大別される。事業予定地は、潮山（標高 204m）を中心とした小起伏山地の北東縁にあたり、北側で朝比奈川の自然堤防と接している。

なお、「自然環境保全基礎調査　静岡県すぐれた自然図」（昭和 50、51 年、環境庁）、「日本の地形レッドデータブック第１集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、古今書院）及び「日本の地形レッドデータブック第２集－保存すべき地形－」（平成 14 年３月、古今書院）によれば、事業予定地及びその周辺に、特異な地形、危機にある地形及び保存すべき地形に該当するものは分布していない。

(2) 地　質

事業予定地周辺における表層地質図を図 2.1-9 に示す。

事業予定地周辺は、古第三系の瀬戸川層群砂岩と瀬戸川層群砂岩頁岩互層が北東から南東の走向で帯状分布しており、岡部地区から丸子地区にかけての瀬戸川層群頁岩、南側での中新統の大井川層群砂岩頁岩互層、高草山周辺の竜爪層群アルカリ玄武岩類（中新統）が分布している。事業予定地は、瀬戸川層群砂岩から主になり、谷部に泥質堆積物が分布している。

なお、「自然環境保全基礎調査　静岡県すぐれた自然図」（昭和 50、51 年、環境庁）によれば、事業予定地及びその周辺に、特異な地質に該当するものは分布していない。

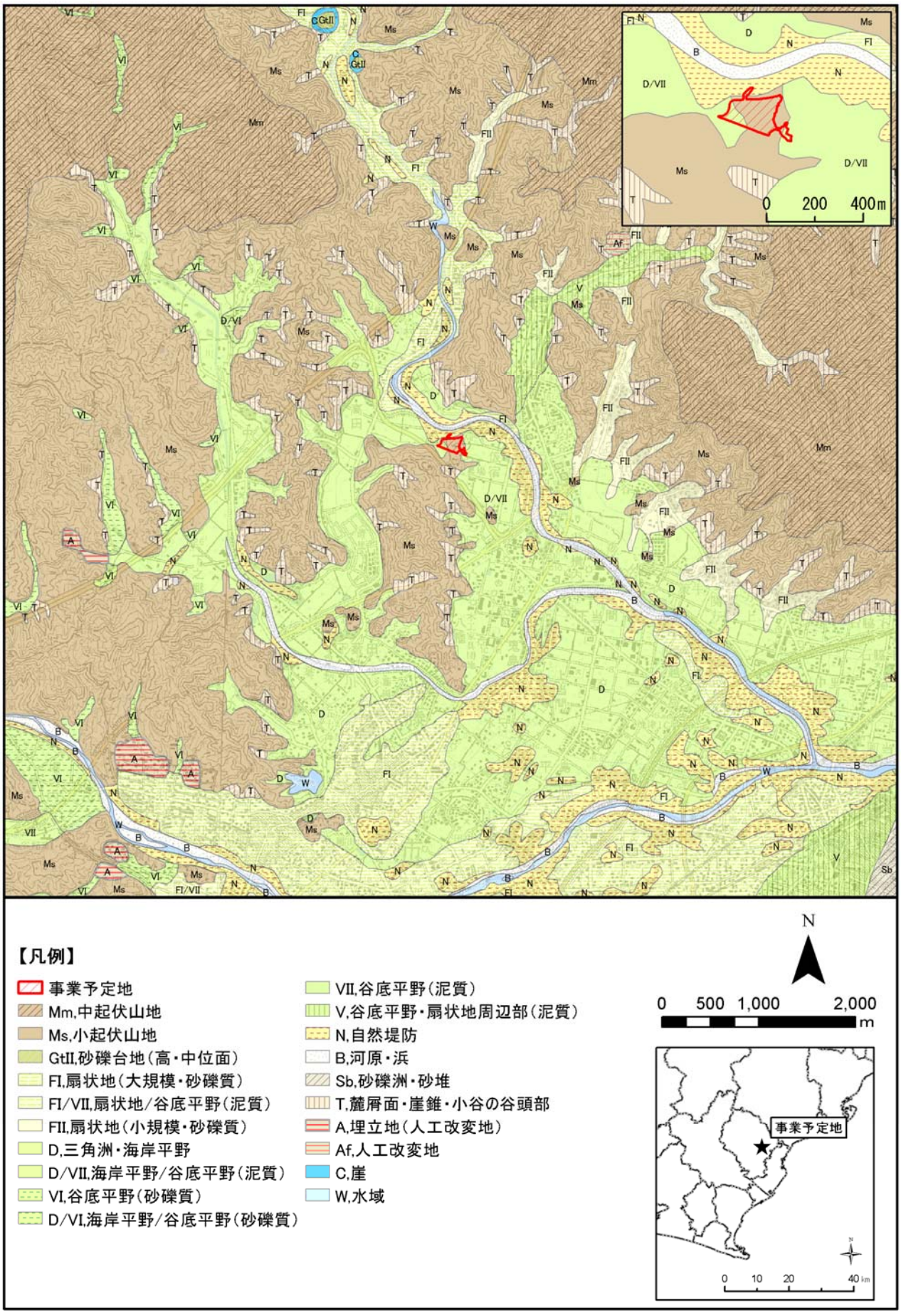
【凡例】
事業予定地
Mm,中起伏山地
Ms,小起伏山地
GtII,砂礫台地(高・中位面)
FI,扇状地(大規模・砂礫質)
FI/VII,扇状地/谷底平野(泥質)
FII,扇状地(小規模・砂礫質)
D,三角洲・海岸平野
D/VII,海岸平野/谷底平野(泥質)
VI,谷底平野(砂礫質)
D/VI,海岸平野/谷底平野(砂礫質)
VII,谷底平野(泥質)
V,谷底平野・扇状地周辺部(泥質)
N,自然堤防
B,河原・浜
Sb,砂礫洲・砂堆
T,麓屑面・崖錐・小谷の谷頭部
A,埋立地(人工改変地)
Af,人工改変地
C,崖
W,水域
N
0 500 1,000 2,000 m
事業予定地
0 200 400m
0 10 20 40 km

図 2.1-8　地形分類図

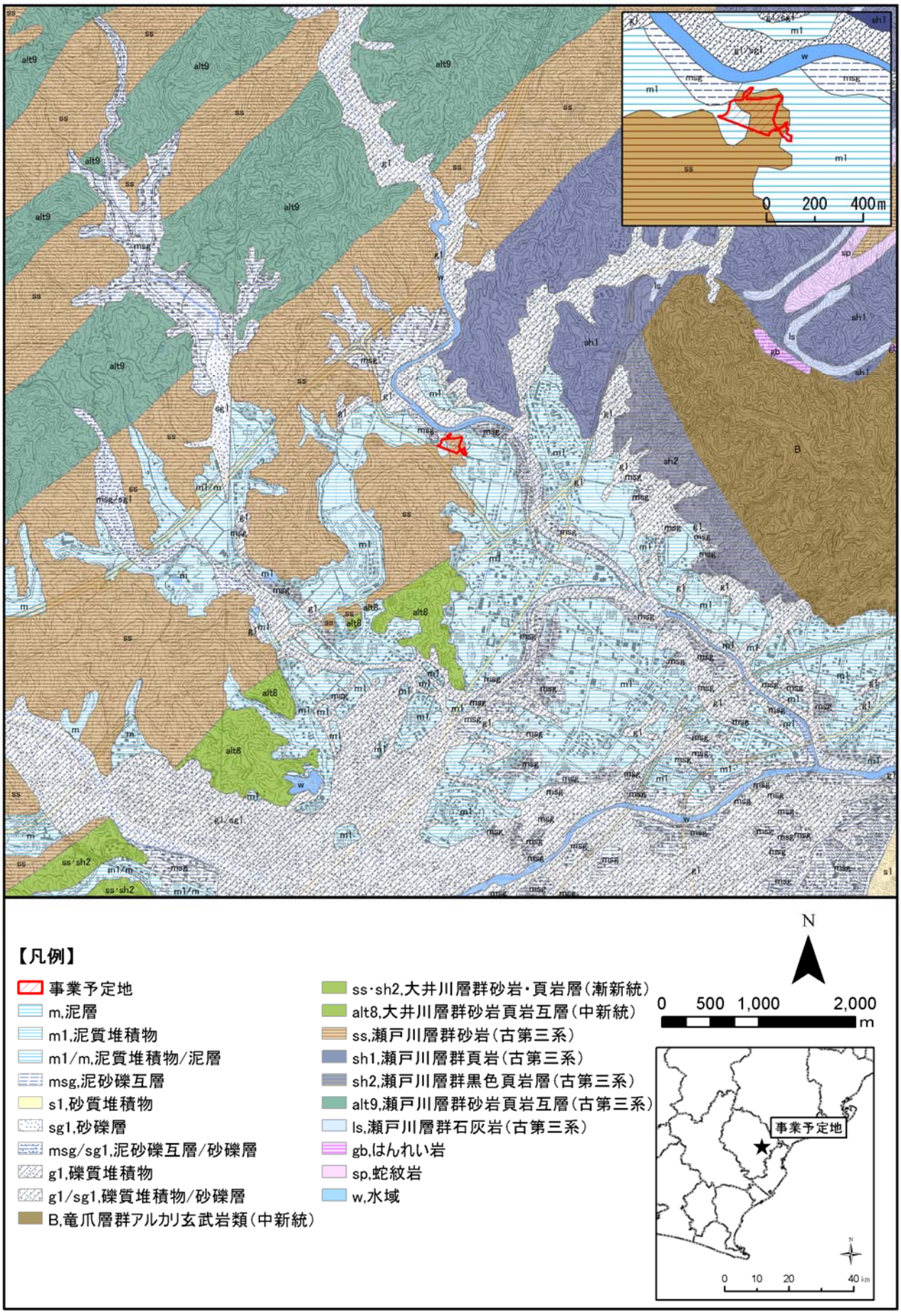
【凡例】
事業予定地
m,泥層
m1,泥質堆積物
m1/m,泥質堆積物/泥層
msg,泥砂礫互層
s1,砂質堆積物
sg1,砂礫層
msg/sg1,泥砂礫互層/砂礫層
g1,礫質堆積物
g1/sg1,礫質堆積物/砂礫層
B,竜爪層群アルカリ玄武岩類(中新統)
ss･sh2,大井川層群砂岩･頁岩層(漸新統)
alt8,大井川層群砂岩頁岩互層(中新統)
ss,瀬戸川層群砂岩(古第三系)
sh1,瀬戸川層群頁岩(古第三系)
sh2,瀬戸川層群黒色頁岩層(古第三系)
alt9,瀬戸川層群砂岩頁岩互層(古第三系)
ls,瀬戸川層群石灰岩(古第三系)
gb,はんれい岩
sp,蛇紋岩
w,水域
N
0 500 1,000 2,000 m
事業予定地
0 10 20 40 km
0 200 400m

図 2.1-9　表層地質図

2.1.4 動物・植物

(1) 動　物

1) 動物相の状況

事業予定地周辺における哺乳類の生息メッシュを図 2.1-10 及び図 2.1-11 に示す。

事業予定地周辺における既存資料の分布記録を集計した結果、タヌキ、キツネほか哺乳類５目 11 科 17 種、キジ、ヒヨドリ、ハシボソガラスほか鳥類 20 目 58 科 247 種、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビほか爬虫類２目７科 11 種、ニホンアマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエルほか両生類２目６科 14 種、オイカワ、モツゴ、ドジョウほか淡水魚類 10 目 18 科 49 種、シオカラトンボ、クマゼミ、コクワガタ、ナミアゲハほか昆虫類６目 48 科 189 種、ヒメタニシ、カワニナ、オナジマイマイほか陸・淡水産貝類５目 21 科 48 種の生息が確認された。

上記の確認種は、事業予定地を含む里地・里山環境でみられる種がほとんどであるが、事業予定地での分布記録はなかった。

2) 注目すべき動物

「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―動物編 2004」（平成 16 年、静岡県）によれば、事業予定地を包含する国土地理院地形図の２次メッシュ、2.5 次メッシュ（２次メッシュの４分割図）に、表 2.1-5 に示すとおりの注目すべき動物の分布記録があった。その内訳は、鳥類 14 科 22 種、爬虫類５科５種、両生類２科３種、淡水魚類５科８種、昆虫類２科２種、陸・淡水産貝類１科１種の合計 28 科 41 種である。

カテゴリー別にみると、絶滅危惧ⅠA 類のメダカ、カワバタモロコ（藪田川水系）、絶滅危惧ⅠB 類のミゾゴイ、コアジサシ（沿岸域）の他に、絶滅危惧Ⅱ類９種、準絶滅危惧 12 種、情報不足や分布上注目種等 16 種が確認されている。

また、「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―動物編 2004」（平成 16 年、静岡県）では、「今守りたい大切な自然」として 10 か所の重要生息生育地を選定している。事業予定地付近では「藪田川とその周辺」が選定されており、カワバタモロコやニホンアカガエルなどが確認されている。

このほか、「第２回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」（昭和 55 年、環境庁）によると、事業予定地周辺の山域にモリアオガエル、ウシカメムシ、オオツノカメムシ、瀬戸川水系の低地にタイワンクツワムシ、フタスジサナエ、クロツヤコオロギ等の分布記録があった。

以上の確認された動物のうち、カワバタモロコについては、静岡県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定されている。

事業予定地周辺における、「第２回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」での動植物分布、及び「今守りたい大切な自然」に選定された「藪田川及びその周辺等」の位置を図 2.1-12 に示す。

凡例　●：事業予定地、□：事業予定地周辺

資料）「第２回自然環境保全基礎調査　静岡県動植物分布図」
（昭和 56 年、環境庁）

図 2.1-10　哺乳類の生息メッシュ図

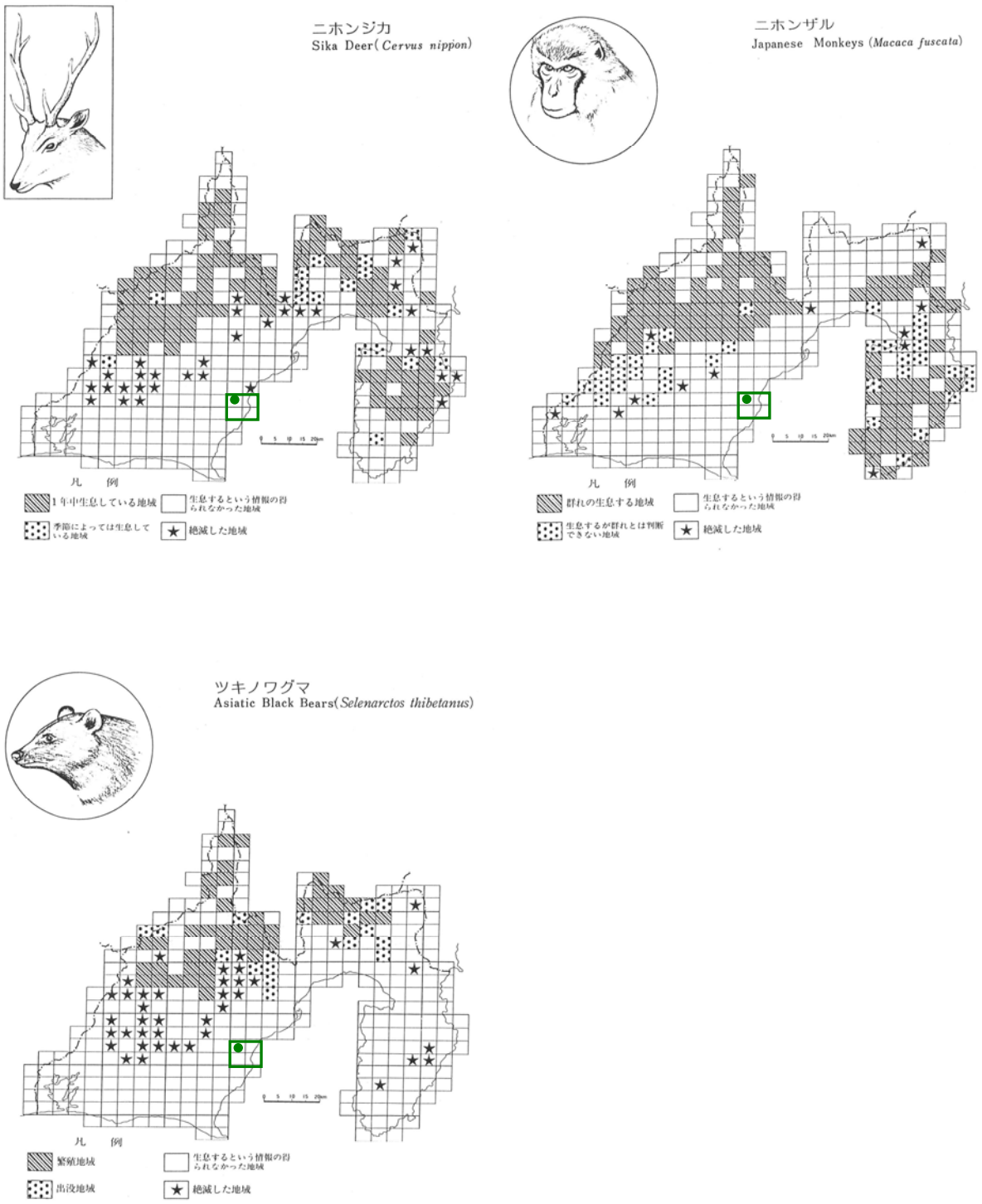

凡例　●：事業予定地、□：事業予定地周辺

資料）「第２回自然環境保全基礎調査　静岡県動植物分布図」
（昭和 56 年、環境庁）

図 2.1-11　哺乳類の生息メッシュ図

表 2.1-5　静岡県版レッドデータブック掲載種（動物）

分類群	科名	和名	カテゴリー注)2					メッシュサイズ注)3
			CR	EN	VU	NT	その他	
鳥類	サギ	ミゾゴイ		●				2次メッシュ
	カモ	トモエガモ			●			2次メッシュ
		シノリガモ				●		2次メッシュ
		ミコアイサ				●		2次メッシュ
	タカ	ミサゴ					N-Ⅲ	2次メッシュ
		オオワシ					N-Ⅱ	2次メッシュ
		オオタカ			●			2.5次メッシュ
		ハイタカ			●			2.5次メッシュ
		サシバ			●			2次メッシュ
		クマタカ			●			2次メッシュ
	ハヤブサ	ハヤブサ			●			2次メッシュ
	キジ	ヤマドリ				●		2次メッシュ
	クイナ	クイナ				●		2次メッシュ
	タマシギ	タマシギ			●			2次メッシュ
	チドリ	イカルチドリ				●		2.5次メッシュ
		タゲリ				●		2次メッシュ
	カモメ	コアジサシ		●				2次メッシュ
	フクロウ	オオコノハズク					DD	2次メッシュ
	キツツキ	アリスイ				●		2次メッシュ
	ツバメ	コシアカツバメ				●		2次メッシュ
	ヒタキ	コサメビタキ			●			2次メッシュ
	カササギヒタキ	サンコウチョウ				●		2次メッシュ
爬虫類	イシガメ	クサガメ					N-Ⅲ	2.5次メッシュ
	スッポン	スッポン					DD	2次メッシュ
	ヤモリ	ニホンヤモリ					N-Ⅲ	2次メッシュ
	トカゲ	ニホントカゲ					N-Ⅱ	2次メッシュ
	ヘビ	シロマダラ					DD	2.5次メッシュ
両生類	アカガエル	ニホンアカガエル			●			2.5次メッシュ
		トノサマガエル					N-Ⅲ	2次メッシュ
	アオガエル	モリアオガエル				●		2次メッシュ
淡水魚類	コイ	カワバタモロコ	●					2.5次メッシュ
		タカハヤ					N-Ⅱ	2.5次メッシュ
		タモロコ					N-Ⅱ	2.5次メッシュ
	メダカ	メダカ	●					2.5次メッシュ
	カワアナゴ	カワアナゴ					N-Ⅲ	2次メッシュ
		テンジクカワアナゴ					N-Ⅲ	2次メッシュ
	ハゼ	カワヨシノボリ					N-Ⅱ	2.5次メッシュ
	カジカ	アユカケ(カマキリ)				●		2次メッシュ
昆虫類	コオロギ	ウミコオロギ(大崩海岸)					LP	2次メッシュ
	バッタ	ヤマトバッタ				●		2次メッシュ
陸・淡水産貝類	ミジンマイマイ	ミジンマイマイ					DD	2次メッシュ

注)1.本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

注)2.カテゴリー記号

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：絶滅の恐れのある地域個体群、N-Ⅰ：現状不明、N-Ⅱ：分布上注目種等、N-Ⅲ：部会注目種

注)3.メッシュサイズのうち、2次メッシュとは「標準地域メッシュ・システム（旧日本測地系による)」の第2次地域区画のことで、1/25,000地形図1枚と同じ範囲である。2.5次メッシュとは、2次メッシュの1/4の区画で、自然保護課が所管する静岡県鳥獣保護区等位置図のメッシュと同じ範囲である。

資料)「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―動物編2004」（平成16年、静岡県）

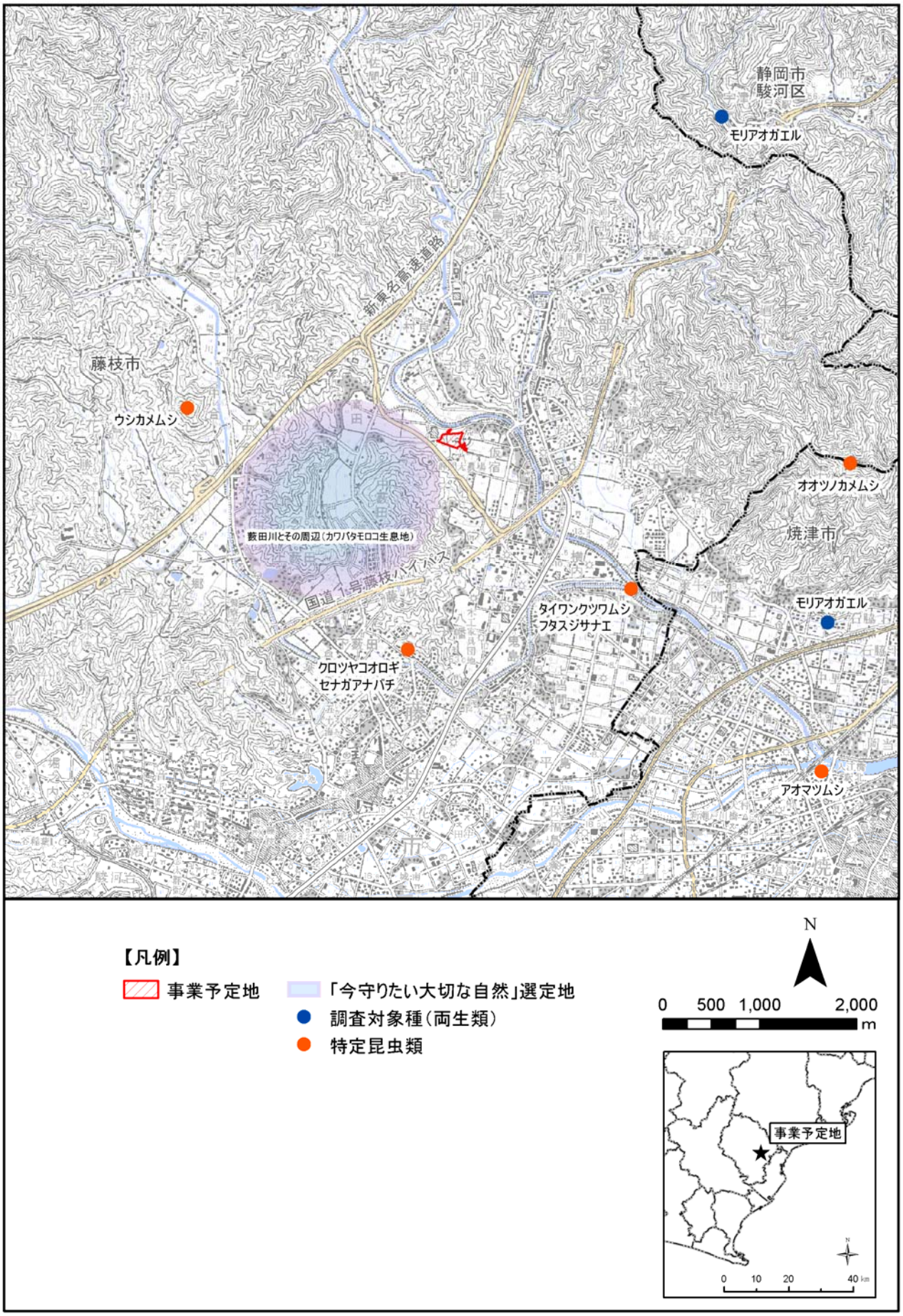

図 2.1-12　動植物分布及び「今守りたい大切な自然」の選定地

(2) 植　物

1) 植生の状況

事業予定地周辺における現存植生を図 2.1-13 に示す。

平成11年より環境省で整備している1/2.5万植生図によると、事業予定地周辺の植生は、丘陵地から山地にかけて、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、竹林などが主に分布しており、瀬戸川水系沿いの低地に、水田雑草群落、市街地、緑の多い住宅地などが広がっている。自然植生は代償植生、植林、耕作地及び市街地にほとんど置き換わっており、ミミズバイースダジイ群集など常緑広葉樹自然林が藤枝市岡出山にわずかながら残存している。

事業予定地は、畑雑草群落、竹林、シイ・カシ二次林に被われており、自然植生は分布しない。

2) 植物相の状況

事業予定地周辺における既存資料の分布記録を集計した結果、エノキ、ムクノキ、マダケなど維管束植物（シダ植物及び種子植物）171 科 986 種の生育が確認された。

上記の確認種は、事業予定地を含む里地・里山環境でみられる種がほとんどであるが、事業予定地での分布記録はなかった。

3) 注目すべき植物種

「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―植物編 2004」（平成 16 年、静岡県）によれば、事業予定地を包含する国土地理院地形図の２次メッシュ、2.5 次メッシュ（２次メッシュの４分割図）に、表 2.1-6 に示すとおりの注目すべき植物の分布記録があった。その内訳は、シダ植物 2 科 2 種、離弁花類 12 科 12 種、合弁花類５科９種、単子葉植物４科 12 種の合計 23 科 35 種である。

カテゴリー別にみると、絶滅危惧ⅠA 類のヤマタバコ、カンラン、絶滅危惧ⅠB 類のコシノコバイモ等９種の他に、絶滅危惧Ⅱ類 15 種、準絶滅危惧３種、情報不足や分布上注目種等６種が確認されている。

また、「第４回・第６回自然環境保全基礎調査　日本の巨樹・巨木林」（平成３年・平成 13 年、環境庁）によると、事業予定地及びその周辺には、表 2.1-7 及び図 2.1-14 に示すとおり、市指定天然記念物２件をはじめ、巨樹・巨木７本が確認されている。事業予定地には、巨樹・巨木の分布確認はないが、近傍の岡部町子持坂には、常願寺のカヤ（市指定天然記念物）をはじめ、巨樹・巨木４本が分布している。

なお、「第２回・第３回・第５回自然環境保全基礎調査」（昭和 53 年、昭和 63 年及び平成 12 年、環境省）によると、事業予定地及びその周辺に、特定植物群落は分布していない。

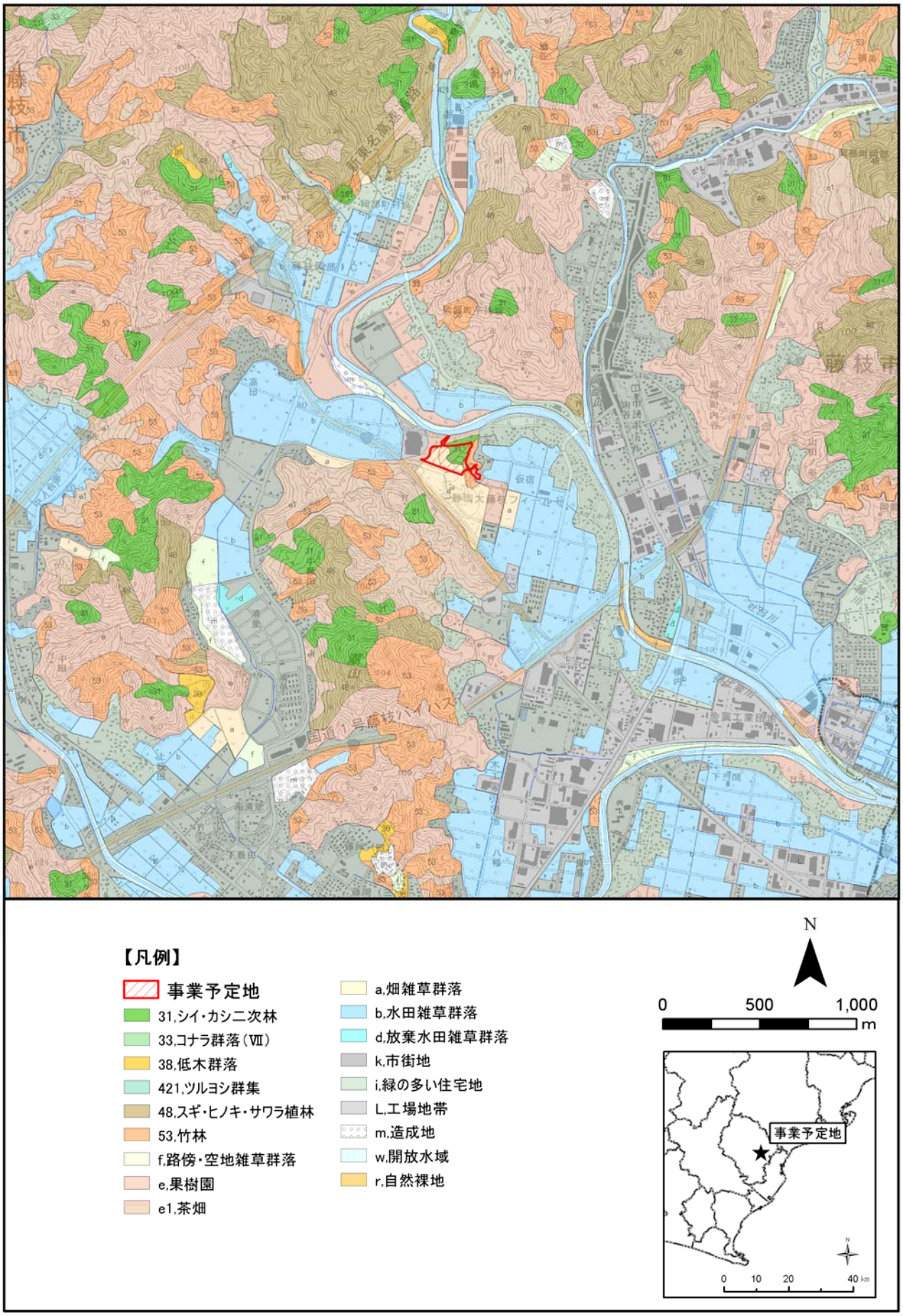
【凡例】
事業予定地
31,シイ・カシ二次林
33,コナラ群落(Ⅶ)
38,低木群落
421,ツルヨシ群集
48,スギ・ヒノキ・サワラ植林
53,竹林
f,路傍・空地雑草群落
e,果樹園
e1,茶畑
a,畑雑草群落
b,水田雑草群落
d,放棄水田雑草群落
k,市街地
i,緑の多い住宅地
L,工場地帯
m,造成地
w,開放水域
r,自然裸地
N
0
500
1,000
m
事業予定地
0
10
20
40 km

図 2.1-13　現存植生図

表 2.1-6　静岡県版レッドデータブック掲載種（植物）

分類群	科名	種名	カテゴリー注)2					メッシュサイズ注)3
			CR	EN	VU	NT	その他	
植物	オシダ	ツクシヤブソテツ			●			2次メッシュ
	ウラボシ	アオネカズラ					N-Ⅲ	2次メッシュ
	タデ	コギシギシ		●				2次メッシュ
	キンポウゲ	ミスミソウ			●			2次メッシュ
	スイレン	オニバス			●			2次メッシュ
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ			●			2次メッシュ
	アブラナ	タチスズシロソウ		●				2次メッシュ
	バラ	ビロードイチゴ					N-Ⅱ	2.5次メッシュ
	トウダイグサ	フジタイゲキ		●				2次メッシュ
	スミレ	キスミレ			●			2次メッシュ
	ヒシ	ヒメビシ		●				2次メッシュ
	アカバナ	ウスゲチョウジタデ				●		2.5次メッシュ
	アリノトウグサ	フサモ					N-Ⅲ	2次メッシュ
	ミツガシワ	アサザ			●			2次メッシュ
	シソ	ミズトラノオ		●				2次メッシュ
		キセワタ			●			2次メッシュ
		コナミキ		●				2次メッシュ
	ゴマノハグサ	オオアブノメ			●			2次メッシュ
	ハマウツボ	ハマウツボ			●			2次メッシュ
	キキョウ	キキョウ			●			2次メッシュ
	キク	イズハハコ				●		2次メッシュ
		フジバカマ			●			2次メッシュ
		ヤマタバコ	●					2次メッシュ
	ヒルムシロ	コバノヒルムシロ					DD	2次メッシュ
		イトモ			●			2次メッシュ
	ユリ	ヒロハノアマナ		●				2次メッシュ
		カタクリ					N-Ⅲ	2次メッシュ
		コシノコバイモ		●				2次メッシュ
	カヤツリグサ	ヤブスゲ					N-Ⅲ	2次メッシュ
	ラン	エビネ				●		2次メッシュ
		カンラン	●					2次メッシュ
		ナギラン			●			2次メッシュ
		クマガイソウ			●			2次メッシュ
		ツレサギソウ			●			2次メッシュ
		イイヌマムカゴ		●				2次メッシュ

注)1.本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

注)2.カテゴリ-記号
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：絶滅の恐れのある地域個体群、N-Ⅰ：現状不明、N-Ⅱ：分布上注目種等、N-Ⅲ：部会注目種

注)3.メッシュサイズのうち、2次メッシュとは「標準地域メッシュ・システム（旧日本測地系による)」の第2次地域区画のことで、1/25,000 地形図1枚と同じ範囲である。2.5次メッシュとは、2次メッシュの1/4の区画で、自然保護課が所管する静岡県鳥獣保護区等位置図のメッシュと同じ範囲である。

資料)「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―植物編2004」（平成16年、静岡県）

表 2.1-7　事業予定地周辺の巨樹・巨木

No.	名称	樹種	幹周(cm)	樹高(m)	保護の区分[注)1]
1	白髭神社	クスノキ	480	23	5
2[注)2]	－	シラカシ	450	28	2C
3	若宮神社	クスノキ	382	25	1
4	子持坂浅間神社	スダジイ	370	13	1
	子持坂浅間神社	スダジイ	380	12	5
	子持坂浅間神社	スダジイ	368	22	5
5	子持坂常願寺	カヤ	464	16	2C
6	神神社の森	カヤ	334	20	5

注）1.表中の単木の保護の区分を以下に示す。
1：無
2：天然記念物等（A:国、B:都道府県、C:市町村）
3：保安林・学術参考保護林等
4：風致地区・緑地保全地区・都市の美観風致を維持するための保存樹木等
5：不明

注）2.平成 21 年及び平成 23 年の台風により枝張りが失われたため、平成 24 年 3 月 26 日藤枝市教育委員会告示第 19 号により指定が解除されている。

資料）「第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査　日本の巨樹・巨木林」（平成 3 年・平成 13 年、環境庁）

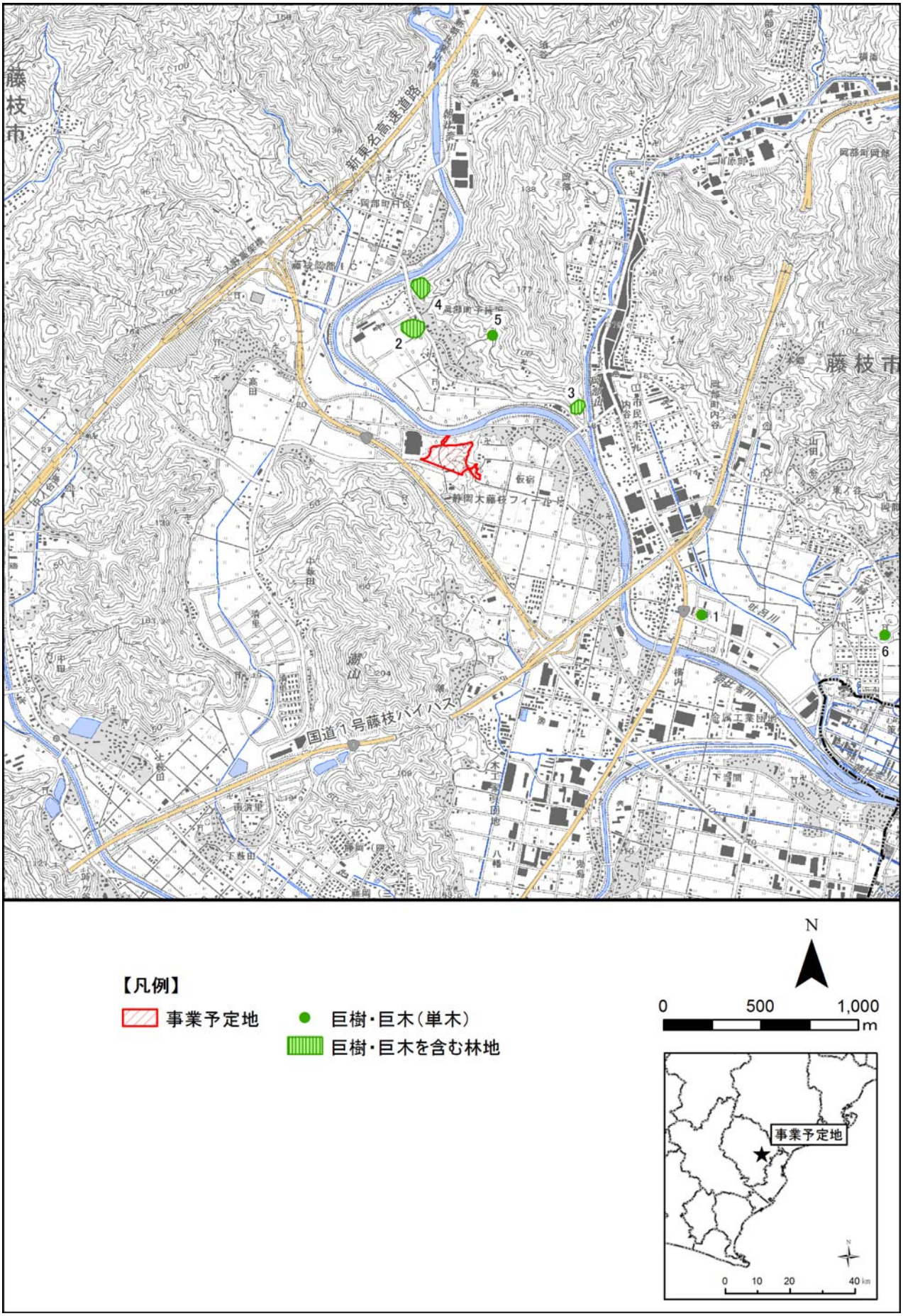

図 2.1-14　巨樹・巨木の分布

2.1.5 自然災害

事業予定地周辺における土砂災害危険箇所を図 2.1-15 に、土砂災害警戒区域等を図 2.1-16 に示す。また、砂防三法指定区域を図 2.1-17 に示す。

事業予定地には、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、砂防三法指定区域などに指定されている区域はない。なお、事業予定地の約 200m西側に急傾斜地崩壊危険箇所、約 150m西側に急傾斜地の崩壊の特別警戒区域及び警戒区域（いずれも潮山周辺）、朝比奈川を挟んで約 350m北東側に地すべり防止区域が分布している。

藤枝市における平成 11 年から平成 25 年の過去 15 年間の災害発生状況を表 2.1-8 に示す。

ここでいう「災害」は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、及び大規模な事故のうち火災を除いたものである。

藤枝市では、過去に台風、豪雨、地震、突風などの災害が発生しており、被害が大きかったものとして、平成 16 年６月 30 日に発生した豪雨（住家床上浸水 26 棟、住家床下浸水 118 棟）及び平成 21 年８月 11 日に発生した地震（住家一部損壊 252 棟、軽傷者 10 人）などが挙げられる。

表 2.1-8　藤枝市における過去 15 年間の災害発生状況

年	発生した災害及び被害状況	
平成 11 年	－	
平成 12 年	－	
平成 13 年	・地震（4 月 3 日）	：住家一部損壊 14 棟
平成 14 年	・台風 6 号（7 月 9 日～11 日） ・台風 21 号（9 月 30 日～10 月 2 日）	：住家床下浸水 7 棟 ：軽傷者 2 人
平成 15 年	・豪雨（7 月 3 日～4 日） ・台風 10 号（8 月 8 日～10 日） ・豪雨（8 月 14 日～18 日）	：住家床上浸水 20 棟、住家床下浸水 117 棟 ：住家床下浸水 11 棟 ：住家床下浸水 7 棟
平成 16 年	・豪雨（6 月 30 日）	：住家床上浸水 26 棟、住家床下浸水 118 棟
平成 17 年	－	
平成 18 年	－	
平成 19 年	・豪雨（7 月 30 日）	：住家床下浸水 2 棟
平成 20 年	－	
平成 21 年	・豪雨（7 月 27 日） ・地震（8 月 11 日）	：住家床下浸水 4 棟 ：住家一部損壊 252 棟、軽傷者 10 人
平成 22 年	－	
平成 23 年	・地震（8 月 1 日） ・台風 15 号（9 月 19 日）	：軽傷者 4 人 ：住家一部損壊 4 棟、軽傷者 1 人
平成 24 年	・大雨（5 月 29 日） ・台風 4 号（6 月 19 日） ・突風（10 月 18 日）	：軽傷者 1 人 ：軽傷者 1 人 ：住家一部損壊 6 棟
平成 25 年	・豪雨（7 月 18 日）	：住家床下浸水 1 棟

注）災害は旧岡部町も含めたものを記載した。
資料）「静岡県の災害年報」（静岡県ホームページ）

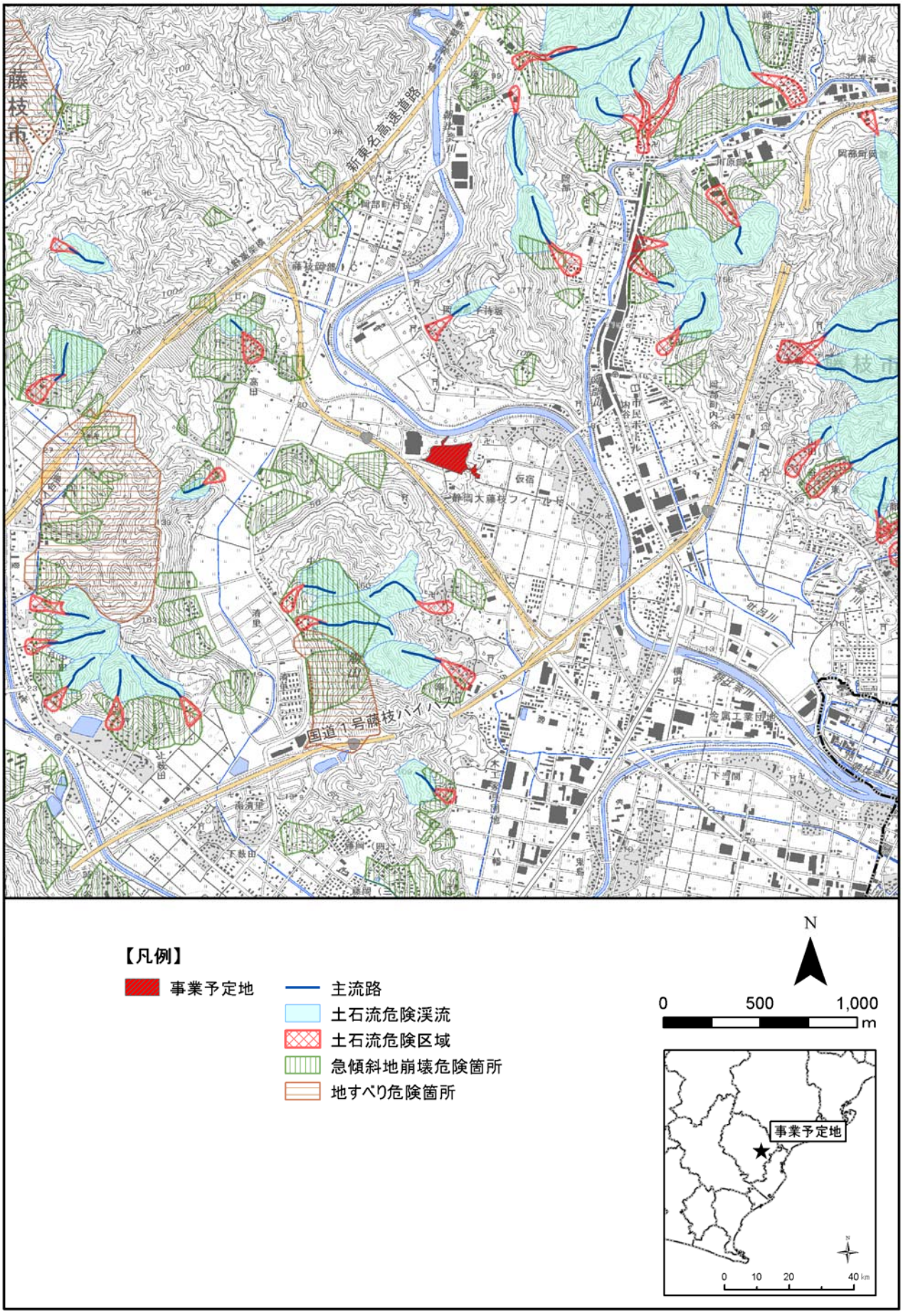

図 2.1-15　土砂災害危険箇所

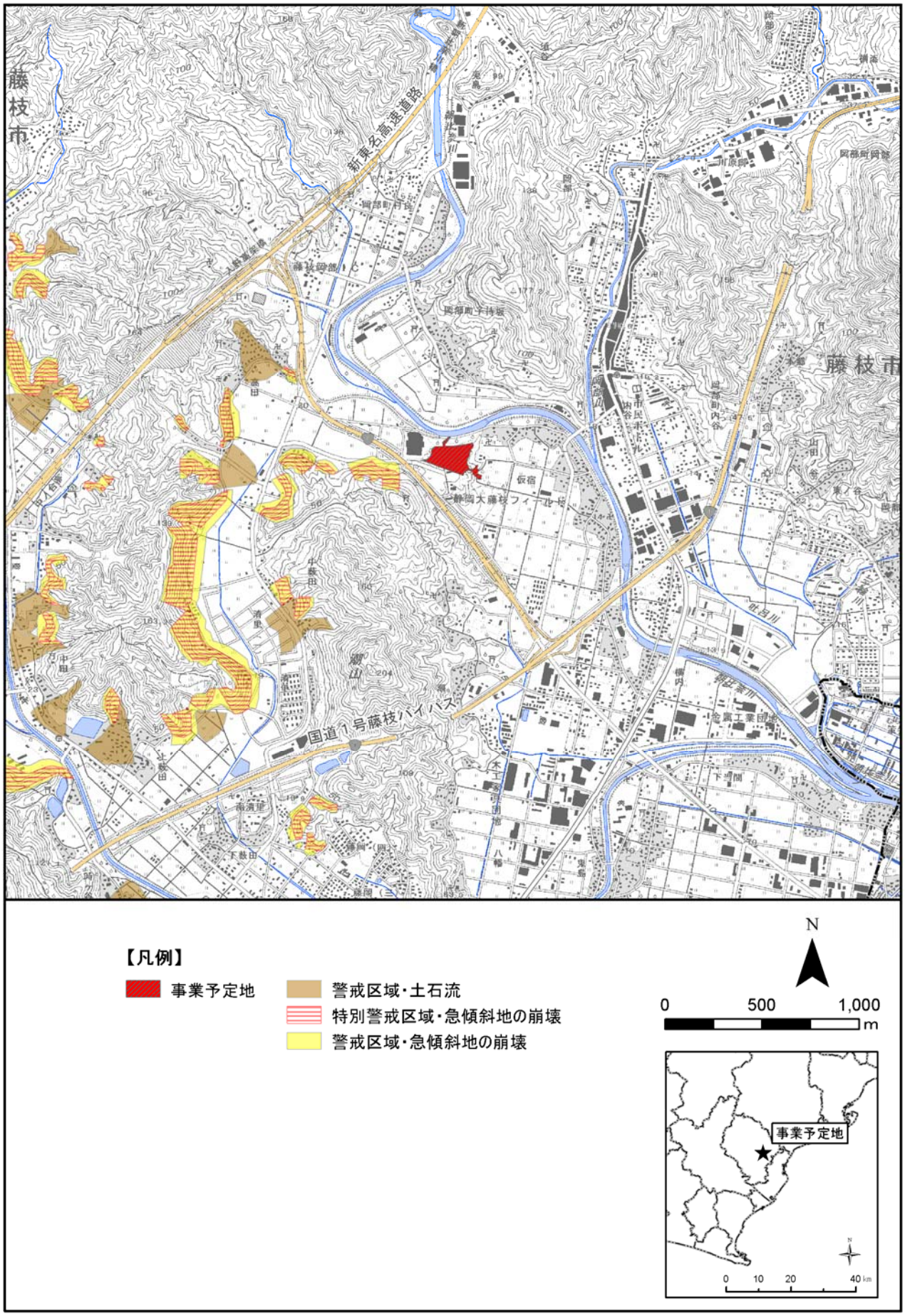

図 2.1-16　土砂災害警戒区域

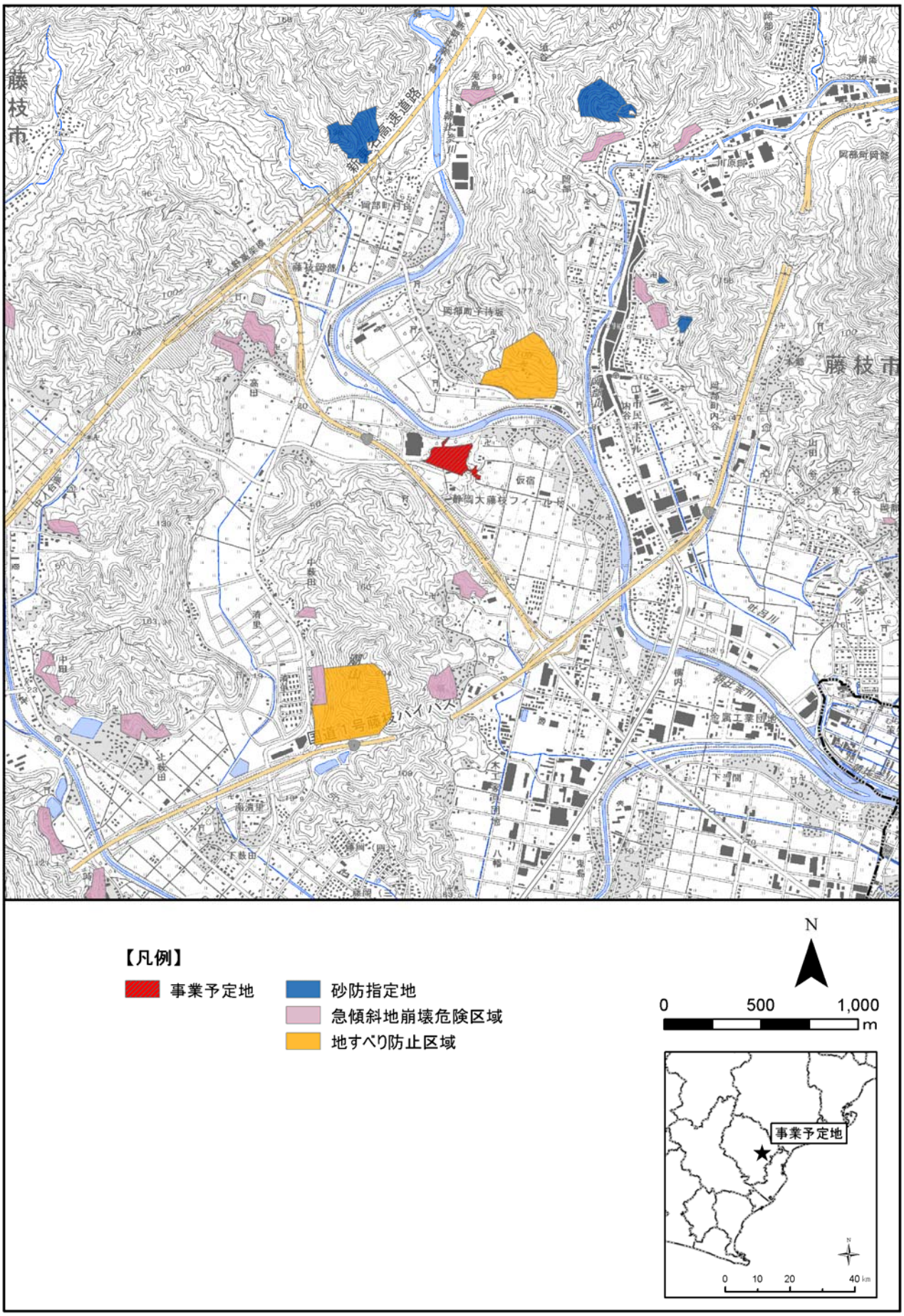

図 2.1-17　砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域

2.1.6 景　観

(1) 地域景観

事業予定地は、潮山（標高 204m）を中心とした山塊の麓域に位置し、北西から南東にかけて瀬戸川水系朝比奈川が流下している。朝比奈川沿いには農地や住宅地などが広がり、それを取り囲むように、北方向の城山（標高 377m）、北東方向の宇津ノ谷峠、東方向の高草山（標高 501m）、南西方向の京塚山（標高 245m）などの山地が分布している。

景観構成要素は、山地、河川などの自然景観構成要素と、農地、道路及び集落などの人文景観構成要素から主になっている。特に、道路は事業予定地の北東から南西方向にかけて新東名高速道路、その南側に平行して国道 1 号藤枝バイパスが通過しており、さらに新東名高速道路と国道 1 号藤枝バイパスをつなぐ藤枝岡部 IC ロングランプが事業予定地の直近を通過している。

また、「第３回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書―静岡県」（平成元年、環境庁）によると、すぐれた自然景観資源として高草山（非火山性孤峰）が掲げられている。

事業予定地周辺における自然景観資源を表 2.1-9 及び図 2.1-18 に示す。

表 2.1-9　事業予定地周辺の自然景観資源

自然景観資源	名称
非火山性孤峰	高草山

資料）「第３回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書（静岡県）」（平成元年、環境庁）

(2) 主要な眺望点

事業予定地周辺における主要な眺望点を表 2.1-10 及び図 2.1-18 に示す。

事業予定地周辺には主要な眺望点 17 件が分布しており、事業予定地の西側の朝日山展望台が最も近くに位置している。

表 2.1-10　事業予定地周辺の主要な眺望点

区分	No.	名称	No.	名称
眺望点	1	高草山山頂	10	朝比奈川河川敷
	2	高草山無線中継所	11	朝日山展望台
	3	笛吹段公園	12	潮山
	4	富士見峠	13	藤枝 PA（上り側）
	5	金毘羅さん展望台	14	お姫平
	6	ふるさとみかん山展望広場	15	藤枝市総合運動公園
	7	貝立公園	16	駿河台緑地公園
	8	里山の道展望台	17	京塚山（タンク山）
	9	仮宿ふれあい広場		

資料）岡部総合案内所パンフレット類、現地確認等

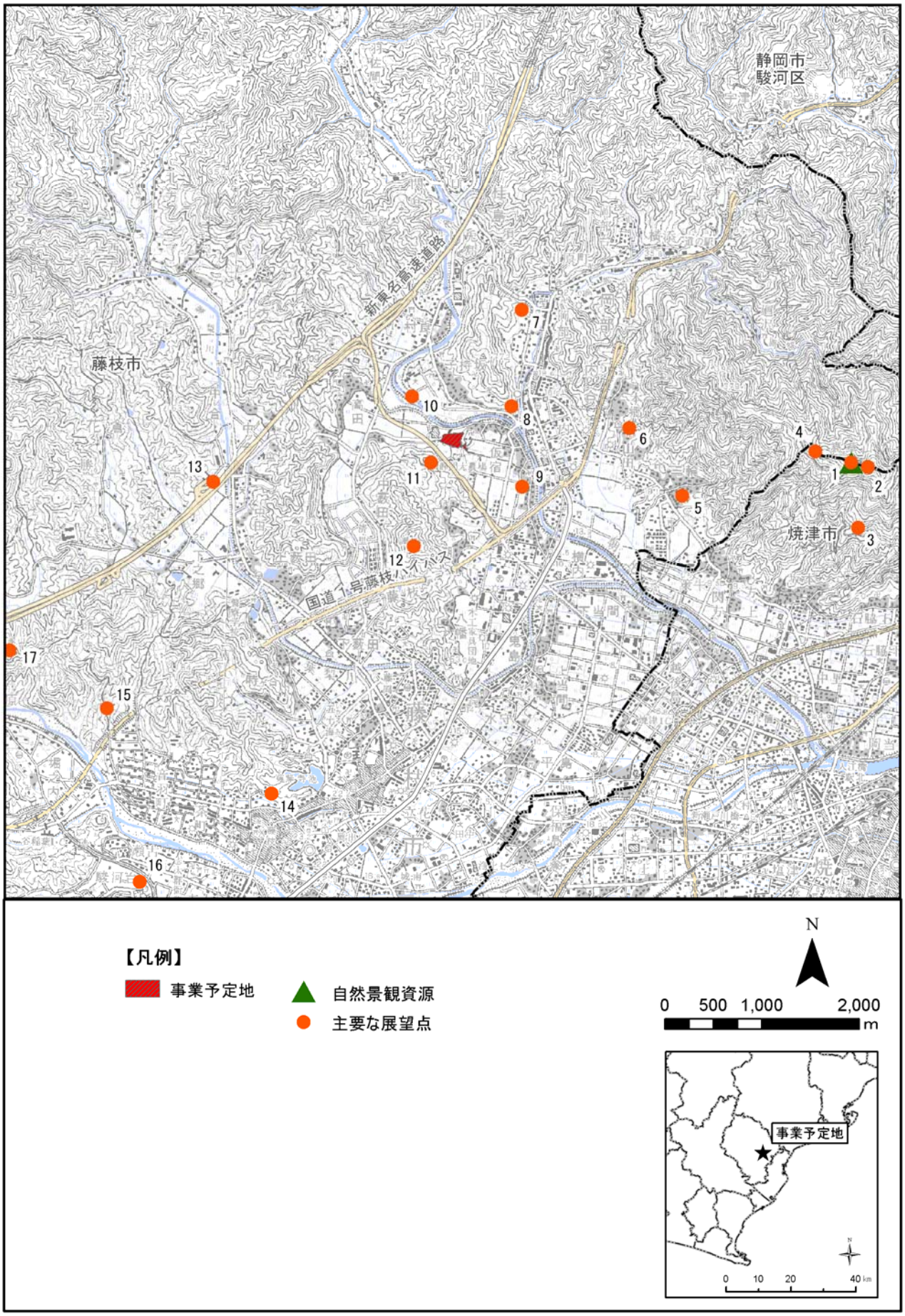

図 2.1-18　自然景観資源及び主要な眺望点の位置

2.1.7　人と自然との触れ合い活動の場

事業予定地周辺における、人と自然との触れ合い活動の場を表 2.1-11 及び図 2.1-19 に示す。

事業予定地周辺には、都市公園 17 件、ハイキングコース４件、その他の観光施設等２件が整備されている。事業予定地に最も近い都市公園は、北側に位置するおかべ巨石の森公園である。

表 2.1-11　人と自然との触れ合い活動の場

区分	市	No.	名称	所在地・備考
都市公園	藤枝市	1-1	貝立公園	岡部町岡部
		1-2	岡部宿公園	岡部町岡部
		1-3	天神前２号公園	岡部町岡部
		1-4	天神前１号公園	岡部町岡部
		1-5	うついち公園	岡部町岡部
		1-6	おかべ巨石の森公園	岡部町子持坂
		1-7	五智如来公園	岡部町内谷
		1-8	内谷公園	岡部町内谷
		1-9	三輪公園	岡部町三輪
		1-10	清里まんまる公園	清里２丁目
		1-11	清里カリヨン公園	清里１丁目
		1-12	清里水の瀬公園	清里２丁目
		1-13	清里せせらぎ公園	清里１丁目
		1-14	清里ひだまり公園	清里１丁目
		1-15	清里噴水公園	清里１丁目
		1-16	三ツ池公園	下藪田
		1-17	藤岡グリーン公園	藤岡４丁目
ハイキング コース	藤枝市	2-1	玉露の里コース	東海自然歩道(静岡県バイパスコース)
		2-2	岡部宿場巡りコース	田園空間整備事業（駿河岡部）
		2-3	里山の道コース	
		2-4	山辺の道コース	
その他	藤枝市	3-1	朝日山ビオトープ	仮宿
		3-2	カワバタモロコの保護池	中藪田

資料）「田園空間博物館」（農林水産省ホームページ）、「東海自然歩道」（静岡県ホームページ）、
「藤枝市観光情報」（藤枝市ホームページ）、観光パンフレット類

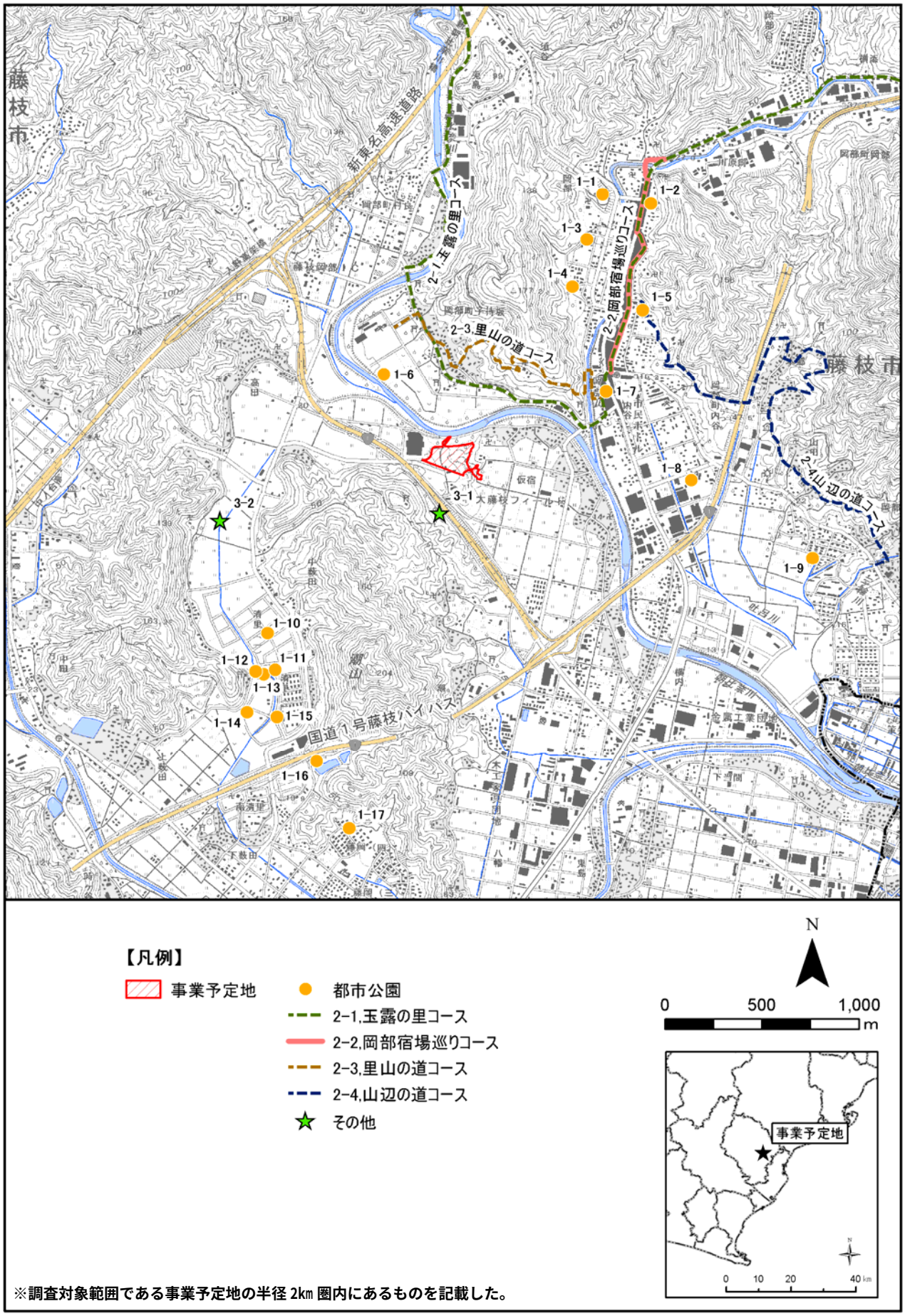

図 2.1-19　人と自然との触れ合い活動の場の位置

2.1.8　放射性物質の状況

藤枝総合庁舎モニタリングポストにおける、平成 27 年度の環境放射線の空間線量率測定結果を表 2.1-12 及び図 2.1-20 に示す。

平成 27 年度の測定結果では最低が 34nGy/h、最大が 70nGy/h であり、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故より前の 10 年間の測定値などから設定された自然放射線による変動範囲（22nGy/h～99nGy/h）の範囲内におさまった。

表 2.1-12　空間線量率測定結果（藤枝市）

測定地点	測定結果（nGy/h）		
	最小	最大	年平均値
藤枝総合庁舎	34	70	39

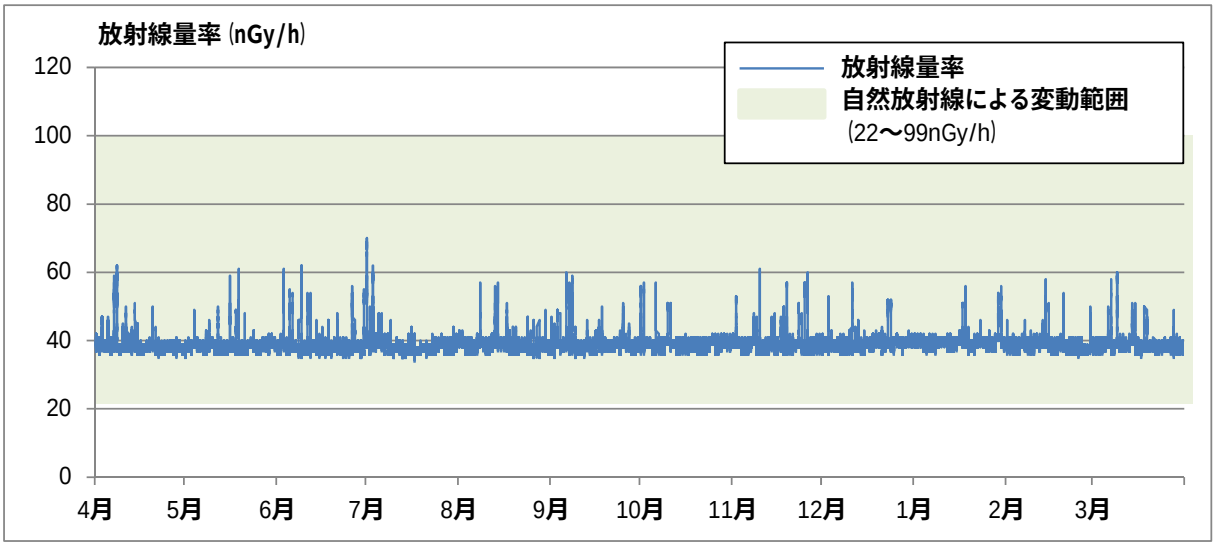

図 2.1-20　空間線量率測定結果（藤枝市）

2.2 地域の社会的状況

2.2.1 行政区分

事業予定地は藤枝市仮宿及び高田地区内にある。

事業予定地周辺の行政区分を図 2.2-1 に、また、大字界を図 2.2-2 に示す。

2.2.2 人 口

(1) 人口及び世帯数

２市及び静岡県の人口及び世帯数等の状況を表 2.2-1 に示す。

平成 27 年３月現在、藤枝市の人口 143,414 人、世帯数 53,537 世帯、人口密度 739 人/km^{2}であり、藤枝市が静岡県全体に占める割合は人口 3.9%、世帯数 3.7%である。

表 2.2-1 人口及び世帯数等（平成 27 年 3 月 1 日現在）

区分	人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度(人/km^2)
藤枝市	143,414(3.9%)	53,537(3.7%)	739
焼津市	139,217(3.8%)	50,428(3.5%)	1,971
静岡県	3,690,175(100%)	1,435,318(100%)	474

注）表中のかっこ内の数値は、静岡県全体に対する割合を示す。
資料）「平成 25 年 4 月　市町別推計人口」（統計センターしずおか）

(2) 人口の推移

２市及び静岡県の人口及び世帯数の推移を表 2.2-2 に示す。

表 2.2-2 人口及び世帯数の推移（各年 3 月 1 日現在）

単位：人、世帯

年	藤枝市		焼津市		静岡県	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平成 23 年	141,933	49,767	143,183	49,437	3,759,382	1,399,083
平成 24 年	142,386	50,763	142,584	49,755	3,746,471	1,407,416
平成 25 年	143,117	51,781	141,263	49,681	3,726,908	1,414,504
平成 26 年	143,415	52,644	140,218	50,045	3,708,051	1,424,206
平成 27 年	143,414	53,537	139,217	50,428	3,690,175	1,435,318

資料）「月報　静岡県の統計」（統計センターしずおか）

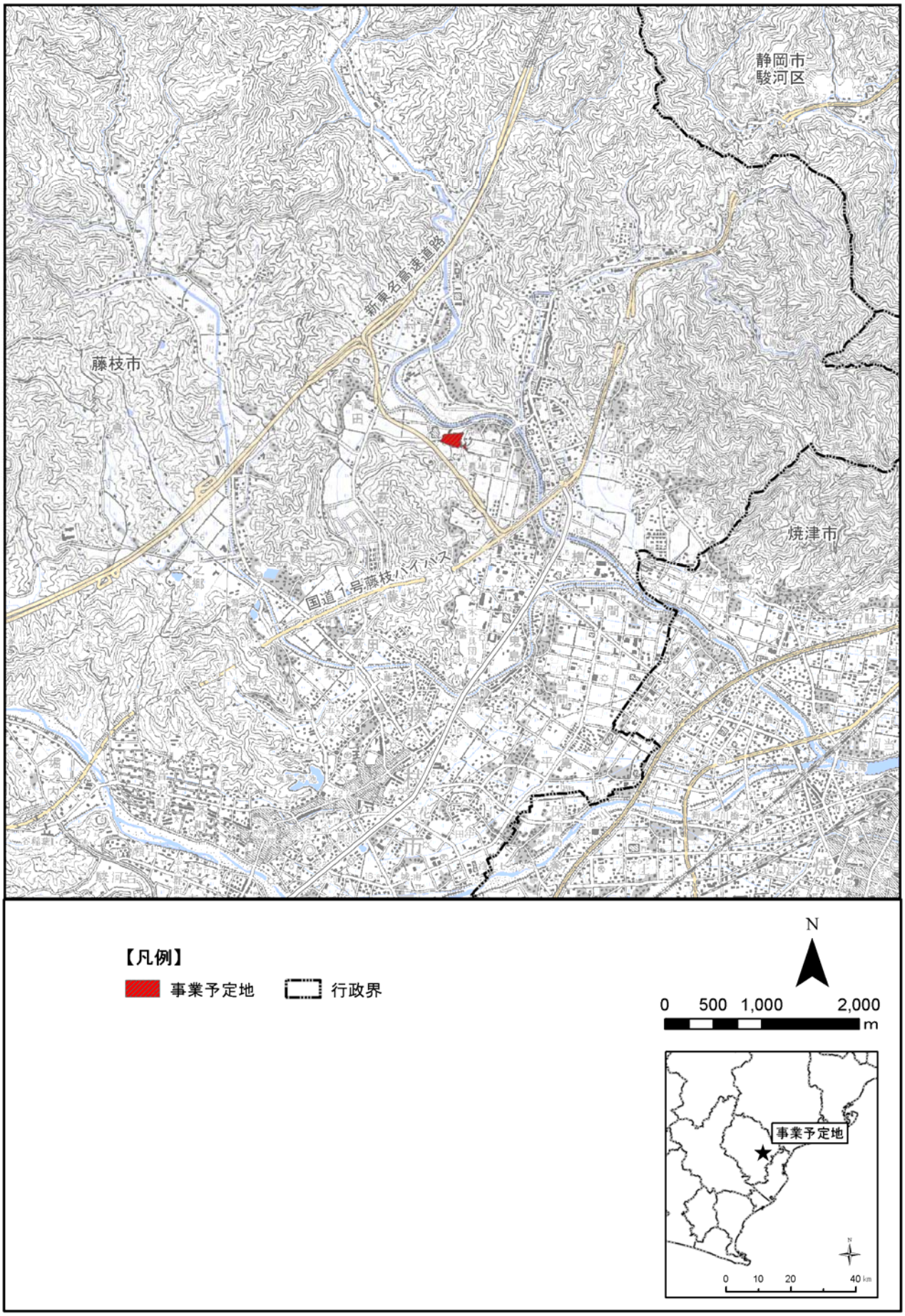

図 2.2-1　事業予定地周辺の行政区分

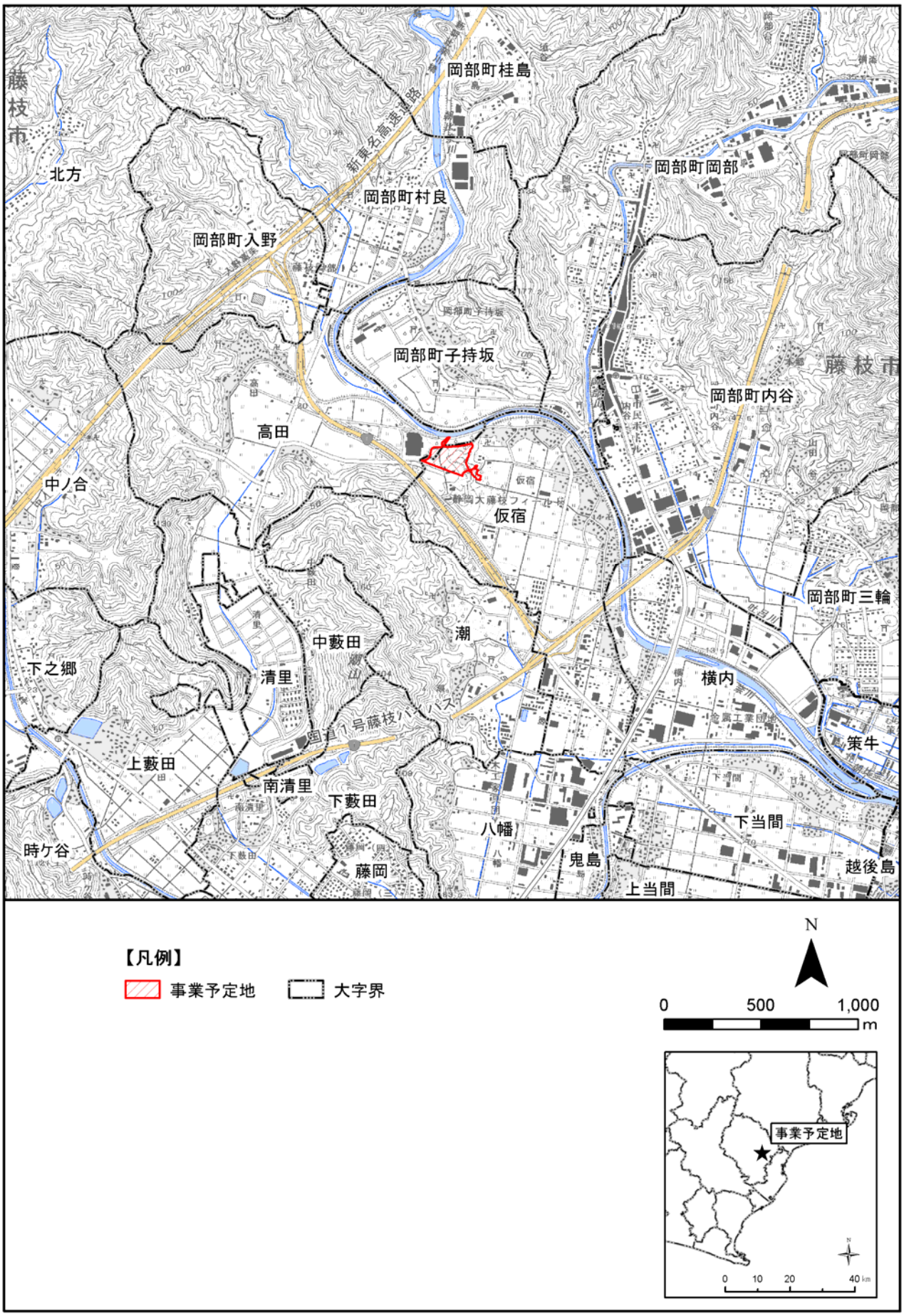

図 2.2-2　事業予定地周辺の大字界

2.2.3 集落の状況

事業予定地周辺に位置する集落の人口及び世帯数を表 2.2-3 に示す。

事業予定地が位置する仮宿地区内の人口は、平成 27 年３月現在 1,428 人、世帯数は 529 世帯で、高田地区内の人口は 475 人、世帯数は 167 世帯である。

表 2.2-3 各集落の人口及び世帯数（平成 27 年 3 月末現在）

単位：人、世帯

地区	人口	世帯数	地区	人口	世帯数
北方	1,134	424	仮宿	1,428	529
中ノ合	508	189	潮	378	146
上藪田	1,331	475	横内	1,029	383
中藪田	221	83	藤岡 4 丁目	792	271
下藪田	1,969	753	岡部町岡部	2,584	998
高田	475	167	岡部町内谷	2,964	1,102
清里 1 丁目	903	314	岡部町三輪	2,834	1,067
清里 2 丁目	999	330	岡部町子持坂	215	78
南清里	279	81	岡部町入野	93	33
八幡	587	239	岡部町村良	534	195
下当間	917	312	岡部町桂島	413	134

資料）「2015 年 3 月末現在大字人口」（藤枝市ホームページ）

2.2.4 産　業

(1) 事業所及び従業者

２市及び静岡県の産業別事業所数と従業者数を表 2.2-4 及び図 2.2-3 に示す。

藤枝市における平成 24 年現在の産業分類別構成比は、事業所数及び従業者数ともに第三次産業の占める割合が最も高く、第一次産業の占める割合はともに 1.0%未満であった。

なお、事業所数では卸売業・小売業が最も多く、従業者数では製造業が最も多かった。

表 2.2-4　産業別事業所数と従業者数（平成 24 年 2 月 1 日現在）

区分	産業分類	藤枝市		焼津市		静岡県	
		事業所数（所）	従業者数（人）	事業所数（所）	従業者数（人）	事業所数（所）	従業者数（人）
第一次産業	農林漁業	17	206	39	1,175	693	8,759
	計	17	206	39	1,175	693	8,759
	構成比（%）	(0.3)	(0.4)	(0.6)	(1.9)	(0.4)	(0.5)
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	3	30	68	616
	建設業	679	3,791	666	3,688	19,317	113,907
	製造業	769	15,182	1,082	18,866	21,267	464,490
	計	1,448	18,973	1,751	22,584	40,652	579,013
	構成比（%）	(24.0)	(34.8)	(26.5)	(36.3)	(22.8)	(33.4)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	145	2	171	131	6,107
	情報通信業	21	127	32	346	1,375	20,691
	運輸業，郵便業	119	2,624	218	4,961	4,146	98,311
	卸売業，小売業	1,591	11,486	1,716	11,792	45,480	327,004
	金融業，保険業	105	1,255	91	1,096	2,835	37,183
	不動産業，物品賃貸業	369	1,100	282	880	11,484	34,859
	学術研究，専門・技術サービス業	188	1,097	210	1,242	6,623	44,889
	宿泊業，飲食サービス業	678	4,666	771	5,686	22,718	164,665
	生活関連サービス業，娯楽業	546	2,230	566	2,394	15,390	75,719
	教育，学習支援業	251	1,575	212	1,039	5,414	40,592
	医療，福祉	351	4,898	341	5,015	9,818	156,575
	複合サービス事業	25	400	23	241	933	10,827
	サービス業(他に分類されないもの)	314	3,670	354	3,511	10,707	130,963
	計	4,561	35,273	4,818	38,374	137,054	1,148,385
	構成比（%）	(75.7)	(64.8)	(72.9)	(61.8)	(76.8)	(66.1)
総　数		6,026	54,452	6,608	62,133	178,399	1,736,157
構成比（%）		(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

資料）平成 24 年経済センサス―活動調査（統計センターしずおか）

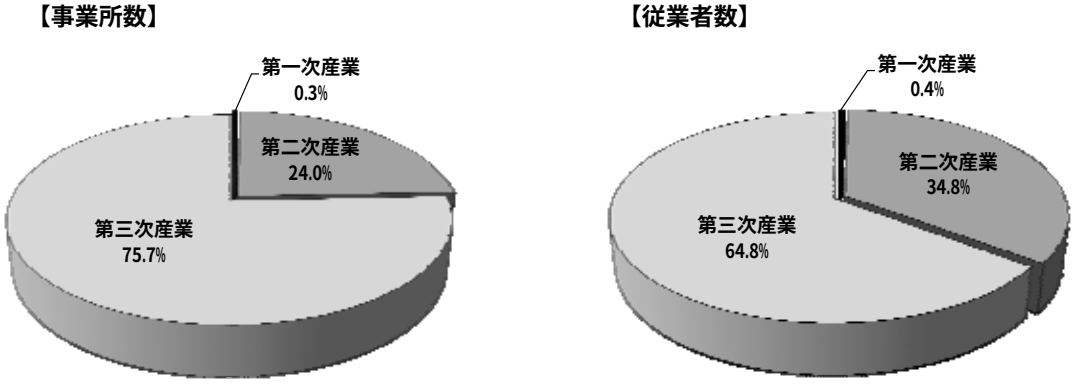

図 2.2-3　産業別事業所数と従業者数の構成割合（藤枝市）

(2) 農林業

２市及び静岡県における農林業の状況を表 2.2-5 に示す。

藤枝市では、平成 22 年現在、農業のみの経営体 51.4%、林業のみの経営体 0.2%、農業と林業との複合経営体 48.5%の構成比である。

表 2.2-5　農林業の状況（平成 22 年 2 月 1 日現在）

区分		農林業計	農業のみを行う経営体	林業のみを行う経営体	農業と林業を併せて行う経営体
藤枝市	経営体数	1,850	950	3	897
	構成比（%）	100	51.4	0.2	48.5
焼津市	経営体数	1,314	1,216	1	97
	構成比（%）	100	92.5	0.1	7.4
静岡県	経営体数	41,047	21,213	595	19,239
	構成比（%）	100	51.7	1.4	46.9

資料）「農林業センサス結果報告書、県の独自集計」（統計センターしずおか）

(3) 漁　業

２市及び静岡県における漁業の状況を表 2.2-6 に示す。

藤枝市は内陸に位置しており、平成 25 年現在、漁業を行っている経営体の登録はない。

表 2.2-6　漁業の状況（平成 25 年 11 月 1 日現在）

区分		計	個人	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
藤枝市	経営体数	—	—	—	—	—	—	—
	構成比（%）	—	—	—	—	—	—	—
焼津市	経営体数	87	66	14	—	3	4	—
	構成比（%）	100	75.9	16.1	0	3.4	4.6	—
静岡県	経営体数	2,678	2,558	77	5	4	34	—
	構成比（%）	100	95.5	2.9	0.2	0.1	1.3	—

資料）「静岡県統計年鑑 2014　7.水産業」（統計センターしずおか）

(4) 工　業

２市及び静岡県における工業の状況を表 2.2-7 に示す。

藤枝市では、平成 24 年現在、事業所数 410 所、従業者数 12,085 人であり、製造品出荷額等 3,860 億円に及ぶ。静岡県全体での構成比は、事業所数 3.7%、従業者数 3.0%、製造品出荷額等 2.6%を占めている。

表 2.2-7　工業の状況（平成 26 年 2 月 1 日現在）

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所数（所）	構成比（%）	従業者数（人）	構成比（%）	出荷額（万円）	構成比（%）
藤枝市	359	3.7	12,114	3.1	42,565,066	2.7
焼津市	582	6.0	16,814	4.3	54,086,030	3.4
静岡県	9,777	100	386,924	100	1,605,072,356	100

注）表中の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、従業者数４人以上の事業所を集計したものである。
資料）「平成 26 年工業統計調査 静岡県の工業」（統計センターしずおか）

(5) 商　業

２市及び静岡県における商業の状況を表 2.2-8 に示す。

藤枝市では、平成 24 年現在、事業所数 1,227 所、従業者数 8,409 人であり、年間商品販売額 2,423 億円に及ぶ。静岡県全体での構成比は、事業所数 3.5%、従業者数 3.5%、年間商品販売額 2.7%を占めている。

表 2.2-8　商業の状況（平成 24 年 2 月 1 日現在）

区分	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	事業所数（所）	構成比（%）	従業者数（人）	構成比（%）	販売額（万円）	構成比（%）
藤枝市	1,227	3.5	8,409	3.5	24,225,227	2.7
焼津市	1,294	3.7	7,823	3.3	25,210,382	2.9
静岡県	34,589	100	240,080	100	884,532,493	100

資料）「静岡県統計年鑑 2014　12. 商業」（統計センターしずおか）

2.2.5 交　通

(1) 主要道路

事業予定地周辺の主要道路の状況を図 2.2-4 に示す。

事業予定地周辺の主要な道路としては、新東名高速道路、国道１号藤枝バイパス、主要地方道焼津森線、県道島田岡部線、県道静岡朝比奈藤枝線等が挙げられる。

事業予定地の最寄りのインターチェンジは、北西方向約１km にある藤枝岡部 IC（新東名高速道路）であり、事業予定地直近には新東名高速道路と国道１号藤枝バイパスをつなぐ藤枝岡部 IC ロングランプが接続している。

(2) 交通量

事業予定地周辺における交通量の状況を表 2.2-9 に、また、交通量観測地点を図 2.2-4 に示す。

事業予定地に最も近い交通量観測地点は、主要地方道焼津森線（県道 81 号）の No.4 であり、平日 12 時間の断面交通量 2,713 台、大型混入率 8.1%、ピーク比率 13.9%であった。

また、新東名高速道路の藤枝岡部 IC における出入交通量は表 2.2-10 に示すとおり、年間交通量 2,102,518 台、日平均交通量 5,760 台であった。

表 2.2-9　自動車交通量の状況（平成 22 年度道路交通センサス）

No	路線	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間（7～19 時）			大型車混入率 (%)	ピーク比率 (%)
			小型車	大型車	合計		
1	一般国道１号（藤枝ＢＰ）	藤枝市横内	13,843	5,910	19,753	29.9	9.5
2	一般国道１号（藤枝ＢＰ）	藤枝市潮	19,392	7,266	26,658	27.3	9.2
3	焼津森線	藤枝市岡部町内谷924-2	6,049	1,130	7,179	15.7	8.9
4	焼津森線	藤枝市岡部町子持坂63-3	2,492	221	2,713	8.1	13.9
5	藤枝静岡線	藤枝市岡部町岡部9-2	8,152	720	8,872	8.1	11.5
6	静岡朝比奈藤枝線	藤枝市高田217	3,407	226	3,633	6.2	15.2
7	焼津岡部線	藤枝市岡部町三輪539-9	6,965	517	7,482	6.9	13.4

資料）「平成 22 年度道路交通センサス　一般交通量調査」（国土交通省中部地方整備局道路部）

表 2.2-10　新東名高速道路の藤枝岡部 IC における出入交通量

藤枝岡部 IC 出入交通量（台）：平成 24 年 8 月～平成 25 年 7 月			
年間交通量	月平均交通量	日平均交通量	時間平均交通量
2,102,518	175,210	5,760	240

資料）NEXCO 中日本提供資料

(3) 鉄　道

事業予定地の２km 圏内には、鉄道は存在しない。

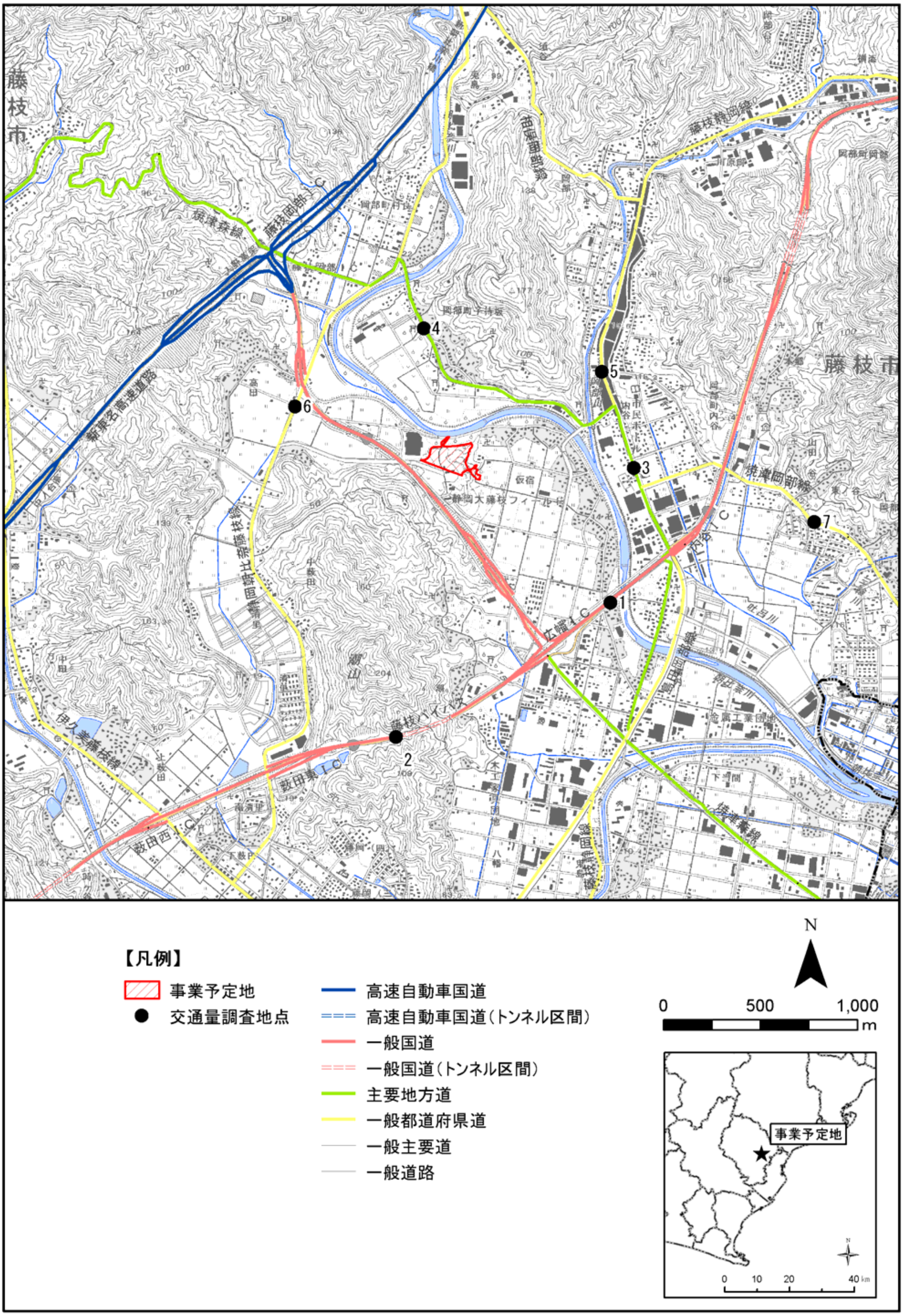

図 2.2-4　主要道路及び交通量観測地点

2.2.6　土地利用

(1) 地目別土地利用

２市及び静岡県における地目別土地面積の状況を表 2.2-11 及び図 2.2-5 に示す。

藤枝市の平成 26 年における地目別面積の構成比は、山林 56.4%、畑 18.9%、宅地 12.9%となっており、山林の占める割合が最も大きい。

事業予定地の地目は、平成 26 年 1 月 1 日現在、学校用地等になっている。

事業予定地周辺における地目別土地利用を図 2.2-6 に示す。

表 2.2-11　地目別土地面積の状況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

区分	項目	計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他
藤枝市	面積（ha）	15,076	1,155	2,842	1,951	0	8,508	293	326
	構成比(%)	100.0	7.7	18.9	12.9	0.0	56.4	1.9	2.2
焼津市	面積（ha）	4,591	1,331	474	2,146	29	285	51	275
	構成比(%)	100.0	29.0	10.3	46.8	0.6	6.2	1.1	6.0
静岡県	面積（ha）	409,097	28,020	60,143	55,753	1,019	227,870	18,110	18,181
	構成比(%)	100.0	6.9	14.7	13.6	0.3	55.7	4.4	4.4

資料)「静岡県統計年鑑 2014　2.土地・気象」(統計センターしずおか)

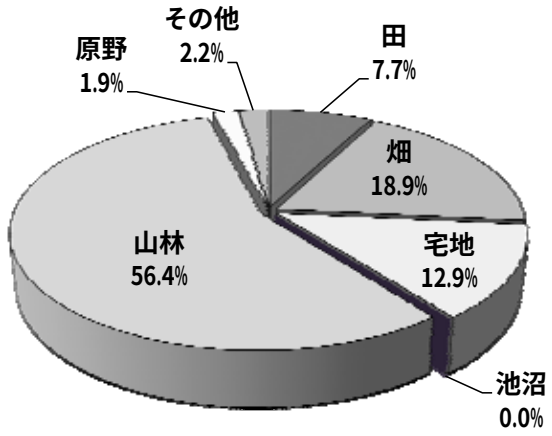

図 2.2-5　地目別土地面積の構成割合（藤枝市）

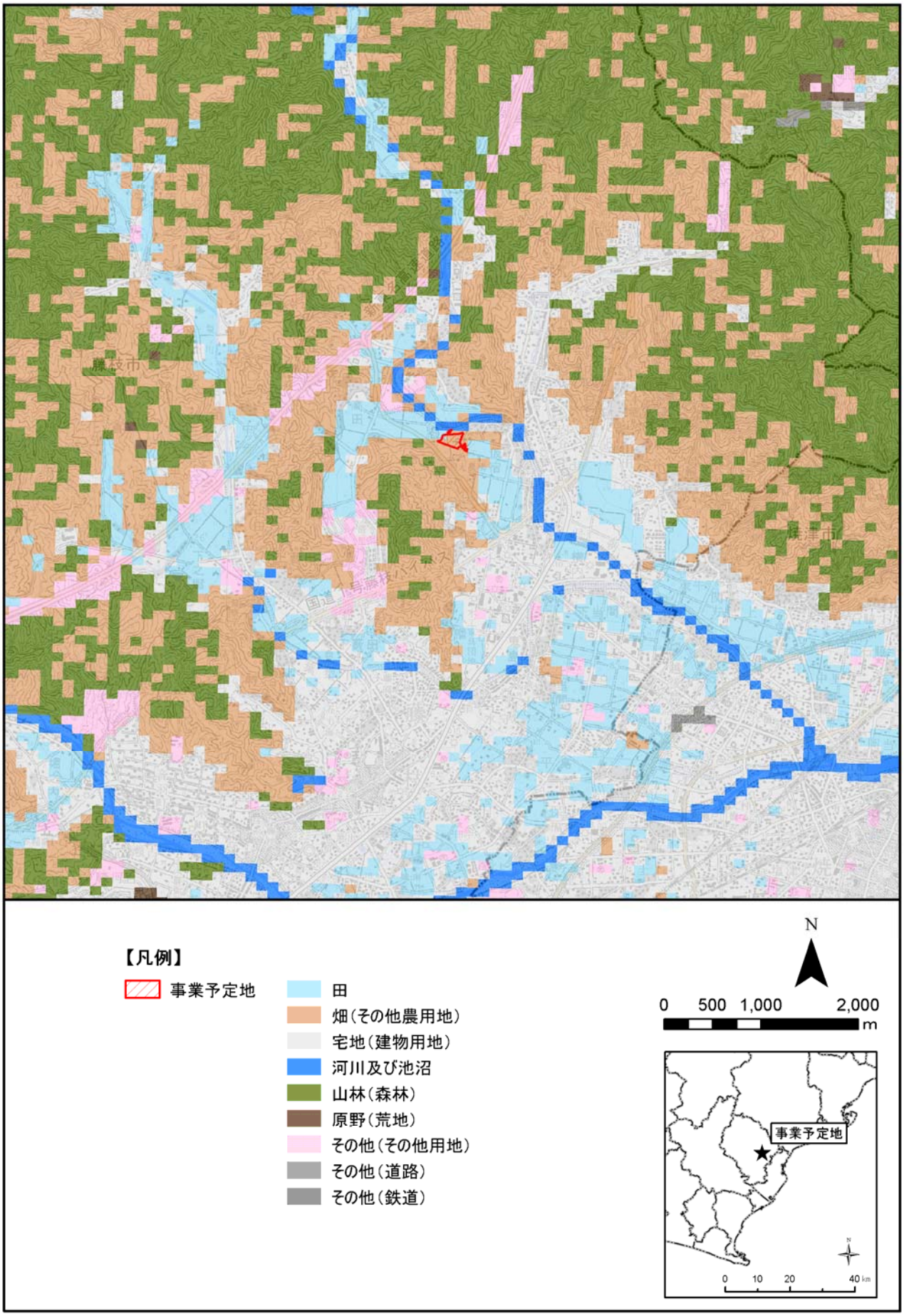

図 2.2-6　事業予定地周辺における地目別土地利用

(2) 土地利用計画

２市及び静岡県の都市計画法に基づく用途地域別面積を表 2.2-12 に示す。

藤枝市の平成 26 年における用途地域の構成比は、第２種中高層住居専用地域 21.8%、第１種低層住居専用地域 18.8%、第１種住居地域 12.6%で、第２種中高層住居専用地域の占める割合が大きい。

事業予定地及びその周辺における市街化区域､市街化調整区域の指定状況は図 2.2-7 に、用途地域の指定状況は図 2.2-8 に示すとおりである。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域の市街化調整区域に指定されている。

表 2.2-12　用途地域別面積（平成 27 年 3 月 31 日現在）

項　目		藤枝市		焼津市		静岡県	
		面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
用途地域	総　数	2,038.9	100.0	2,120.9	100.0	57,232.0	100.0
	第 1 種低層住居専用地域	383.2	18.8	236.0	11.1	6,809.9	11.9
	第 2 種低層住居専用地域	17.9	0.9	0.0	0	223.3	0.4
	第 1 種中高層住居専用地域	150.2	7.4	232.0	11.0	7,272.4	12.7
	第 2 種中高層住居専用地域	445.1	21.8	157.7	7.4	6,452.8	11.3
	第 1 種住居地域	256.8	12.6	444.9	21.0	11,876.7	20.8
	第 2 種住居地域	128.9	6.3	164.0	7.7	4,410.9	7.7
	準住居地域	90.1	4.4	9.9	0.5	973.7	1.7
	近隣商業地域	83.7	4.1	49.3	2.3	2,756.9	4.8
	商業地域	52.9	2.6	53.6	2.5	1,601.2	2.8
	準工業地域	199.1	9.8	383.4	18.1	4,124.1	7.2
	工業地域	66.5	3.2	250.5	11.8	6,204.5	10.8
	工業専用地域	164.5	8.1	139.6	6.6	4,525.6	7.9

資料)「静岡県統計年鑑 2014　2. 土地・気象」(統計センターしずおか)

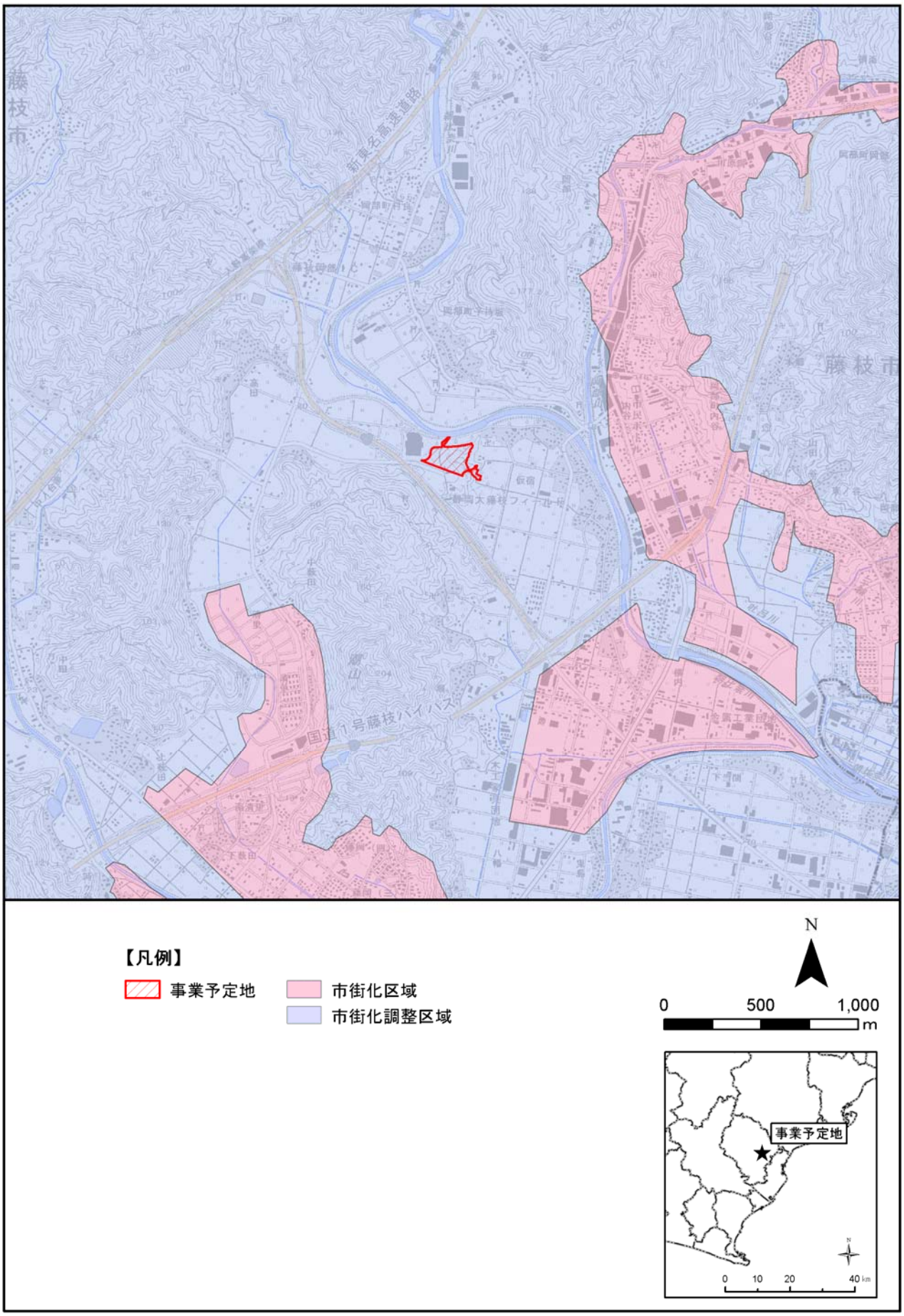

図 2.2-7　市街化区域と市街化調整区域の指定状況

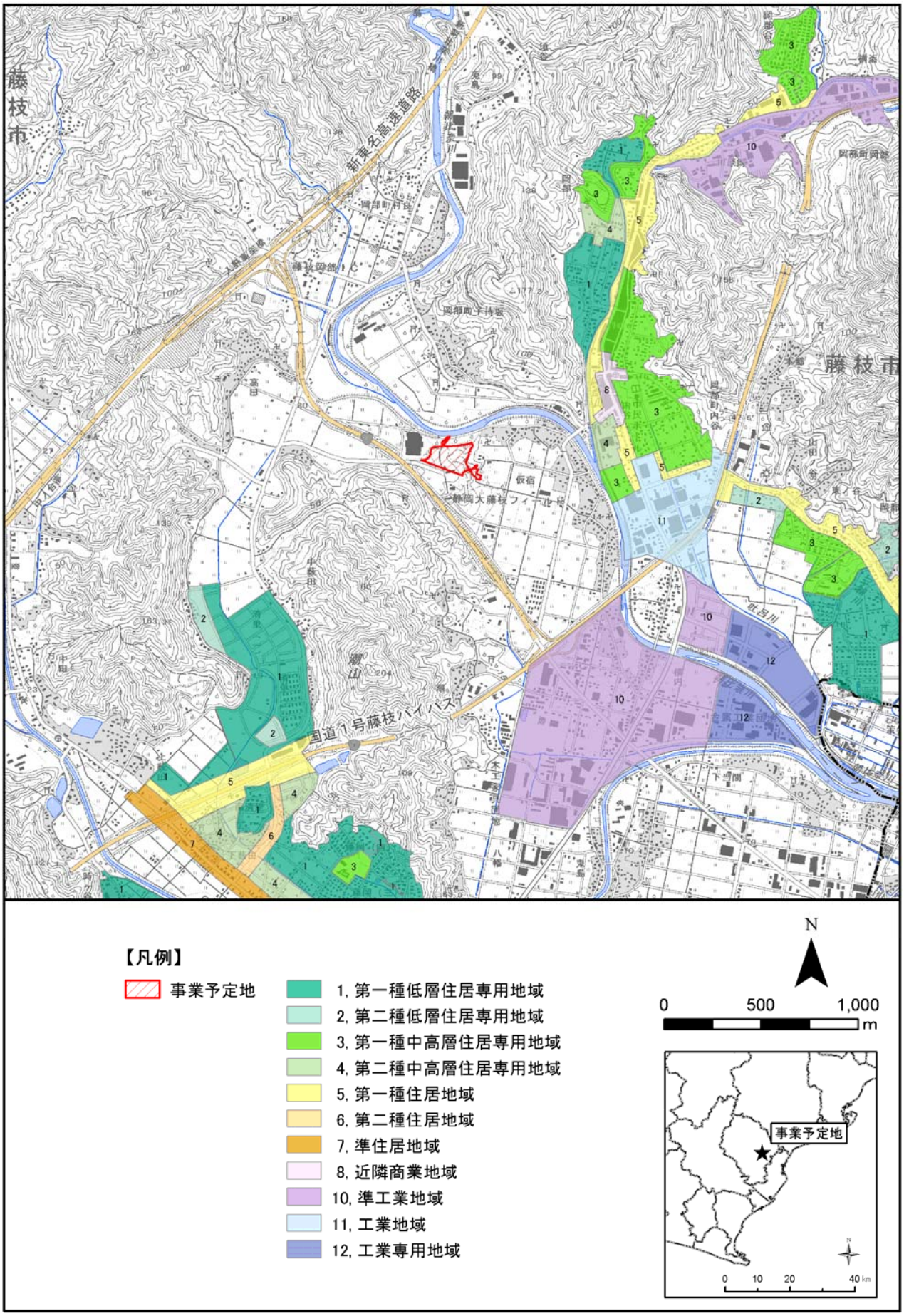

図 2.2-8　用途地域の指定状況

2.2.7 環境保全施設等

事業予定地周辺の環境保全施設の分布状況を表 2.2-13 及び図 2.2-9～図 2.2-11 に示す。

事業予定地の２km 圏内には、教育施設５施設、医療施設１施設、社会福祉施設等 26 施設の環境保全施設が分布している。なお、事業予定地に最も近い環境保全施設は、教育施設の静岡大学（藤枝フィールド）である。

表 2.2-13　事業予定地周辺の環境保全施設

区分			No.	名称	住所
教育施設		幼稚園	1-1	岡部聖母幼稚園	岡部町内谷1327-1
		小学校	2-1	岡部小学校	岡部町内谷997-2
			2-2	広幡小学校	鬼島 424
		中学校	3-1	岡部中学校	岡部町子持坂102
		高等学校・その他	4-1	静清高等学校	潮87
			4-2	静岡大学（藤枝フィールド）	仮宿63番地
医療施設		病院及び病床数１以上の診療所	1	ほしのクリニック	岡部町内谷650
社会福祉施設等	児童福祉施設	保育所	1-1	岡部聖母保育園	岡部町内谷581-2
			1-2	岡部みわ保育園	岡部町内谷1629-1
			1-3	ちびっこハウスおかべ園	岡部町岡部437-3
		地域子育て支援センター	2-1	ちびっこルーム	岡部町内谷1400-1
		放課後児童クラブ	3-1	おかべっこ児童クラブ	岡部町内谷997-2
			3-2	ゆたかっこ児童クラブ	鬼島424
		特別養護老人ホーム	4-1	亀寿の郷	岡部町内谷 1334-4
			4-2	開寿園	中ノ合 252-1
		老人短期入所施設	5-1	亀寿の郷指定短期入所生活介護事業所	岡部町内谷 1334-4
	老人福祉施設	軽費老人ホーム	6-1	ケアハウスみどりの風・おかべ	岡部町内谷 581-8
		介護老人保護施設	7-1	ユニケア岡部	岡部町内谷 147-3
		老人デイサービスセンター	8-1	生きがい対応型デイサービスセンターきすみれの里	岡部町内谷 1400-1
			8-2	デイサービスセンター高草指定通所介護事業所	岡部町内谷 1334-4
			8-3	デイサービスセンターみどりの風	岡部町内谷 581-8
			8-4	みわさんち	岡部町内谷 60-2
		地域包括支援センター	9-1	藤枝市地域包括支援センター亀寿の郷	岡部町内谷 1334-4
			9-2	藤枝市地域包括支援センター開寿園	中ノ合 252-1
		在宅介護支援センター	10-1	亀寿の郷在宅介護支援センター	岡部町内谷 1334-4
			10-2	開寿園在宅介護支援センター	中ノ合 252-1
		認知症高齢者グループホーム	11-1	こでまり	横内 2221
		居宅介護支援事業所	12-1	三輪医院居住介護支援センター	岡部町内谷 1473-3
		訪問介護事業所	13-1	亀寿の郷指定訪問介護事業所	岡部町内谷 1334-4
	障害者自立支援法施設	就労移行支援事業	14-1	藤枝第一心愛	横内 532
		就労継続支援（B 型）事業	15-1	藤枝第一心愛	横内 532
		共同生活介護事業	16-1	グループホームおかべ	横内 532
		共同生活援助事業	17-1	グループホームおかべ	横内 532

資料）「平成 27 年度　静岡県学校名簿（暫定版）」（静岡県教育委員会）、「平成 27 年度　静岡県診療所名簿」（静岡県健康福祉部）
「平成 27 年度　静岡県社会福祉施設・事業所・団体要覧」（社会福祉法人　静岡県社会福祉協議会）

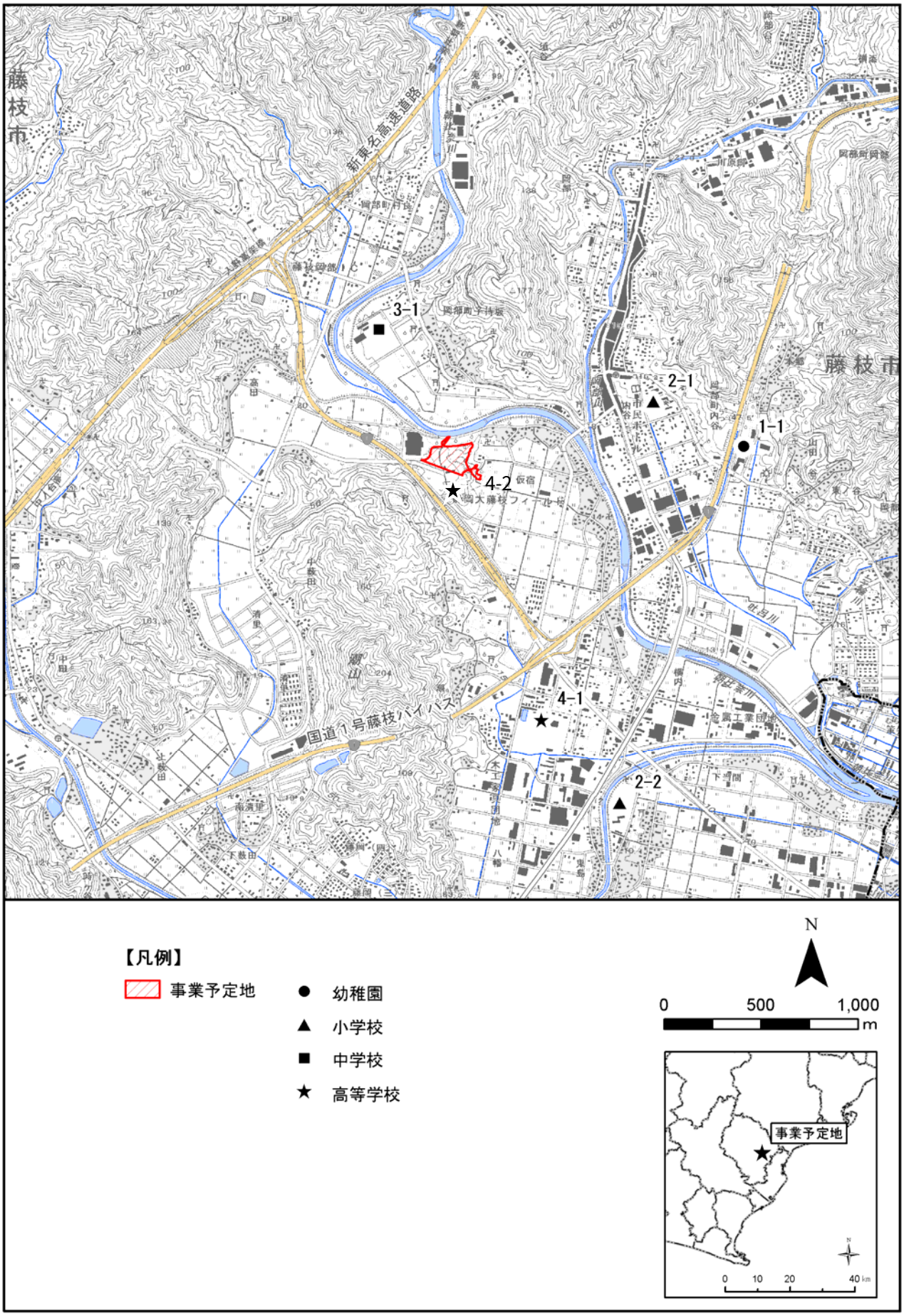

図 2.2-9　環境保全施設（教育施設）の分布状況

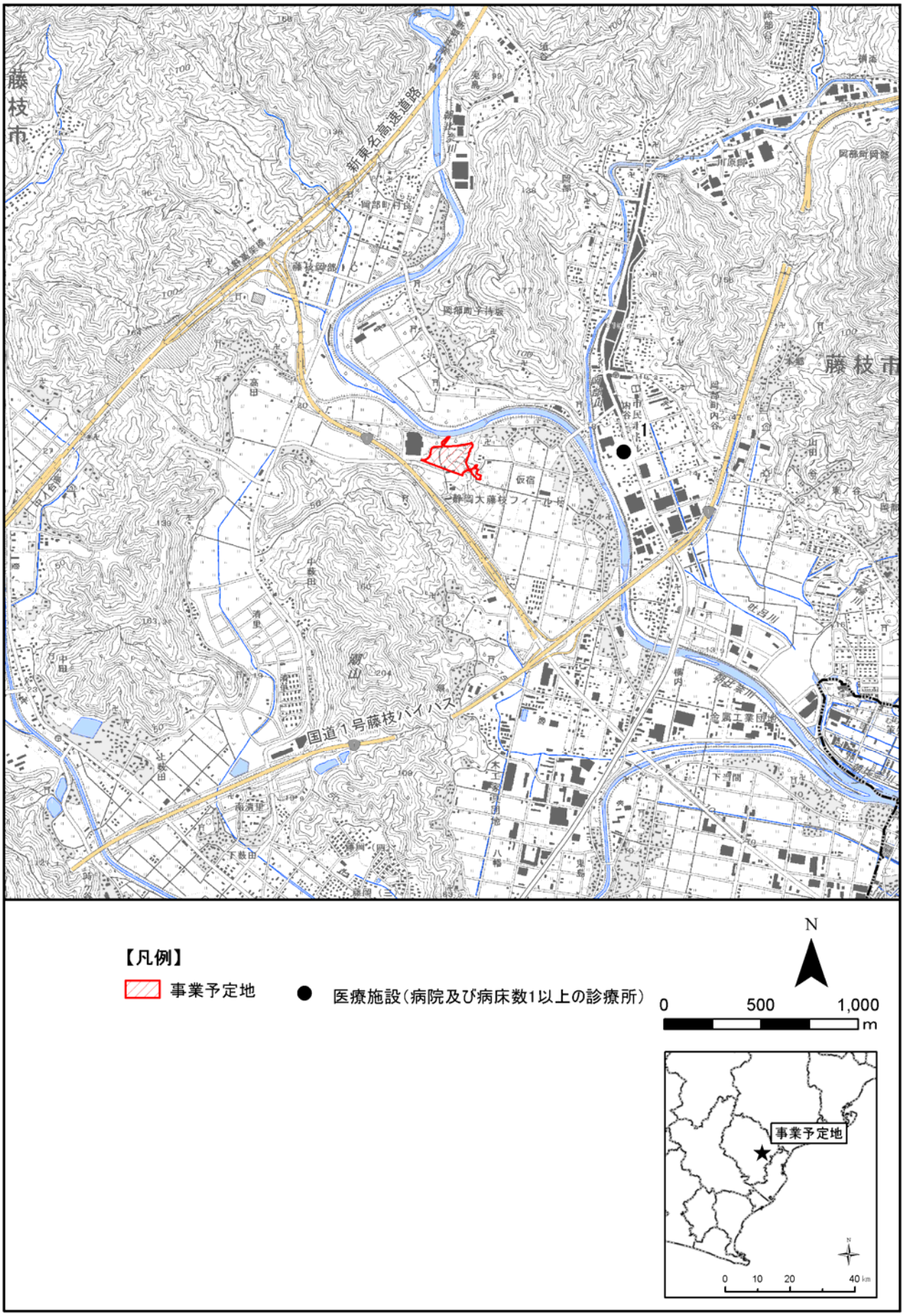

図 2.2-10　環境保全施設（医療施設）の分布状況

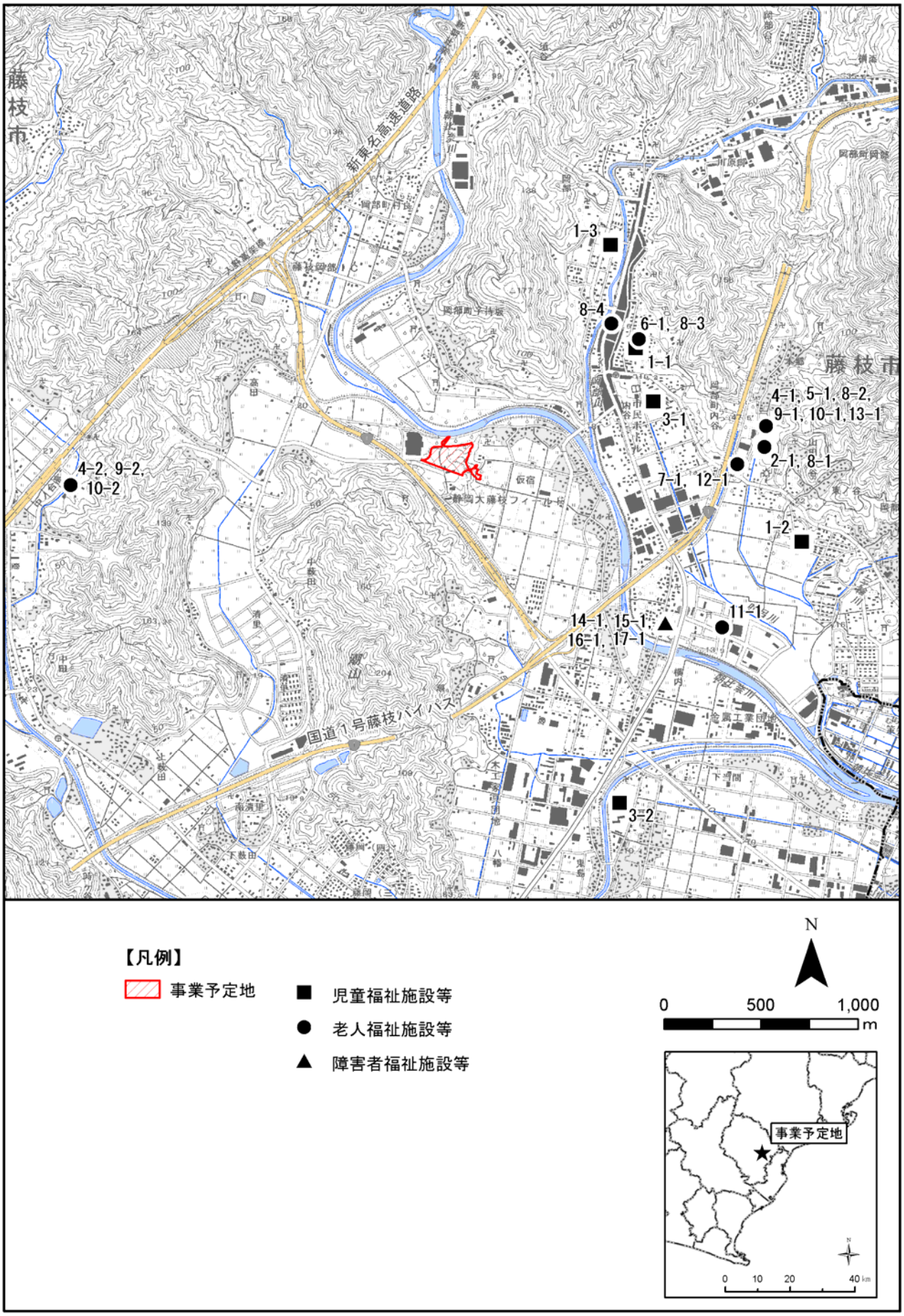

図 2.2-11　環境保全施設（社会福祉施設等）の分布状況

2.2.8 水域とその状況

(1) 水域の概況

事業予定地周辺の水域の概況として、河川の分布状況を表 2.2-14 及び図 2.2-12 に示す。

二級河川の朝比奈川は、静岡市葵区黒俣字向川 298 番地先の中瀬橋を起点とし、瀬戸川の合流点までの全延長 25.5km の中規模河川であり、岡部川などの支川を有している。また、事業予定地の近くで大きく蛇行しながら南東方向に流下し、事業予定地から約３km 下流（市境）で瀬戸川に合流している。なお、事業予定地北側に沿って準用河川である高田大溝川が流れている。

表 2.2-14 事業予定地周辺の河川の状況

水系名	区分	河川名	延長（m）
瀬戸川水系	二級河川	朝比奈川	25,500
		岡部川	5,300
		吐呂川	2,110
	準用河川	高田大溝川	1,127
		法ノ川	2,630
		薮田川	2,850

資料)「静岡県河川指定調書　平成 14 年 4 月 30 日現在」（静岡県）

(2) 水利用

藤枝市の水利用として、平成 20 年から平成 24 年までの過去５年間における上水道の取水状況を表 2.2-15 に示す。

藤枝市の上水道における１日平均取水量の合計は、平成 20 年から平成 22 年までは 52,000m^3 前後であったが、平成 23 年以降は 3,000m^3 から 5,000m^3 程度増加している。また、地下水取水比率は、平成 20 年から平成 22 年までは 71%程度であったが、平成 23 年以降は３%程度増加している。

事業予定地周辺では、瀬戸川水系（朝比奈川）の河川水を農業用水として主に利用しているが、瀬戸川水系の平常時の流量は少なく、安定した取水が困難なため、瀬戸川下流域の一部では大井川用水を利用している。また、「しずおか河川ナビゲーション」（静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課）によれば、現在のところ、上水道は地下水の汲み上げと大井川広域水道に依存しており、瀬戸川水系からの取水は行っていない。なお、事業予定地が位置する仮宿地区及び高田地区においては、井戸による地下水利用が行われている。

このほか、漁業権として、瀬戸川本支流を区域とし、あゆ、あまご、おいかわを対象とした内水面漁業権が設定されている。

表 2.2-15 上水道の取水状況

年	１日平均取水量			
	地下水（m^3）	大井川広域水道による受水（m^3）	合計（m^3）	地下水取水比率（%）
平成 20 年	36,941	15,030	51,971	71.1
平成 21 年	36,987	15,082	52,069	71.0
平成 22 年	37,445	15,084	52,529	71.3
平成 23 年	43,016	14,518	57,534	74.8
平成 24 年	41,042	14,431	55,473	74.0

資料)「藤枝市水道事業基本計画（平成 23 年 12 月)」（藤枝市）及び藤枝市提供資料

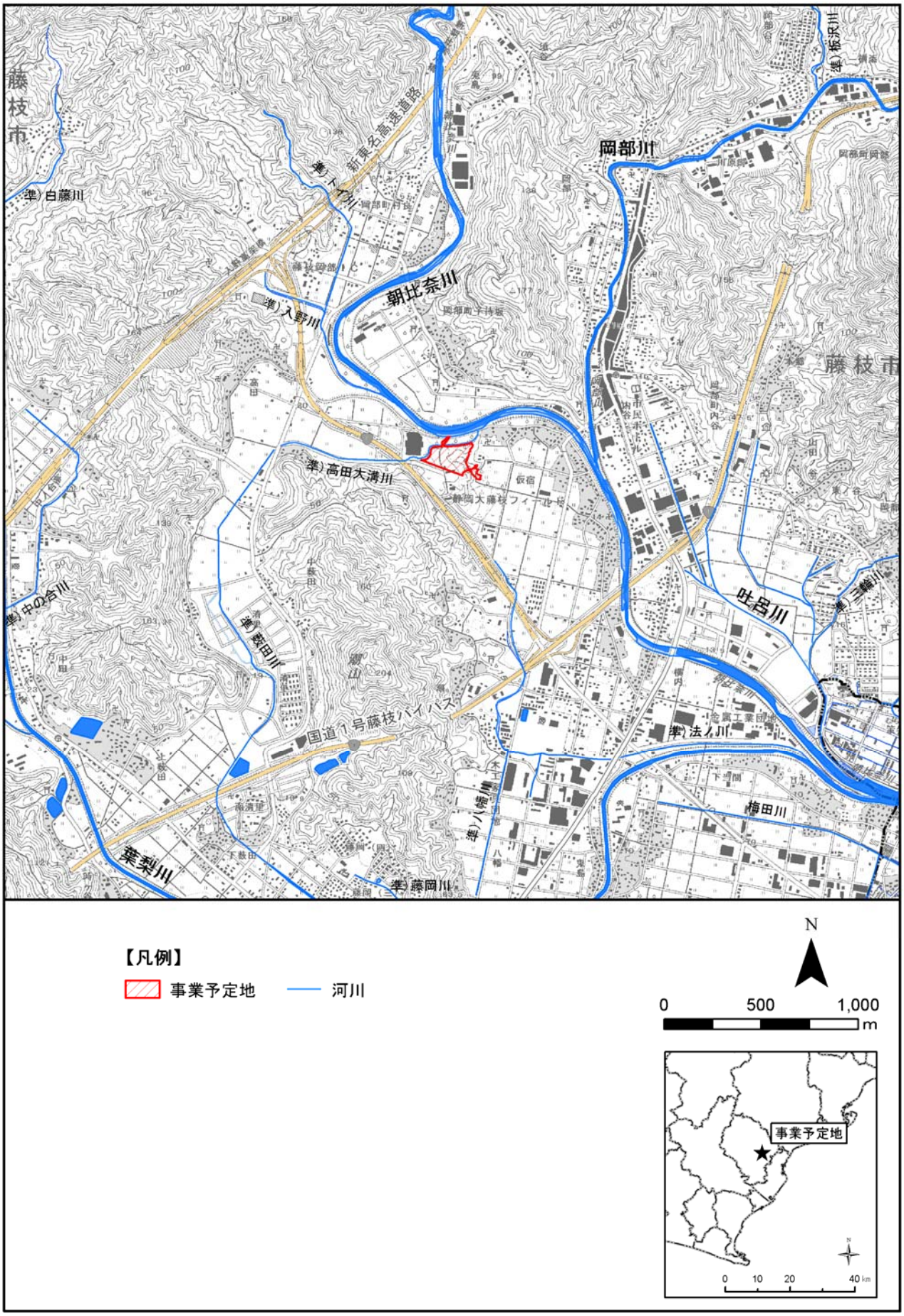

図 2.2-12　河川の分布状況

(3) 上水道

２市及び静岡県における上水道の普及状況を表 2.2-16 に示す。

平成 26 年現在、藤枝市の水道の普及率は 93.6%である。

事業予定地は上水道給水区域となっており、上水道が整備されている。

表 2.2-16　上水道の普及状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

行政区分	総人口（千人）(A)	現在供給人口（千人）					普及率 (%) (B)/(A)
		上水道	簡易水道	専用水道（自己水源のみ）	合計 (B)	飲料水供給施設	
藤枝市	143.3	132.1	1.3	0.8	134.1	1.5	93.6
焼津市	138.9	138.0	—	0.7	138.8	—	99.9
静岡県	3,683.8	3,533.5	94.1	26.2	3,653.9	13.2	99.2

資料)「静岡県統計年鑑 2014　10.電気・ガス・水道」(統計センターしずおか)

(4) 下水道

２市及び静岡県における下水道の普及状況を表 2.2-17 に示す。

平成 26 年現在、藤枝市の下水道の普及率は 41.2%である。

事業予定地は下水道計画区域外となっており、下水道は整備されていない。

表 2.2-17　下水道の普及状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区　分	行政区域内総人口（千人）(A)	下水道管渠（km）			処理区域面積 (ha)	処理区域人口（千人）(B)	終末処理場	普及率 (%) (B)/(A)
		汚水管	雨水管	合流管			処理能力水量（千 m^3/日）	
藤枝市	146.4	300.8	46.0	—	1,065.9	61.2	32.3	41.8
焼津市	142.5	169.6	19.3	—	545.6	31.9	20.0	22.4
静岡県	3,775.8	10,369.4	274.1	846.3	45,301.0	2,325.5	1,141.0	61.6

資料)「静岡県統計年鑑 2014　10.電気・ガス・水道」(統計センターしずおか)

2.2.9 廃棄物

(1) 一般廃棄物

２市のごみ処理施設の概要を表 2.2-18 に、し尿処理施設の概要を表 2.2-19 に示す。

２市で発生する燃やすごみは、志太広域事務組合が運営するごみ処理施設で処理し、焼却灰等の処分を民間業者に委託している。

資源ごみの一部（陶器・ガラスくず、非鉄スクラップ、乾電池、蛍光灯、びん（その他））は、同組合が運営するリサイクルセンター（選別・保管）を経由して、民間業者が資源化を行っている。その他の資源ごみ（ペットボトル、その他プラスチック、びん（茶色・白)、鉄スクラップ（缶他)、非鉄スクラップ（アルミ缶)、木くず・剪定枝）は、民間業者が直接資源化を行っている。

し尿及び浄化槽汚泥については、同組合運営のし尿処理施設で処理を行っている。

表 2.2-18　ごみ処理施設の概要

名　称	高柳清掃工場	一色清掃工場	リサイクルセンター
処理能力	255ｔ/日（24ｈ） 85t×3 基	120ｔ/日（24ｈ） 120t×1 基	50ｔ/日（5ｈ）
処理対象物	燃やすごみ	燃やすごみ	資源ごみの一部
処理方法	焼却	焼却	選別・圧縮・保管
稼働開始	昭和 59 年 4 月	平成元年 9 月	昭和 53 年 10 月
所在地	藤枝市高柳	焼津市一色	藤枝市岡部町内谷

資料)「一般廃棄物処理基本計画(平成 24 年 3 月)」(焼津市・藤枝市・志太広域事務組合)

表 2.2-19　し尿処理施設の概要

名　称	藤枝環境管理センター	大井川環境管理センター
処理能力	160kL/日	90kL/日
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理
稼働開始	平成 7 年 4 月	平成 11 年 4 月
所在地	藤枝市善左衛門 20	焼津市飯渕 2035 番地

資料)「一般廃棄物処理基本計画(平成 24 年 3 月)」(焼津市・藤枝市・志太広域事務組合)

また、２市の過去５年間のごみ搬入状況を表 2.2-20 及び**図 2.2-13** に、し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表 2.2-21 及び**図 2.2-14** に示す。

２市におけるごみ搬入状況は、燃やすごみが減少傾向にあるが、資源・埋立ごみは横ばい状態であった。一方、し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況は、生し尿が減少傾向にあるが、浄化槽汚泥は増加傾向にある。

表 2.2-20　ごみ搬入状況

単位：ｔ/年

自治体名	ごみ区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
藤枝市	燃やすごみ	24,722	23,836	22,775	22,313	22,136
	資源・埋立ごみ	5,160	5,065	4,980	4,863	4,690
	小　計	29,882	28,901	27,755	27,176	26,826
焼津市	燃やすごみ	27,534	27,203	26,472	25,963	25,186
	資源・埋立ごみ	5,284	5,220	4,658	4,580	4,535
	小　計	32,818	32,423	31,130	30,543	29,721
持込み等	燃やすごみ	14,872	15,115	15,383	15,209	15,510
	資源・埋立ごみ	626	589	587	611	619
	小　計	15,498	15,704	15,970	15,820	16,129
計	燃やすごみ	67,128	66,154	64,630	63,485	62,832
	資源・埋立ごみ	11,070	10,874	10,225	10,054	9,844
	合　計	78,198	77,028	74,855	73,539	72,676

資料）志太広域事務組合提供資料

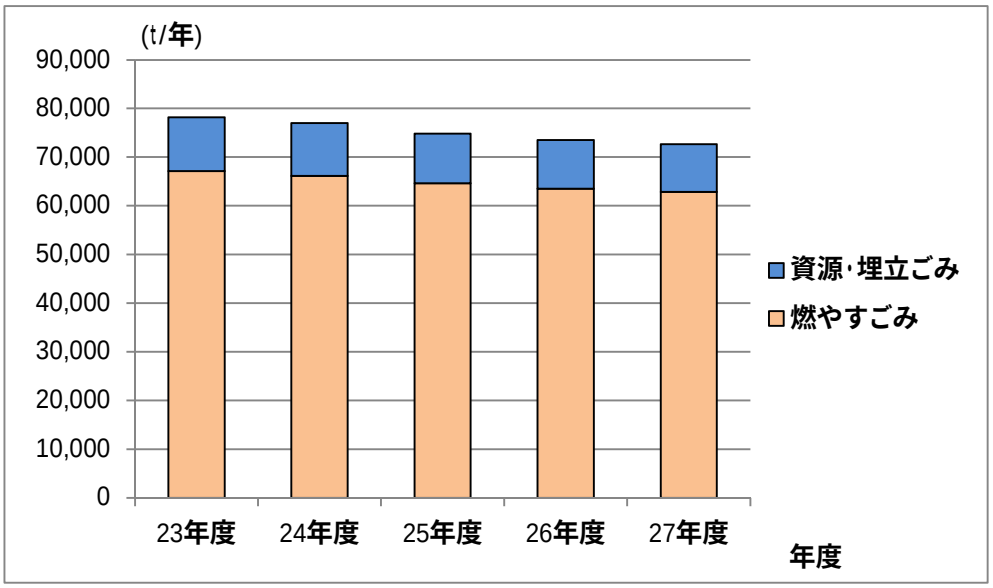

図 2.2-13　ごみ搬入状況（合計）

表 2.2-21　し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

単位：kL/年

自治体名	ごみ区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
藤枝市	生し尿	3,543	2,786	2,530	2,367	2,195
	浄化槽汚泥	38,092	38,943	39,235	39,712	40,055
	小　計	41,635	41,729	41,765	42,079	42,250
焼津市	生し尿	3,383	3,283	3,227	2,860	2,677
	浄化槽汚泥	41,378	41,380	41,906	41,999	42,465
	小　計	44,761	44,663	45,133	44,859	45,142
計	生し尿	6,926	6,069	5,757	5,227	4,872
	浄化槽汚泥	79,470	80,323	81,141	81,711	82,520
	合　計	86,396	86,392	86,898	86,938	87,392

資料）志太広域事務組合提供資料

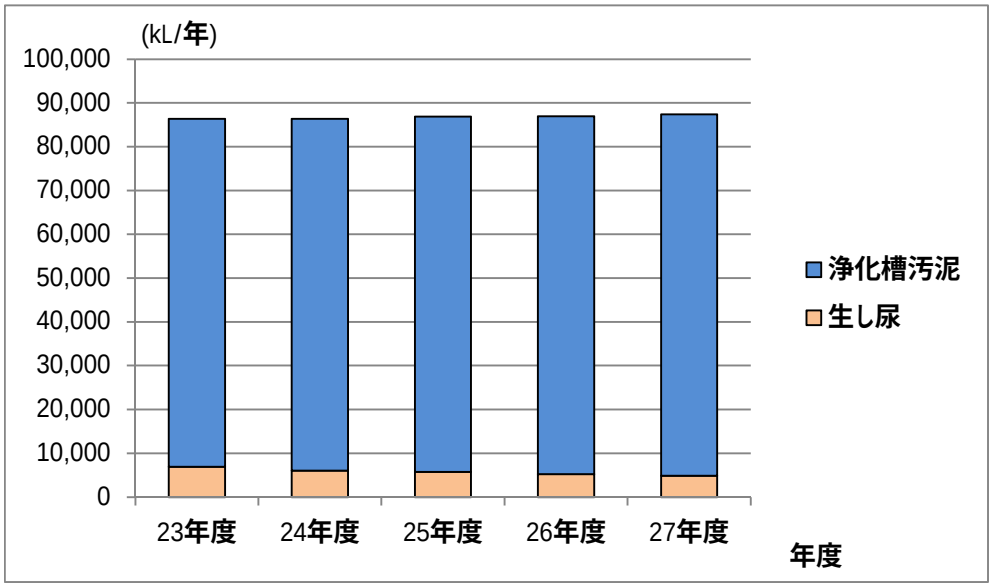

図 2.2-14　し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況（合計）

(2) 産業廃棄物

静岡県における産業廃棄物の排出及び処理状況を表 2.2-22 に示す。

平成 25 年度現在、静岡県内の産業廃棄物排出量は年間 10.9 百万ｔであり、構成比は汚泥 51.2%、がれき類 24.9%、動物のふん尿 7.9%となっている。

再生利用量は年間 5.1 百万ｔであり、構成比はがれき類 51.7%、動物のふん尿 16.6%、木くず 6.3%となっている。

また、最終処分量は年間 19 万ｔであり、構成比は廃プラスチック類 20.3%、がれき類 19.3%、燃え殻 17.7%となっている。

表 2.2-22　産業廃棄物の排出及び処理状況（平成 25 年度）

単位：千ｔ/年

種　類	排出量		再生利用量		最終処分量	
	排出量	構成比 (%)	利用量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)
燃え殻	66	0.6	60	1.2	34	17.7
汚泥	5,557	51.2	317	6.2	19	9.9
廃油	107	1.0	53	1.0	—	0.0
廃酸	28	0.3	8	0.2	—	0.0
廃アルカリ	44	0.4	2	0.0	—	0.0
廃プラスチック類	351	3.2	230	4.5	39	20.3
紙くず	63	0.6	15	0.3	1	0.5
木くず	360	3.3	323	6.3	5	0.6
繊維くず	5	0.0	3	0.1	1	2.6
動植物性残さ	99	0.9	89	1.7	1	0.5
動物系固形不要物	3	0.0	—	0.0	0	0.0
ゴムくず	0	0.0	—	0.0	—	0.0
金属くず	73	0.7	70	1.4	3	1.6
ガラス陶磁器くず	326	3.0	295	5.7	29	15.1
鉱さい	49	0.5	46	0.9	1	0.5
がれき類	2,707	24.9	2,662	51.7	37	19.3
ばいじん	65	0.6	59	1.1	4	2.1
動物のふん尿	854	7.9	854	16.6	—	0.0
その他	104	1.0	58	1.1	18	9.3
合　計	10,862	100	5,145	100	193	100

注）再生利用量及び最終処分量については、中間処理により変化した量を集計したものである。
資料）「平成 26 年度　静岡県産業廃棄物実態調査報告書」（平成 27 年３月　静岡県）

2.2.10　文化財等

(1) 指定文化財及び登録文化財

事業予定地周辺の指定文化財及び登録文化財の状況を表 2.2-23 及び表 2.2-24 に、その分布状況を図 2.2-15 に示す。

事業予定地の２km 圏内には、指定文化財 22 件、登録文化財１件が分布しているが、事業予定地には指定文化財及び登録文化財は分布していない。

表 2.2-23　事業予定地周辺の指定文化財の状況（平成 27 年 12 月 21 日現在）

No.	指定	種別		名称	員数	所在地
1	市	有形文化財	建造物	長屋門	1	岡部町子持坂 244
2	市	有形文化財	絵画	木喰上人恵比寿大黒天画像	1	岡部町内谷 100
3	市	有形文化財	彫刻	木喰上人作毘沙門天	1	高田 424
4	市	有形文化財	彫刻	聖徳太子像	1	岡部町内谷 362
5	市	有形文化財	彫刻	准胝観音像	1	岡部町内谷 362
6	市	有形文化財	彫刻	西行像	1	岡部町岡部 663
7	市	有形文化財	彫刻	五智如来像	5	岡部町内谷 29
8	市	有形文化財	彫刻	不動尊像	1	岡部町岡部 663
9	市	有形文化財	工芸	山内家雛人形「御殿飾」	1	岡部町岡部(岡部支所)
10	市	有形文化財	書跡	木喰上人託宣書画	4	岡部町内谷 192
11	市	有形文化財	書跡	木喰上人短歌書軸	1	岡部町子持坂 86
12	市	有形文化財	古文書	岡部宿本陣仁藤文書	17	岡部町岡部(岡部支所)
13	市	有形文化財	歴史資料	高札	1	岡部町岡部(岡部支所)
14	市	有形文化財	歴史資料	岡部長慎奉納絵馬	1	岡部町岡部(岡部支所)
15	市	有形文化財	歴史資料	関札	1	岡部町岡部(岡部支所)
16	市	民俗文化財	無形民俗	カミコロバシ	1	岡部町岡部
17	市	史・名・天	史跡	岡部氏墓	1	岡部町子持坂
18	市	史・名・天	史跡	岡部宿本陣址	1	岡部町岡部
19	市	史・名・天	史跡	入野古墳	1	岡部町入野
20	市	史・名・天	史跡	朝日山城跡	1	仮宿２　外
21	市	史・名・天	史跡	旧東海道の松並木	1	岡部町内谷
22	市	史・名・天	天然記念物	かや	1	岡部町子持坂 268

注）表中の「史・名・天」は、史跡名勝天然記念物を示す。
資料）「藤枝市文化財一覧」（藤枝市文化財課）、「藤枝の教育　2015」（藤枝市教育委員会）

表 2.2-24　事業予定地周辺の登録文化財の状況

No.	登録	種別		名称	員数	所在地
23	国	登録有形文化財	建造物	大旅籠柏屋	1	岡部町岡部 818

資料）「藤枝市文化財一覧」（藤枝市文化財課）、「藤枝の教育　2015」（藤枝市教育委員会）

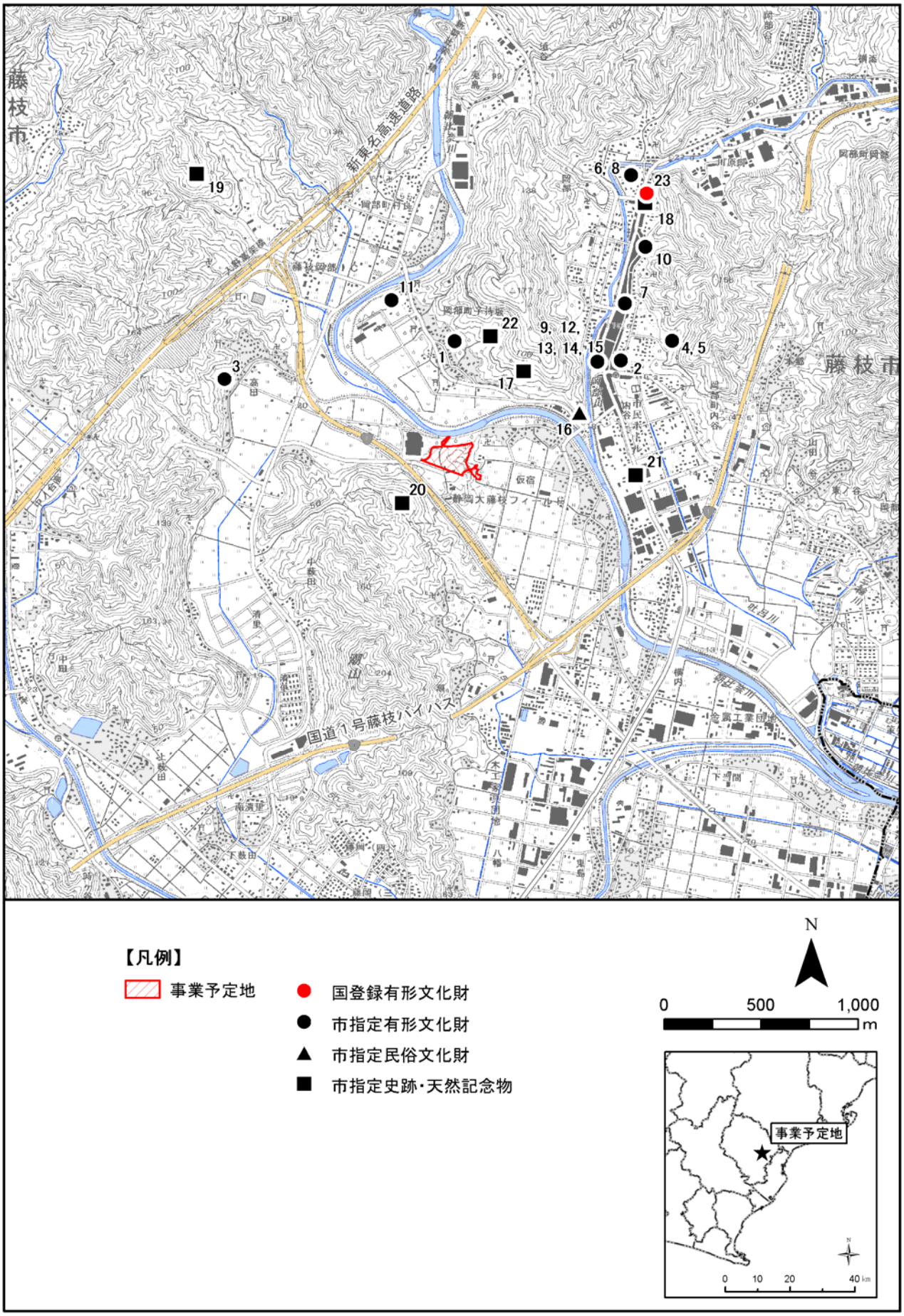

図 2.2-15　指定文化財及び登録文化財の分布状況

(2) 埋蔵文化財

事業予定地周辺の埋蔵文化財の分布状況を表 2.2-25 及び図 2.2-16 に示す。

事業予定地の２km 圏内には、埋蔵文化財包蔵地 56 件が分布しており、事業予定地にも調査が完了している古墳群「仮宿山崎古墳群」が分布している。

表 2.2-25　事業予定地周辺の埋蔵文化財

No.	埋蔵文化財包蔵地名	遺跡種類	所在地	No.	埋蔵文化財包蔵地名	遺跡種類	所在地
1	兎島	古墳群	岡部町桂島兎島	29	桐ヶ谷	古墳群	岡部町三輪桐ヶ谷
2	新地ヶ段	古墳群	岡部町岡部新地ヶ段	30	中藪田	遺跡	中藪田
3	入野西	古墳群	岡部町入野	31	塩尻	古墳群	仮宿字塩尻
4	入野東	古墳群	岡部町入野高岸	32	仮宿沢渡	遺跡・古墳群	仮宿字沢渡
5	入野高岸	古窯	岡部町入野字高岸	33	大島	古墳群	潮字大島
6	薬師堂	古墳群	岡部町村良薬師堂	34	中ノ坪	古墳群	仮宿字中ノ坪
7	村良	遺跡	岡部町村良相の田	35	潮	遺跡	潮字宮ノ前
8	永源山	古墳群	岡部町岡部字永源山	36	谷田	城跡	潮字谷田
9	高田観音前	遺跡・古墳群	高田字観音前	37	潮	城跡	潮字城山
10	子持坂	古墳群	岡部町子持坂	38	宮塚	遺跡	潮字宮塚
11	本郷Ⅰ	古墳群	岡部町内谷姥ヶ谷	39	評定	遺跡	横内字評定
12	本郷Ⅱ	古墳群	岡部町内谷立石	40	横内	遺跡	横内字大坪
13	立石	古墳群	岡部町内谷	41	清水	遺跡	岡部町三輪
14	本郷Ⅲ	古墳群	岡部町内谷聖飼戸	42	向原	古墳群	岡部町三輪向原
15	中ノ合イセ山	遺跡	中ノ合字イセ山、高田字市場ヶ谷	43	下藪田山崎	遺跡・古墳群	下藪田字山崎
				44	三ツ池	遺跡・古墳群	下藪田字蔵羽沢
16	中ノ合イセ山	古墳群	中ノ合字イセ山	45	倉沢	古墳群	下藪田字蔵羽沢
17	中ノ合	遺跡	中ノ合字カンバ川	46	下藪田大谷	古墳群	下藪田字大谷
18	朝日山城	城跡	仮宿字堤ノ坪	47	八幡大谷	遺跡	八幡字大谷
19	樽ヶ谷	古墳群	仮宿字樽ヶ谷	48	青山	古墳群	八幡字青山
20	仮宿堤ノ坪	遺跡・古墳	仮宿字堤ノ坪	49	松下	遺跡	鬼島字松下
21	仮宿山崎	古墳群	仮宿字白泉	50	場知郷	古墳群	八幡字場知郷
22	仮宿館	城館	仮宿字一丁田	51	根添	遺跡	潮字根添
23	上原	遺跡	岡部町内谷坂口	52	平治ヶ谷	遺跡	岡部町岡部平治ヶ谷
24	本郷Ⅳ	古墳群	岡部町内谷坂口	53	東浦	遺跡	下藪田字東浦
25	丈丸	遺跡	岡部町内谷丈丸	54	鳥内	遺跡	下藪田字鳥内
26	山田	古墳群	岡部町内谷山田ノ谷	55	谷向	古墳群	上藪田字谷向
27	東ノ谷	遺跡	岡部町内谷東ノ谷	56	葉梨中田	古墳群	下之郷字中田
28	桜本	遺跡	岡部町内谷桜本				

資料）「GIS 静岡県統合基盤地理情報システム」（静岡県）

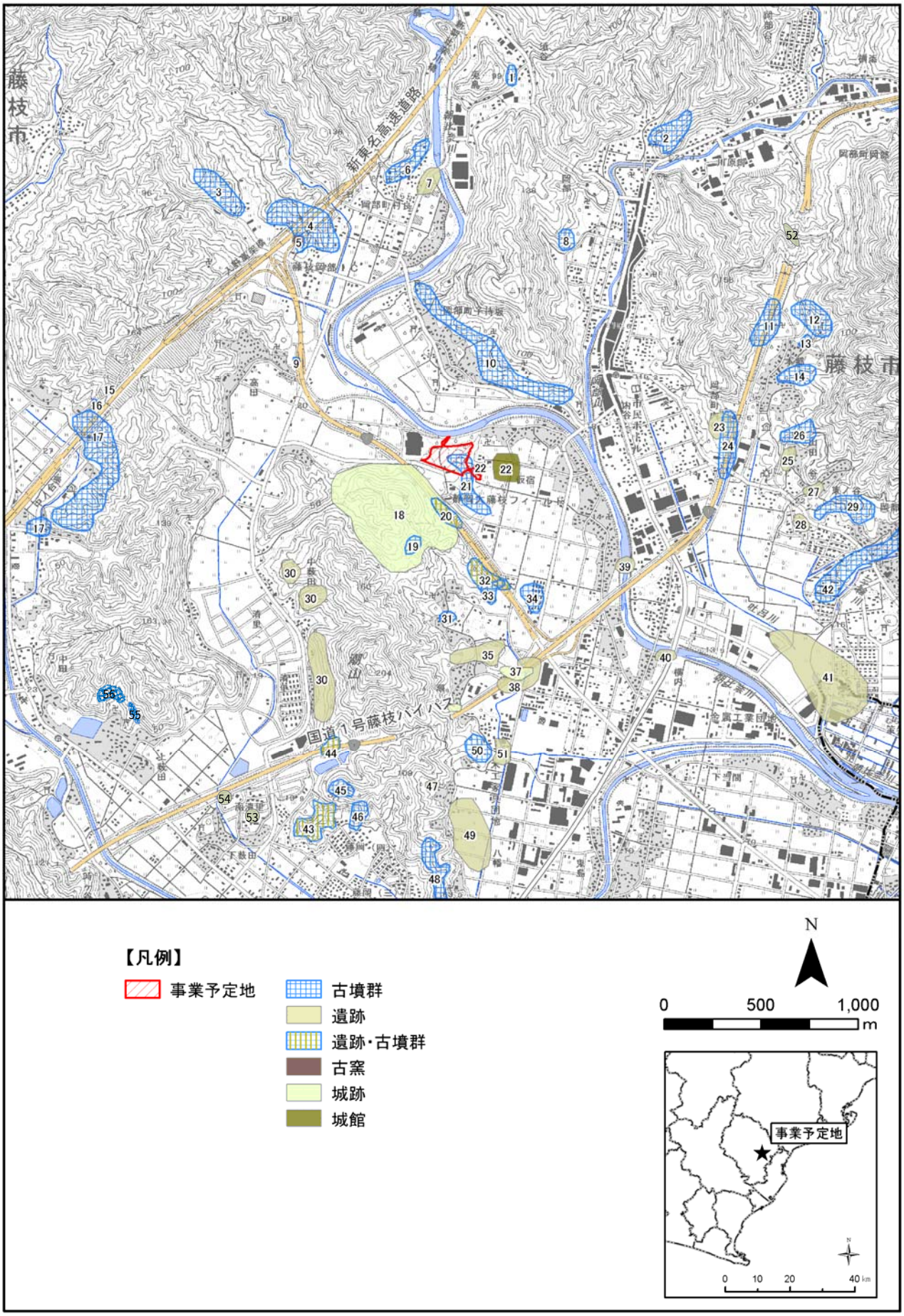

図 2.2-16　埋蔵文化財の分布状況

2.2.11　開発計画等の策定状況

(1) 藤枝市環境基本計画

藤枝市は、藤枝市環境基本条例（平成 13 年３月 28 日、条例第 11 号）に基づき、「藤枝市環境基本計画後期計画 ～“もったいない”推進プラン～」を平成 28 年３月に策定した。

本計画は、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものである。

本計画の体系を表 2.2-26 に示す。

表 2.2-26　藤枝市環境基本計画の体系

目指す環境像	“もったいない”を実践する環境行動都市・ふじえだ
基本理念	1.無駄のない暮らしの実現　2.低炭素社会の実現 3.地球市民としての行動　　4.環境日本一のまちの実現

【基本目標】	【方　針】	【取組の方向】
ものが循環するまちづくり	資源の有効利用 ～循環型の社会をつくります～	①３Ｒの推進 ②廃棄物の適正処理の推進
	水資源の保全と活用 ～適切な水循環を確保します～	①水循環の取組の拡大 ②安定した水の確保と供給 ③水質保全の推進 ④生活排水対策の推進
地球にやさしいまちづくり	地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～	①新エネルギー及び未利用エネルギーの利用促進 ②省エネルギー・エコビジネスの推進 ③地球温暖化防止の取組の促進 ④適応策の整備
	地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～	①ライフスタイル転換の促進 ②地産地消の促進 ③公共交通の利用促進 ④環境に配慮した事業計画の促進
自然とともに安心して暮らせるまちづくり	身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを享受し、継承します～	①森林の保全と緑化推進 ②水辺環境の保全と整備 ③生物多様性の保全 ④自然環境保全活動の促進 ⑤農地の環境保全
	快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～	①大気・水質保全と環境対策の推進 ②生活排水対策の推進 ③健康被害防止の徹底と指導 ④歴史的文化的伝統や景観の保全 ⑤動物愛護の推進 ⑥まち美化の促進
みんなで考え行動するまちづくり	環境教育の推進 ～藤枝型環境人を育成します～	①藤枝型環境人の育成 ②各年代における環境教育の推進 ③環境体験学習の推進 ④環境マイレージ等の様々なツールを活用した情報の発信
	協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～	①もったいない運動の推進 ②環境 NPO などの活動の推進 ③市民団体などグループ化の推進 ④交流の拠点づくり

資料)「藤枝市環境基本計画後期計画」（平成 28 年 3 月　藤枝市）

(2) 一般廃棄物処理基本計画

２市及び志太広域事務組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条に基づく一般廃棄物処理基本計画を、平成 24 年３月に策定した。

本計画は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間を計画期間とし、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、天然資源の保全や環境負荷を低減する『循環型社会』の形成を目指した適正な一般廃棄物の処理、処分」の実現を目指している。

基本的な方針を表 2.2-27 に示す。

表 2.2-27　ごみ処理に関する基本方針

基本方針	基本方針に基づく主な施策
Ⅰ　3Rの推進 Ⅱ　環境学習・啓発の推進 Ⅲ　住民・事業者・行政の役割分担と協働の推進 Ⅳ　安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進	1　リデュース（発生抑制）の促進 2　リユース（再使用）の促進 3　リサイクル（再生利用）の促進 4　社会的コスト負担のあり方の検討 5　環境学習・広報啓発の推進 6　事業系ごみの排出削減・指導の徹底 7　収集サービスの向上 8　安心安全の処理体制 9　きれいなまちづくり 10　災害時のごみ対策

資料)「一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 3 月　藤枝市・焼津市・志太広域事務組合）

(3) 藤枝市都市計画マスタープラン

藤枝市都市計画マスタープラン（平成 24 年３月策定）では、都市計画法第 18 条の２に規定され、第５次藤枝市総合計画に掲げる将来都市像に関して、都市整備の分野から長期的な都市づくりのデザインを基本的な方針として掲げた。

本計画は、平成 22 年を基準年、平成 42 年を目標年として、藤枝市全域に係る「全体構想」と、地域の特性に応じた「地域別構想」を示している。

全体構想における都市づくりの基本理念と目標を表 2.2-28 に示す。

表 2.2-28　全体構想における都市づくりの基本理念と目標

都市づくりの基本理念	都市づくりの目標
活力あふれ未来に誇れる 元気な都市ふじえだ	目標１　ひと・もの・情報が交流・連携する志太榛原地域の中核都市 目標２　誰もが安全で安心して暮らせる都市 目標３　地球にやさしい都市 目標４　歴史・文化が感じられる緑豊かな都市 目標５　市民・事業者・行政などが協働する都市

また、都市づくりの基本理念に基づき、都市づくりの目標を実現するための「ゾーン区分」、「拠点」、「軸」、「緑と水」の４つの要素を位置づけ、そのあり方を示している。

事業予定地周辺における４つの要素を表 2.2-29 に示す。

表 2.2-29　要素の指定状況

要　素		内　容
ゾーン区分	新産業地ゾーン	事業予定地西側の道路周辺
拠点	地域拠点	藤枝市役所岡部支所
	文化・ 観光レクリエーション交流拠点	大旅籠柏屋
	地域商業拠点	県道 208 号藤枝静岡線
軸	東西交流連携軸	事業予定地西側の道路
緑と水	緑と水の核	トイ川緑地、おかべ巨石の森公園
	緑のネットワーク	朝比奈川両岸
	水のネットワーク	朝比奈川

さらに、本計画では藤枝市全域を 10 地区に分類し、地区の特性や課題を踏まえた地区構想を示している。事業予定地周辺は、広幡地区及び葉梨地区に属しており、岡部地区にも近い位置にある。

広幡地区、葉梨地区及び岡部地区の地区づくりの目標等を表 2.2-30 に示す。

表 2.2-30　地区構想の概要

地　区	地区づくりの目標	地区づくりの基本的考え方
広幡地区	すみつづけたくなる ここちよいまち・広幡	①豊かな川と緑に囲まれた地区づくり ②誰もが安全で安心して暮らせる地区づくり ③快適な住環境が整った地区づくり ④バランスのとれた元気な地区づくり ⑤生き生きとした人を育む地区づくり
葉梨地区	恵まれた自然環境を 大切にした 多世代が住みやすいまち・葉梨	①故郷の自然と共生する地区づくり ②多くの人が訪れる地区づくり ③住み良い基盤のある地区づくり ④子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる地区づくり
岡部地区	緑と水と歴史・文化の薫る 安全・安心できる環境を みんながつくるまち・岡部	①美しい緑と水と歴史・文化が残された地区づくり ②住みよく活力ある地区づくり ③安全・安心できる地区づくり ④皆が助け合う仲の良いコミュニティがある地区づくり

以下、都市計画マスタープランにおける要素の概要を図 2.2-17 に、各地区の地区構想を図 2.2-18～図 2.2-20 に示す。

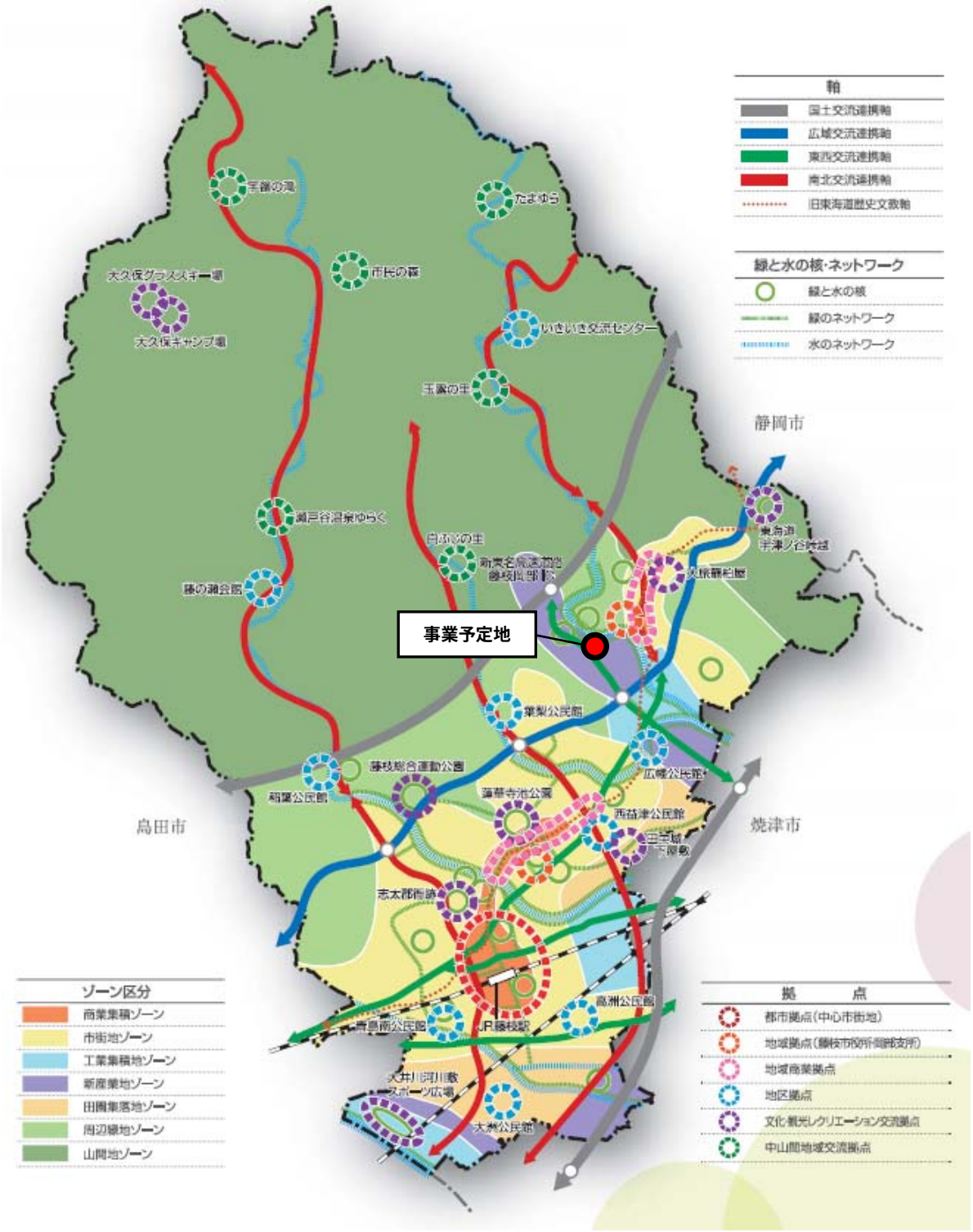

図 2.2-17　都市計画マスタープランにおける要素の概要

図 2.2-18　地区構想のイメージ（広幡地区）

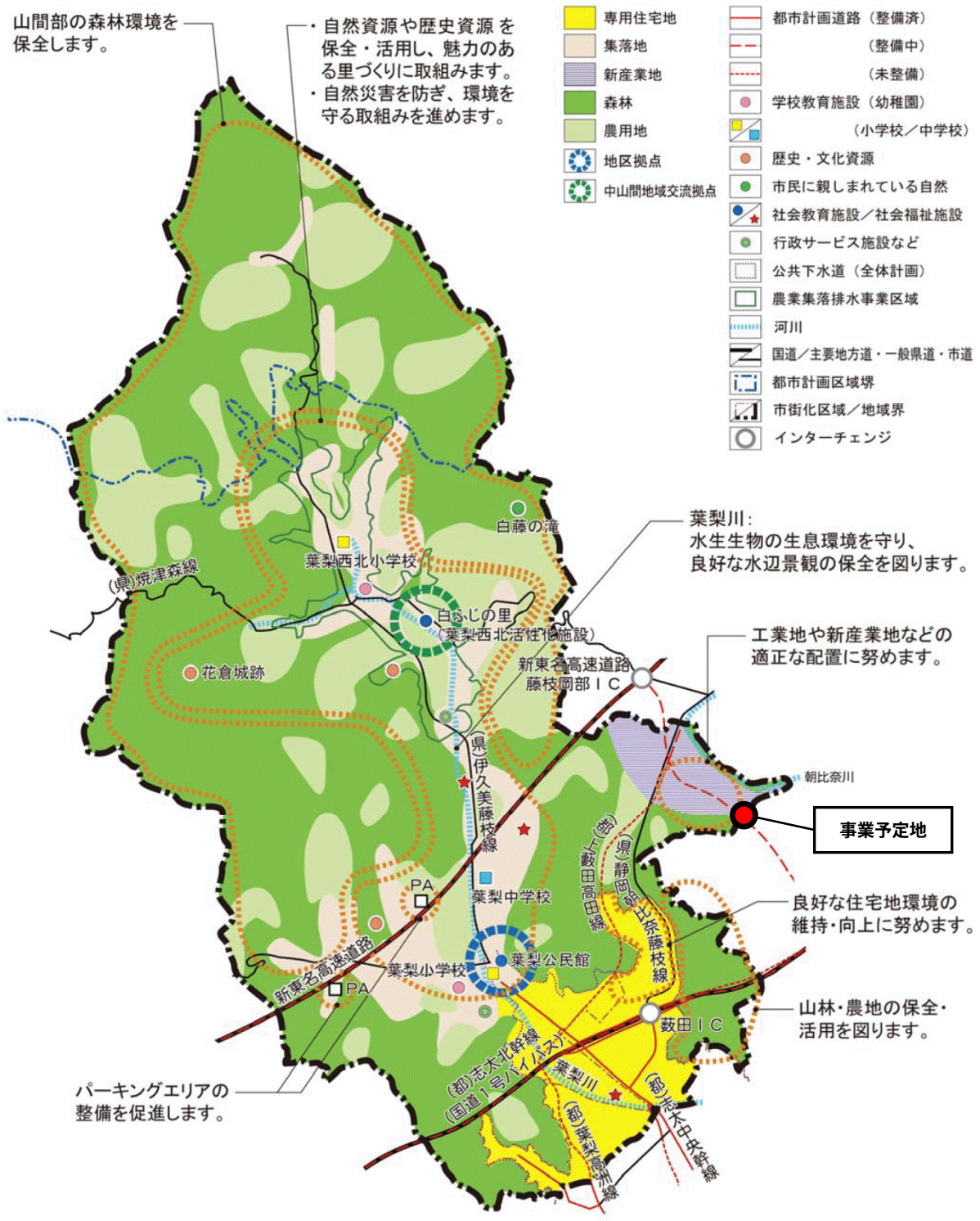

図 2.2-19　地区構想のイメージ（葉梨地区）

図 2.2-20　地区構想のイメージ（岡部地区）

2.3 環境法令等

2.3.1 環境関係法令による指定及び規制等

本事業計画に係る主な環境関係法令等を表 2.3-1 及び表 2.3-2 に示す。

表 2.3-1 主な環境関係法令等一覧―その１

分類		関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制
公害防止	大気汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・大気汚染に係る環境基準	○
		大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）	・ばい煙等の排出規制等 ・粉じんに関する自動車排ガスに係る許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）	・特定地域の指定	－
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・ばい煙の排出の規制 ・粉じんに関する規制	○
		今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成 15 年中環審 143 号）	・有害大気汚染物質の指針	○
	騒音	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・騒音に係る環境基準	○
		騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・自動車騒音に係る許容限度等	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制等	○
	振動	振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・道路交通振動に係る要請等	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制等	○
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）	・悪臭原因物質の排出規制	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定施設等に対する悪臭規制	－
	水質汚濁	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・水質の汚濁に係る環境基準	○
		水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）	・公共用水域への排出水規制 ・排出水の地下浸透の規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・公共用水域への排出水規制 ・排出水の地下浸透の規制	○
		水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例（昭和 47 年 7 月 11 日条例第 27 号）	・特定事業場への上乗せ排出基準	○
		下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号）	・下水道への排水控除基準	－
		藤枝市下水道条例（昭和 60 年 6 月 27 日条例第 19 号）	・下水道への排水控除基準	－
	土壌汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・土壌の汚染に係る環境基準	○
		土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）	・区域の指定	－
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）	・農用地土壌汚染対策の地域の指定	－
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・農用地の土壌汚染の防止等	－
	地盤沈下	静岡県地下水の採取に関する条例（昭和 52 年 8 月 1 日条例第 25 号）	・地下水の取水基準	○
	景観	藤枝市景観条例（平成 28 年 12 月 26 日条例第 39 号）	・景観形成基準の遵守	○
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）	・事業者の責務及び適切な処理等	○

注）表中の「○」は、本事業計画に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

表 2.3-2　主な環境関係法令等―その２

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定又は規制
自然環境保全	自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）	・自然環境保全地域の指定	－
	静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年 3 月 23 日条例第 9 号)	・自然環境保全地域の指定	－
	自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）	・国立公園、国定公園区域の指定	－
	静岡県立自然公園条例（昭和 36 年 10 月 4 日条例第 53 号）	・県立自然公園区域の指定	－
	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	・風致地区の指定	－
	静岡県風致地区条例（昭和 45 年 3 月 20 日条例第 21 号）	・風致地区の指定	－
	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	・森林計画対象民有林、保安林の指定	○
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）	・鳥獣保護区等の指定等	－
	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）	・希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定	－
	静岡県希少野生動植物保護条例（平成 22 年 8 月 6 日条例第 37 号）	・指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定	－
文化財	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	・国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○
	静岡県文化財保護条例（昭和 36 年 3 月 28 日条例第 23 号）	・県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○
	藤枝市文化財保護条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 9 号）	・市の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○
防災	砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 30 号）	・砂防指定地の指定	－
	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）	・地すべり防止区域の指定	－
	住宅造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）	・住宅造成工事規制区域の指定	－
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)	・急傾斜地崩壊危険地区の指定	－
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）	・土砂災害警戒区域の指定	－
その他	土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）	・形質変更	○
	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	・都市計画区域の指定	○

注）表中の「○」は、本事業計画に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

(1) 大気汚染

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 2.3-3 に示すとおり定められている。

また、大気汚染に係る環境基準の評価方法を表 2.3-4 に示す。

表 2.3-3 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。(S48.5.8 告示)
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)
光化学オキシダント（O_X）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
ダイオキシン類（DXNs）	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。(H11.12.27 告示)
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。(H21.9.9 告示)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。(H9.2.4 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。(H13.4.20 告示)

備　考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. ダイオキシンの基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料）昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号

表 2.3-4　大気汚染に係る環境基準の評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄（SO_2）	長期的評価	日平均値の 2%除外値（年間における 1 日平均値のうち高い方から 2%の範囲内にあるものを除外したもの）が 0.04ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	長期的評価	日平均値の2%除外値（年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの）が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質（SPM）	長期的評価	日平均値の2%除外値（年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの）が0.1mg/m^3を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.1mg/m^3を超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	長期的評価	日平均値の年間 98%値（年間における 1 日平均値のうち低い方から 98%に相当するもの）が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O_x）	短期的評価	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類（DXNs）	長期的評価	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	長期的評価	1 年平均値が長期基準の 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98%が短期基準の 35μg/m^3 以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

資料）昭和 48 年 6 月 12 日環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知、昭和 53 年 7 月 17 日環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知、平成 12 年 1 月 12 日環企企 11 号・環保安 6 号・環大企 11 号・環大規 5 号・環水企 14 号・環水管 1 号・環水規 5 号・環水土 7 号環境庁企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知、平成 13 年 6 月 12 日環管総 182 号環境省環境管理局長通知、平成 21 年 9 月 9 日環水大総発第 090909001 号環境省水・大気環境局長通知

2）排出基準

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場など）から排出、または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出規制を行っている。

本事業計画は、同法のばい煙発生施設に該当し、廃棄物焼却炉の排出基準は表 2.3-5 に示すとおりである。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を特定施設と呼び、特定施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

本事業計画は、同法の特定施設に該当し、廃棄物焼却炉の規制基準は表 2.3-6 に示すとおりである。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、次の６種類の施設をばい煙の発生が見込まれる施設として指定している。

① 硫黄燃焼施設（パルプ、紙の製造業）
② アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶解めっき施設
③ 溶射施設、溶解めっき施設（鉛又は鉛合金用）
④ 反応施設（ふっ化炭化水素、ふっ化系合成樹脂用）
⑤ 湯煮施設（食料品、飲料製造用）
⑥ 漂白施設（塩素又は塩素ガス使用のもの）

表 2.3-5　ばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

物質	ばい煙発生施設		排出基準
硫黄酸化物	政令で定める地域ごとに設定される K 値を一定の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算出される 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量として定められている。（K 値規制方式と呼ばれるもので K 値が小さいほど規制が厳しい。） $q=K\times10^{-3}He^2$ q ：硫黄酸化物の量(m^3N/h) K ：K 値（地域別に定める定数） He：補正された排出口の高さ		藤枝市 K 値：17.5
窒素酸化物	①浮遊回転燃焼方式（連続炉に限る）	最大排ガス量：4 万 m^3N/h 以上	450ppm
		最大排ガス量：4 万 m^3N/h 未満	450ppm
	②特殊廃棄物焼却炉（連続炉に限る）	最大排ガス量：4 万 m^3N/h 以上	250ppm
		最大排ガス量：4 万 m^3N/h 未満	700ppm
	③廃棄物焼却炉（連続炉①、②以外）	最大排ガス量：4 万 m^3N/h 以上	250ppm
		最大排ガス量：4 万 m^3N/h 未満	250ppm
	④廃棄物焼却炉（連続炉以外）	最大排ガス量：4 万 m^3N/h 以上	250ppm
ばいじん	廃棄物焼却炉（新設）	処理能力：4t/h 以上	0.04g/Nm^3
		処理能力：2t/h 以上 4t/h 未満	0.08g/Nm^3
		処理能力：2t/h 未満	0.15g/Nm^3
塩化水素	廃棄物焼却炉		700g/Nm^3
水銀	廃棄物焼却炉		50 μ g/Nm^3

注 1）対象となる施設は、火格子面積 $2m^2$ 以上又は焼却能力 200kg/h 以上である。
注 2）水銀の規制は平成 30 年 4 月 1 日より施行。
資料）昭和 46 年 6 月 22 日厚･通令第 1 号

表 2.3-6　ダイオキシン類の排ガス排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

施設名	施設の種類	新設施設の排出基準
廃棄物焼却炉（新設）	処理能力：4t/h 以上	0.1ng-TEQ/Nm^3
	処理能力：2t/h 以上 4t/h 未満	1ng-TEQ/Nm^3
	処理能力：2t/h 未満	5ng-TEQ/Nm^3

注）対象となる施設は、火床面積 0.5m^2 以上又は焼却能力 50kg/h 以上である。
資料）平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

3）その他の指針等

大気汚染に係る環境基準の他に、表 2.3-7 に示す指針値等が示されている。

なお、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」によれば、指針値は、「環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」と定義されている。

表 2.3-7　その他の指針値等

物質	指針値等	根拠
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	②
アクリロニトリル	年平均値 2μg/m^3 以下	③
塩化ビニルモノマー	年平均値 10μg/m^3 以下	
水銀	年平均値 0.04μgHg/m^3 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025μgNi/m^3 以下	
クロロホルム	年平均値 18μg/m^3 以下	④
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6μg/m^3 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5μg/m^3 以下	
砒素及び無機砒素化合物	年平均値 0.006μgAs/m^3 以下	⑤

資料）表中の根拠は以下に示す。
①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」
（昭和 51 年 8 月 13 日環大企 220 号環境庁大気保全局長通知）
②：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」
（昭和 52 年 6 月 16 日環大規第 136 号環境庁大気保全局長通達）
③：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 31 日中環審第 143 号）
④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成 18 年 11 月 8 日中環審）
⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月 15 日中環審）

(2) 騒　音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 2.3-8 に示すとおり定められている。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、騒音に係る環境基準の地域類型Ｂ類型である。

表 2.3-8　騒音に係る環境基準

＜道路に面する地域以外の地域（一般地域）＞

地域の類型	類型当てはめ地域 (藤枝市)	基準値	
		昼　間 (6 時～22 時)	夜　間 (22 時～6 時)
AA	―	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60 dB 以下	50 dB 以下

＜道路に面する地域＞

地域の区分	基準値	
	昼　間 (6 時～22 時)	夜　間 (22 時～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

＜特　例＞

基準値	
昼　間（6 時～22 時）	夜　間（22 時～6 時）
70 dB 以下	65 dB 以下
備　考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注)1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
注)2.「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）を示す。
注)3.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m
資料）平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 70 号及び第 71 号

2）規制基準

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい騒音を発生させる作業を特定建設作業と呼び、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等を規制の対象としている。

また、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼ぶとともに、著しい騒音を発生する作業（特定作業）を行う工場・事業場を「特定作業工場等」と呼び、騒音の大きさを規制の対象としている。

騒音規制法では、自動車騒音が環境省の定める限度値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は県公安委員会に対して道路交通法による規制措置をとるよう要請することができるものとして、自動車騒音の限度（要請限度）を定めている。

① 特定建設作業

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、特定建設作業を表 2.3-9 に、また、規制基準を表 2.3-10 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、騒音規制法に基づく区域区分として一号区域が適用される。

表 2.3-9　特定建設作業の種類

作業の種類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	
くい抜機を使用する作業	すべて	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式を除く	
びょう打機を使用する作業	すべて	
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50ｍをこえない作業	
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が 15kW 以上	
コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。	
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。	
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上	
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上	
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上	

資料）昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 03 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 2.3-10　特定建設作業に伴い発生する騒音の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
騒音の大きさ	一号区域 二号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85dB を超えないこと。	―
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	①、②、③、④、⑤
	二号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時	
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内	①、②
	二号区域	14 時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域 二号区域	連続して 6 日以内	①、②
日曜・休日における作業	一号区域 二号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、⑥

備　考
【藤枝市】
一号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の施設の周囲おおむね 80ｍの区域
二号区域：工業地域のうち一号区域以外の区域

注）表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。
① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
④ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件ある場合。また、同法第 35 条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
⑤ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
⑥ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

資料）昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

② 特定施設等

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、特定施設を表 2.3-11 に、特定作業の種類を表 2.3-12 に示す。また、特定工場等の規制基準を表 2.3-13 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく区域区分として第２種区域が適用される。

なお、静岡大学敷地と接する南東側敷地境界については、第２種区域の基準値から５dB 減じた値が適用される。

表 2.3-11　特定施設の種類

大分類	小分類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	すべて
	製管機械	すべて	
	ﾍﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞﾏｼﾝ（ﾛｰﾙ式）	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	液圧ﾌﾟﾚｽ	矯正プレスを除く	
	機械ﾌﾟﾚｽ	呼び加圧能力 294kN 以上	呼び加圧能力 49kN 以上
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ﾜｲﾔｰﾌｫｰﾐﾝｸﾞﾏｼﾝ	すべて	
	ﾌﾞﾗｽﾄ	ﾀﾝﾌﾞﾗｽﾄ以外のものであって密閉式のものを除く	
	ﾀﾝﾌﾞﾗｰ	すべて	
	旋盤	（規制対象外）	すべて
	ﾎﾞｰﾙ盤		
	平削り盤		
	型削り盤		
	切断機	といしを用いるものに限る	高速切断機
	研摩機	（規制対象外）	工具用研摩機を除く
空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	
織　機	織機	原動機を用いるものに限る	
	紡績機械	（規制対象外）	すべて
	撚糸機		
	製紐機		
建設用資材製造機械	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ	気ほうｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上	すべて
	ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ	混練機の混練重量が 200kg 以上	
穀物用製粉機(ﾛｰﾙ式)		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
木材加工機械	ﾄﾞﾗﾑﾊﾞｰｶｰ	すべて	すべて
	ﾁｯﾊﾟｰ	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	砕木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力 15kW 以上 木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	丸のこ盤		
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
製紙機械及び紙加工機械	抄紙機	すべて	すべて
	ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰﾘﾜｲﾝﾀﾞｰ	（規制対象外）	
	ｺﾙｹﾞｰﾄﾏｼﾝ		
	紙ひもより機		
印刷機械		原動機を用いるものに限る	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳型造型機		ジョルト式のものに限る	すべて
ｸｰﾘﾝｸﾞﾀﾜｰ		（規制対象外）	原動機の定格出力 0.75kW 以上
集じん施設			すべて
冷凍機（圧縮機を用いるもの）			原動機の定格出力 3.75kW 以上

資料）昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 2.3-12　特定作業の種類

作業の種類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業	(規制対象外)	すべて
鉄骨又は橋りょうの組立ての作業		
鋼製船舶の建造又は修理の作業		

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 2.3-13　特定工場等の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 (6～8 時)	昼　間 (8～18 時)	夕 (18～22 時)	夜　間 (22～6 時)
第 1 種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第 2 種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第 4 種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB

備　考

【藤枝市】

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域

第 3 種区域：第 1 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則）

注)1. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

注)2. 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第 3 種区域及び第 4 種区域内へ 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省･農林省･通商産業省･運輸省告示 1 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

③ 自動車騒音の限度

騒音規制法に基づく、自動車騒音の限度（要請限度）を表 2.3-14 に示す。

表 2.3-14　自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼　間 (6 時～22 時)	夜　間 (22 時～6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 dB	70 dB

備　考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。

【藤枝市】

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域

c 区域：第 1 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注)1.「車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)2.「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)を示す。

注)3.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料）平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 12 年 3 月 31 日静岡県告示第 307 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(3) 振　動

1) 規制基準

振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい振動を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、振動の大きさ、作業時間、作業期間等を規制の対象としている。

また、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、振動の大きさを規制の対象としている。

振動規制法では、道路交通振動が環境省の定める限度値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、または県公安委員会に対して道路交通法の規定による規制措置をとるよう要請することができるものとして、道路交通振動の限度（要請限度）を定めている。

① 特定建設作業

振動規制法､静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を表 2.3-15 に、規制基準を表 2.3-16 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、振動規制法に基づく区域区分として一号区域が適用される。

表 2.3-15　特定建設作業の種類

作業の種類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く	
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて	
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50ｍをこえない作業	
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50ｍをこえない作業	

資料）昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 2.3-16　特定建設作業に伴い発生する振動の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
振動の大きさ	一号区域 二号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 75dB を超えないこと。	―
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	①、②、③、④、⑤
	二号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時	
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内	①、②
	二号区域	14 時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域 二号区域	連続して 6 日以内	①、②
日曜・休日における作業	一号区域 二号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、⑥

備　考
【藤枝市】
一号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の施設の周囲おおむね 80ｍの区域
二号区域：工業地域のうち一号区域以外の区域

注）表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。
① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
④ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件ある場合。また、同法第 35 条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
⑤ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
⑥ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

資料）昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

② 特定施設等

振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設を表 2.3-17 に、規制基準を表 2.3-18 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく区域区分として第１種区域の２が適用される。

なお、静岡大学敷地と接する南東側敷地境界については、第１種区域の２の基準値から５dB 減じた値が適用される。

表 2.3-17　特定施設の種類

大分類	小分類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	液圧ﾌﾟﾚｽ	矯正ﾌﾟﾚｽを除く	振動規制法に同じ
	機械ﾌﾟﾚｽ	すべて	
	せん断機	原動機定格出力 1kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ﾜｲﾔｰﾌｫｰﾐﾝｸﾞﾏｼﾝ	原動機定格出力 37.5kW 以上	
圧縮機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
織機		原動機を用いるもの	
ｺﾝｸﾘｰﾄ機械	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ	原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ管製造機械	原動機定格出力の合計が 10kW 以上	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ柱製造機械		
木材加工機械	ﾄﾞﾗﾑﾊﾞｰｶｰ	すべて	
	ﾁｯﾊﾟｰ	原動機定格出力 2.2kW 以上	
印刷機械		原動機定格出力 2.2kW 以上	
ｺﾞﾑ練用又は合成樹脂練用のﾛｰﾙ機（ｶﾚﾝﾀﾞｰﾛｰﾙ機以外）		原動機定格出力 30kW 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳型造型機（ｼﾞｮﾙﾄ式）		すべて	

資料）昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 2.3-18　特定工場等の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼　間（8～20 時）	夜　間（20～翌 8 時）
第 1 種区域の 1	60 dB	55 dB
第 1 種区域の 2	65 dB	55 dB
第 2 種区域の 1	70 dB	60 dB
第 2 種区域の 2	70 dB	65 dB

備　考
【藤枝市】
第 1 種区域の 1：第 1 種低層住居専用地域、第 2 低層住居専用地域
第 1 種区域の 2：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域
第 2 種区域の 1：第 1 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 2 種区域の 2：工業地域、工業専用地域（静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則）

注）病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする
資料）昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

③ 道路交通振動の限度

振動規制法に基づく、道路交通振動の限度（要請限度）を表 2.3-19 に示す。

表 2.3-19　道路交通振動の限度（要請限度）

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 (8 時～20 時)	夜　間 (20 時～8 時)
第 1 種区域	65 dB	55 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

備　考

【藤枝市】

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域

第 2 種区域：第 1 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に揚げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料）昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(4) 悪　臭

1) 規制基準

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の２通りがある。

藤枝市では、臭気指数による規制を行っており、その規制基準は表 2.3-20 に示すとおりである。事業予定地及びその周辺では同基準が適用される。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、次の 10 種類を悪臭の発生が見込まれる施設（特定施設）として指定している。

① セロファン製膜施設
② アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設
③ パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設
④ 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設
⑤ 合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
⑥ 有機顔料の製造の用に供する反応施設
⑦ 木材チップの堆積場であって、面積が 1,000㎡以上のもの
⑧ 動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設
（1）蒸煮施設（2）湯煮施設（3）真空濃縮施設（4）乾燥施設
⑨ 鶏舎であって面積が 400㎡以上のもの及び豚舎であって面積が 150㎡以上のもの
⑩ サイズの製造の用に供する反応施設

表 2.3-20　悪臭防止法に基づく規制基準（藤枝市）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

市町村	規制方法	規制地域	規制基準
藤枝市	臭気指数	市内全域	15

資料）昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 74 号

(5) 水質汚濁

1) 環境基準

水質に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 2.3-21～表 2.3-25 に示すとおり定められている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準は、すべての水域に適用され、地下水の水質汚濁に係る環境基準もすべての地下水に適用される。一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型が指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

事業予定地近傍では、準用河川の高田大溝川が未指定であり、朝比奈川（新横内橋より上流側）が河川Ａ類型に指定されている。

表 2.3-21　水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4－ジオキサン	0.05mg/L 以下

注)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注)2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
注)3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
注)4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
資料）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2.3-22　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素ｲｵﾝ濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮　遊物質量 (SS)	溶　存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

注)1. 基準値は日間平均とする。
注)2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
注)3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注)4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注)5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注)6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　　工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの
　　工業用水 3 級：特殊の浄化操作を行うもの
注)7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度
資料）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2.3-23　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注)基準値は、年間平均値とする。
資料）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2.3-24　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注)1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注)2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
注)3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
注)4.1，2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
資料）平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

表 2.3-25　ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注)1.基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
注)2.水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
資料）平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

2）規制基準

水質汚濁防止法では、特定の要件を備える汚水、または廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定事業場」と呼び、排出水に対して規制を行っている。また、特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場においては、有害物質を含む水の地下への浸透について規制を行っている。

同法に定める排水基準は表 2.3-26～表 2.3-29 に示すとおりであり、本事業は一般廃棄物処理施設である焼却施設であるため、特定施設に該当する。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、次の４種類の施設を水質の汚濁に係る特定施設として指定している。

① アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設
② 非鉄金属製造業の用に供する次に掲げる施設
(1)銅又は銅合金の用に供する圧延施設
(2)アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金の用に供するダイカストマシン
③ ゴム製品製造業の用に供する混練施設
④ ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」と呼び、施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

同法に定める廃棄物焼却炉の排出水の基準は表 2.3-30 に示すとおりであり、本事業は特定施設に該当する。

しかし、本事業における焼却施設のプラント排水は、クローズドシステムの採用により、施設外への排水を行わない計画である。さらに、生活排水は合併処理浄化槽により処理した後、公共用水域に放流する計画であり、ダイオキシン類対策特別措置法で定める排水規制は適用されない。

なお、事業予定地は公共下水道の計画区域外であり、本事業の供用時においても下水道が設備される計画はない。

表 2.3-26　一律排水基準（有害物質）

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外　10mg/L 海域　230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外　8mg/L 海域　15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注)1. アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注)2.「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注)3. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

資料）昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

表 2.3-27　一律排水基準（有害物質以外の項目）

項目	基準値
水素イオン濃度（pH）	海域以外　5.8～8.6 海域　　5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm^3
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

注)1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
注)2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
注)3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
注)4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
注)5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
注)6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
注)7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
資料）昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

表 2.3-28　上乗せ排水基準（志太水域　抜粋）

項目及び許容限度		排出水の区分	
		1日の平均排水量が 50 立方メートル以上 2,000 立方メートル未満	1日の平均排水量が 50 立方メートル未満
生物化学的酸素要求量	日間平均	20mg/L	－
	最大	25mg/L	－
化学的酸素要求量	日間平均	20mg/L	－
	最大	25mg/L	－
浮遊物質量	日間平均	40mg/L	－
	最大	50mg/L	－
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂含有量）		－	－
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類含有量）		－	－
フェノール類含有量		－	－
銅含有量		1mg/L	3mg/L
亜鉛含有量		3mg/L	5mg/L
クロム含有量		－	2mg/L
大腸菌群数		－	－

資料）昭和 47 年 7 月 11 日静岡県条例第 27 号

表 2.3-29　特定地下浸透水の基準

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001mg/L
シアン化合物	シアン 0.1mg/L
有機燐化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄ及び EPN に限る）	0.1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.005mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.04mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	アルキル水銀 0.0005mg/L
PCB	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2－ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1－ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2－ジクロロエチレン	シス体 0.004mg/L トランス体 0.004mg/L
1,1,1－トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2－トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3－ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物セレンとして	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L

資料）平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号

表 2.3-30　廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排出水の排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5㎡以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10pg-TEQ/L

資料）平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

(6) 地盤沈下

静岡県地下水の採取に関する条例では、図 2.3-1 に示す特定の区域内において、地下水の採取に伴う障害の防止等を図るため、地下水の採取について規制を行っている。

同条例に定める取水基準は表 2.3-31 に示すとおりであり、事業予定地及びその周辺は大井川適正化地域に該当する。

表 2.3-31　静岡県地下水の採取に関する条例に基づく取水基準

地域の名称	区域の区分	揚水設備の揚水機の吐出口の断面積 (cm^2)	揚水設備により採取する地下水の量 (m^3/分)	揚水設備のｽﾄﾚｰﾅｰの位置 (地表面下 m)
大井川規制地域	①の区域	52 以下	0.70 以下	25 以深
	②の区域	52 以下	0.70 以下	―
大井川適正化地域	③の区域	52 以下	0.70 以下	―

資料）昭和 54 年 8 月 1 日静岡県告示第 628 号

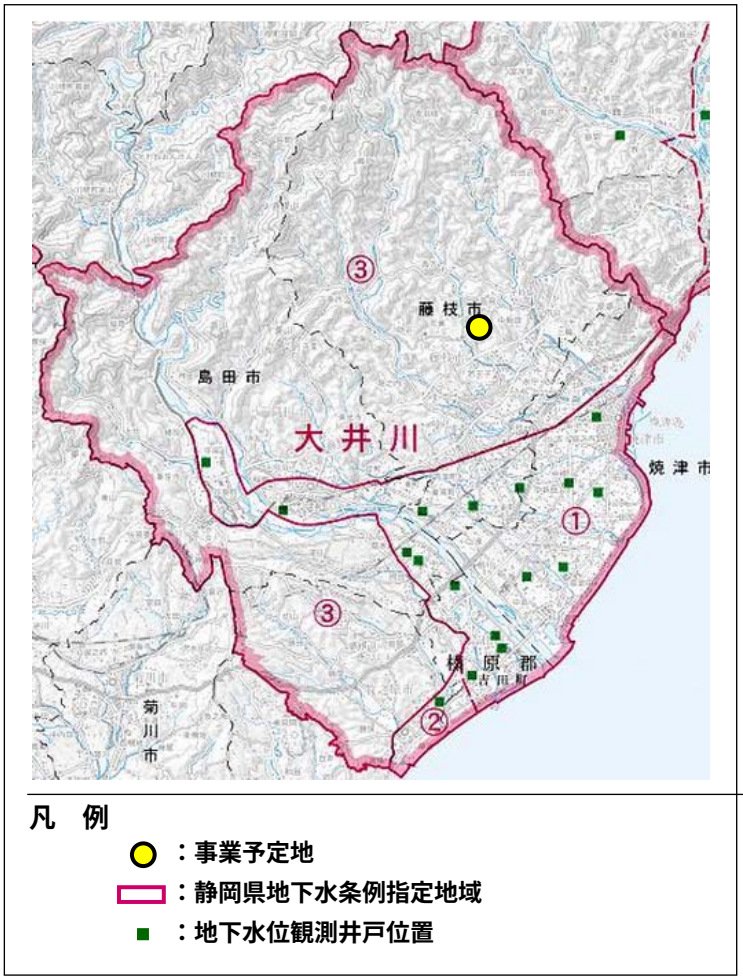

資料）「静岡県地下水条例指定区域(大井川)」（静岡県ホームページ）

図 2.3-1　静岡県地下水条例指定区域（大井川）

(7) 土壌汚染

1) 環境基準

土壌に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 2.3-32 及び表 2.3-33 に示すとおり定められている。

表 2.3-32 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液１L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液１L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１L につき 0.002mg 以下であること。
1，2-ジクロロエタン	検液１L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1，2－ジクロロエチレン	検液１L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１L につき１mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１L につき１mg 以下であること。

注)1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注)2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注)3. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注)4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

資料）平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

表 2.3-33 ダイオキシン類の土壌汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

注)1. 基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注)2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料）平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

(8) 自然環境保全に係る指定状況

1) 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域である。

藤枝市には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に該当する地域はない。また、静岡県自然環境保全条例に基づく、自然環境保全地域に該当する地域もない。

2) 自然公園

自然公園とは、自然公園法に基づき、「優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ること」を目的に指定された地域である。

藤枝市には、自然公園法に基づく国立公園、国定公園は設定されていない。また、静岡県立自然公園条例に基づく県立自然公園も設定されていない。

3) 風致地区

風致地区は、都市計画法に定められている地域地区の一つであり、都市計画区域の「自然的環境を主体とした都市景観を維持することが特に必要とされる地区」として指定され、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられている。

藤枝市には、静岡県風致地区条例に基づく風致地区は指定されていない。

4) 保安林と民有林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定される森林である。一方、民有林は地方自治体の公有林と、私有林を含めた国有林以外の森林を指し、地域森林計画の対象となっている。いずれの林でも、立木・竹類の伐採や、土地の形質の変更等が規制されている。

事業予定地周辺には、森林法第５条に定める森林計画区に係る民有林が指定されている。

保安林と民有林の位置は図 2.3-2 に示すとおりである。

5) 鳥獣保護区等

鳥獣保護区等とは、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。鳥獣保護区等の指定状況は、表 2.3-34 及び図 2.3-3 に示すとおりであり、事業予定地に鳥獣保護区等の指定はない。

表 2.3-34　事業予定地周辺における鳥獣保護区等

No.	名称	設定区分	面積(ha)	期限
1	蓮華寺池鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	773	平成 32 年 10 月 31 日
2	高草山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	2,055	平成 33 年 10 月 31 日
3	岡部町子持坂特定猟具使用禁止区域	－	180	平成 29 年 10 月 31 日

資料)「平成 27 年度静岡県鳥獣保護区等位置図」(平成 27 年 10 月、静岡県)

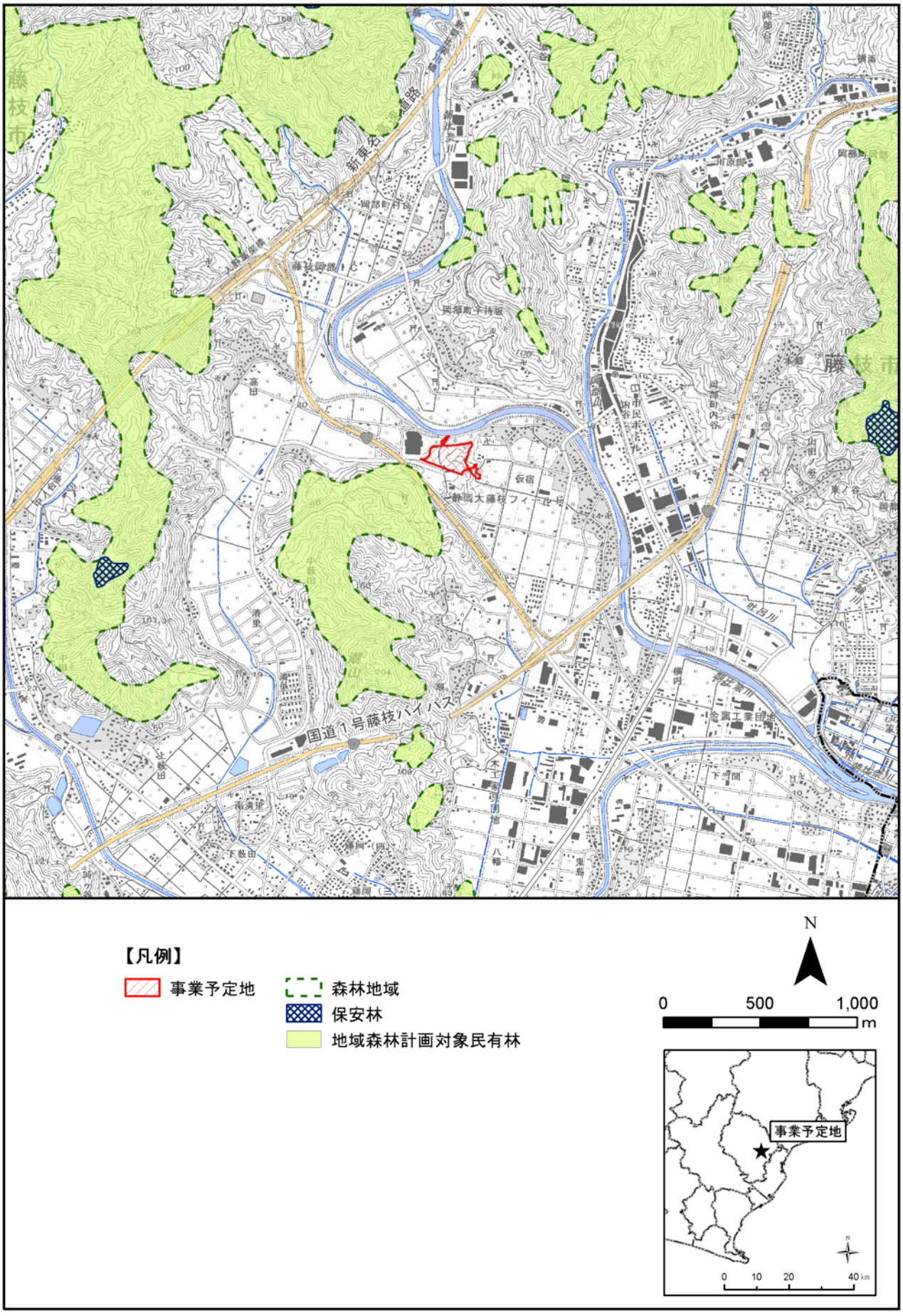

図 2.3-2　保安林と民有林

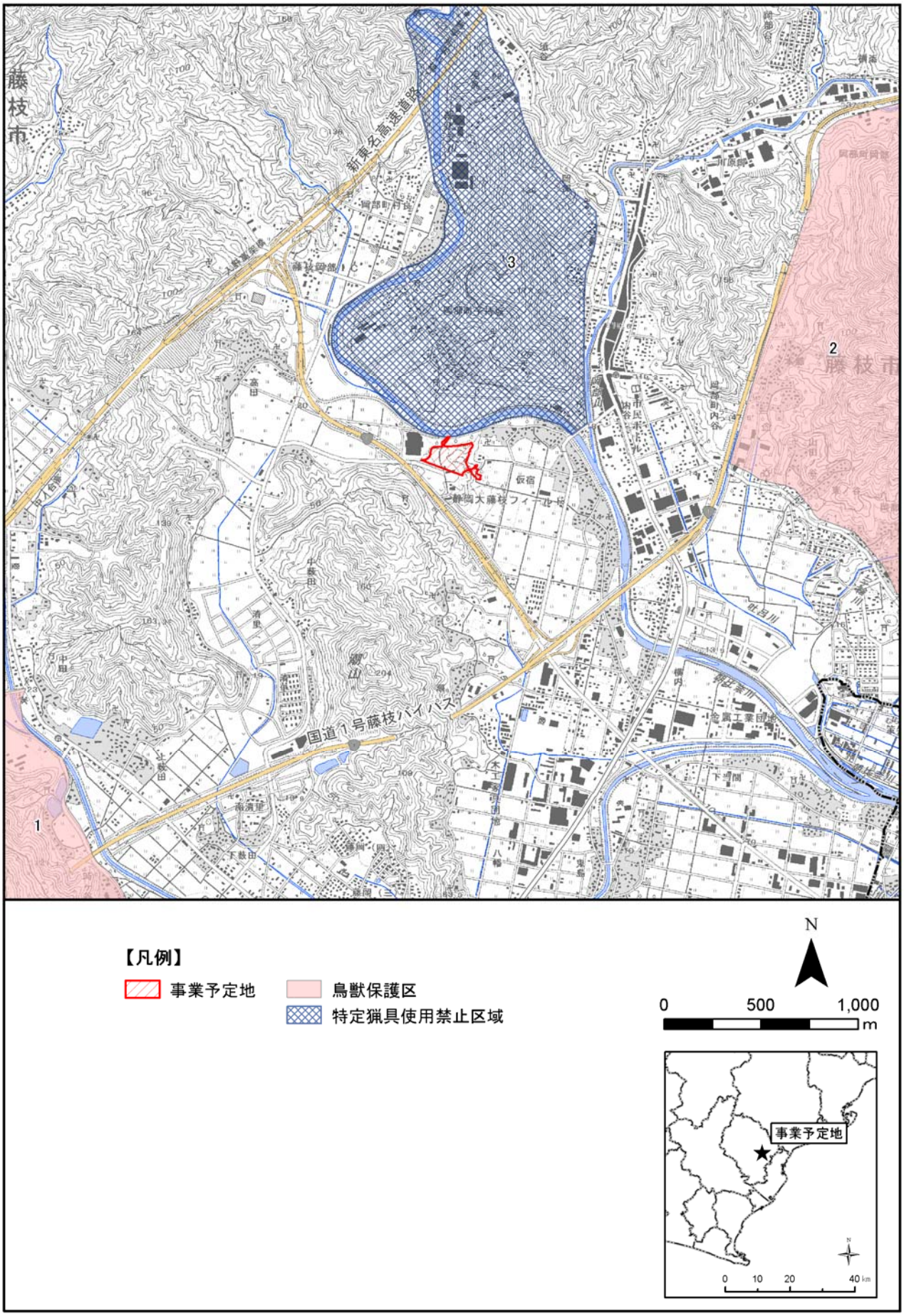
藤枝市
新東名高速道路
国道1号藤枝バイパス
1
2
3
【凡例】
事業予定地
鳥獣保護区
特定猟具使用禁止区域
N
0
500
1,000
m
事業予定地
0
10
20
40 km

図 2.3-3　鳥獣保護区等

2.4 生活環境の状況等

2.4.1 大気質

事業予定地周辺に位置する大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（一般局）の藤枝大気測定局と、自動車排出ガス測定局（自排局）の藤枝自排局の２局が設置されている。

大気汚染常時監視測定局の概要を表 2.4-1 に、その位置を図 2.4-1 に示す。

平成 26 年度の測定結果は、表 2.4-2～表 2.4-3 に示すとおり、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については２局ともに環境基準に適合していた。

藤枝大気測定局における光化学オキシダントは、環境基準（1 時間値 0.06ppm 以下）を超過した時間が 512 時間であったが、光化学オキシダント注意報の発令基準（１時間値 0.12ppm 以上）を超過することはなかった。なお、平成 26 年度における全国の大気測定局（一般局 1,161 局、自排局 28 局）における光化学オキシダントの環境基準達成状況は、一般局が０局（０％）、自排局が１局（3.6％）であり、依然として低い水準のままである。

また、藤枝自排局におけるダイオキシン類は、年平均値 0.011pg-TEQ/m^3 であり、環境基準（年間平均値 0.6pg-TEQ/m^3 以下）に適合していた。

表 2.4-1　事業予定地周辺の大気汚染常時監視測定局の概要

測定局名	区分	所在地	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物物質	微小粒子状物物質※	ダイオキシン類
藤枝大気	一般局	藤枝市高柳 2-361-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
藤枝自排	自排局	藤枝市郡 970	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○

注)1. 表中の○は、測定を実施している項目を示す。
※　「微小粒子状物質」（PM2.5）は平成 27 年 10 月 31 日から藤枝自排局で測定を開始しており、通年値が蓄積されていないことから本書では取り扱っていない。
資料)「大気汚染物質広域監視システム」（環境省ホームページ）
「平成 26 年度　ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 28 年 3 月、環境省）

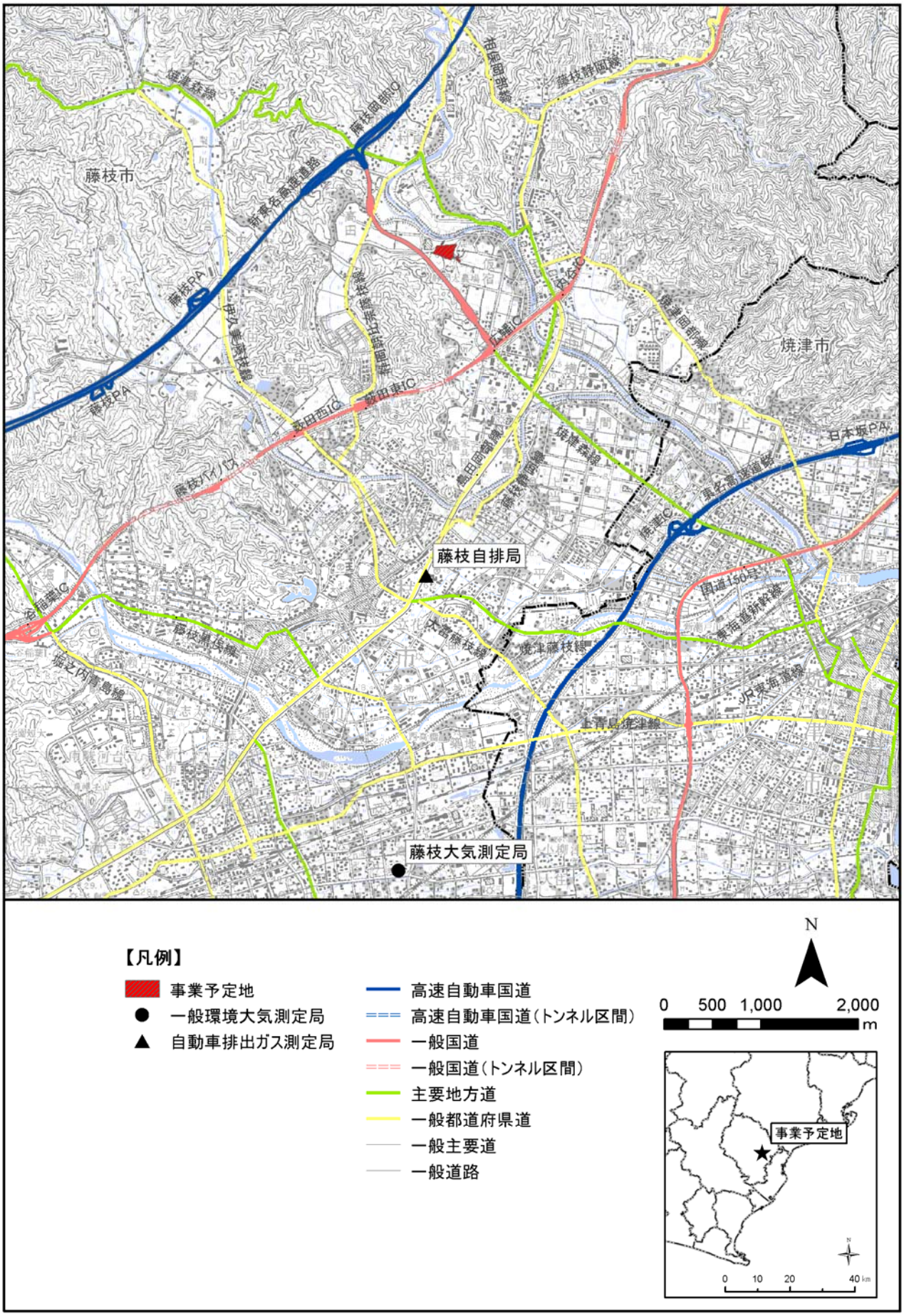

図 2.4-1　大気汚染常時監視測定局の位置

表 2.4-2　大気汚染常時監視測定局の測定結果（平成 26 年度）―その１

＜二酸化硫黄（SO_2）＞

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有:×無:○	日	
藤枝大気	361	8,654	0.001	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0	○

＜一酸化窒素（NO）＞

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
藤枝大気	358	8,586	0.003	0.125	0.011
自排藤枝	362	8,651	0.008	0.094	0.022

＜二酸化窒素（NO_2）＞

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の適否
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	
藤枝大気	358	8,586	0.011	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	○
自排藤枝	362	8,651	0.013	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	○

＜窒素酸化物（NO_X）＞

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO_2/NO+NO_2)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
藤枝大気	358	8,586	0.014	0.137	0.031	79.4
自排藤枝	362	8,651	0.021	0.123	0.043	60.7

＜一酸化炭素（CO）＞

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の適否
	日	時間	ppm	回	%	回	%	回	%	ppm	ppm	有:×無:○	日	
藤枝大気	363	8,671	0.2	0	0	0	0	0	0	1.7	0.4	○	0	○
自排藤枝	365	8,739	0.3	0	0	0	0	0	0	1.3	0.4	○	0	○

＜光化学オキシダント（O_X）＞

測定局名称	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
藤枝大気	362	5,401	0.035	94	512	0	0	0.106	0.05	×

表 2.4-3　大気汚染常時監視測定局の測定結果（平成 26 年度）―その２

＜非メタン炭化水素（NMHC）＞

測定局名称	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値の最高値	6～9 時 3 時間平均値の最低値	6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
藤枝大気	7,968	0.11	0.12	334	0.34	0.01	19	5.7	1	0.3
自排藤枝	8,634	0.07	0.08	363	0.36	0.01	14	3.9	1	0.3

＜メタン（CH_4）＞

測定局名称	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値の最高値	6～9 時 3 時間平均値の最低値
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
藤枝大気	7,968	1.94	1.95	334	2.11	1.79
自排藤枝	8,634	1.9	1.91	363	2.03	1.73

＜全炭化水素（THC）＞

測定局名称	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値の最高値	6～9 時 3 時間平均値の最低値
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
藤枝大気	7,968	2.05	2.08	334	2.43	1.87
自排藤枝	8,634	1.96	1.99	363	2.35	1.81

＜浮遊粒子状物質（SPM）＞

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	環境基準の適否
	日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有:X 無:0	日	
藤枝大気	364	8,736	0.017	0	0	0	0	0.116	0.055	○	0	○
自排藤枝	360	8,644	0.015	0	0	0	0	0.116	0.046	○	0	○

＜ダイオキシン類（DXNs）＞

測定局名称	地域分類	平均値	濃度範囲	環境基準の適否
		pg-TEQ/m³	pg-TEQ/m³	
自排藤枝	沿道	0.011	0.0094～0.012	○

資料）「環境数値データベース」（国立環境研究所ホームページ）、
「平成 26 年度　ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 28 年 3 月、環境省）

2.4.2 騒　音

事業予定地周辺における自動車騒音の調査結果を表 2.4-4 に、それら調査地点を図 2.4-2 に示す。

事業予定地の２km 圏内においては、近年、環境騒音の調査は実施されていない。一方、自動車騒音については、すべての時間帯において環境基準に適合していた。

表 2.4-4　自動車騒音の調査結果

区分	測定地点	対象道路	環境基準			
			昼間:6～22 時 (基準値 70dB)		夜間：22～翌 6 時 (基準値 65dB)	
			評価値	適否	評価値	適否
藤枝市	岡部町内谷	藤枝バイパス	60 dB	○	58 dB	○

注）調査日：平成 26 年 12 月 17 日～18 日
資料）「平成 27 年版　ふじえだの環境」（藤枝市）

2.4.3 振　動

事業予定地の２km 圏内においては、近年、環境振動及び道路交通振動の調査は実施されていない。

2.4.4 悪　臭

事業予定地の２km 圏内においては、近年、悪臭の調査は実施されていない。

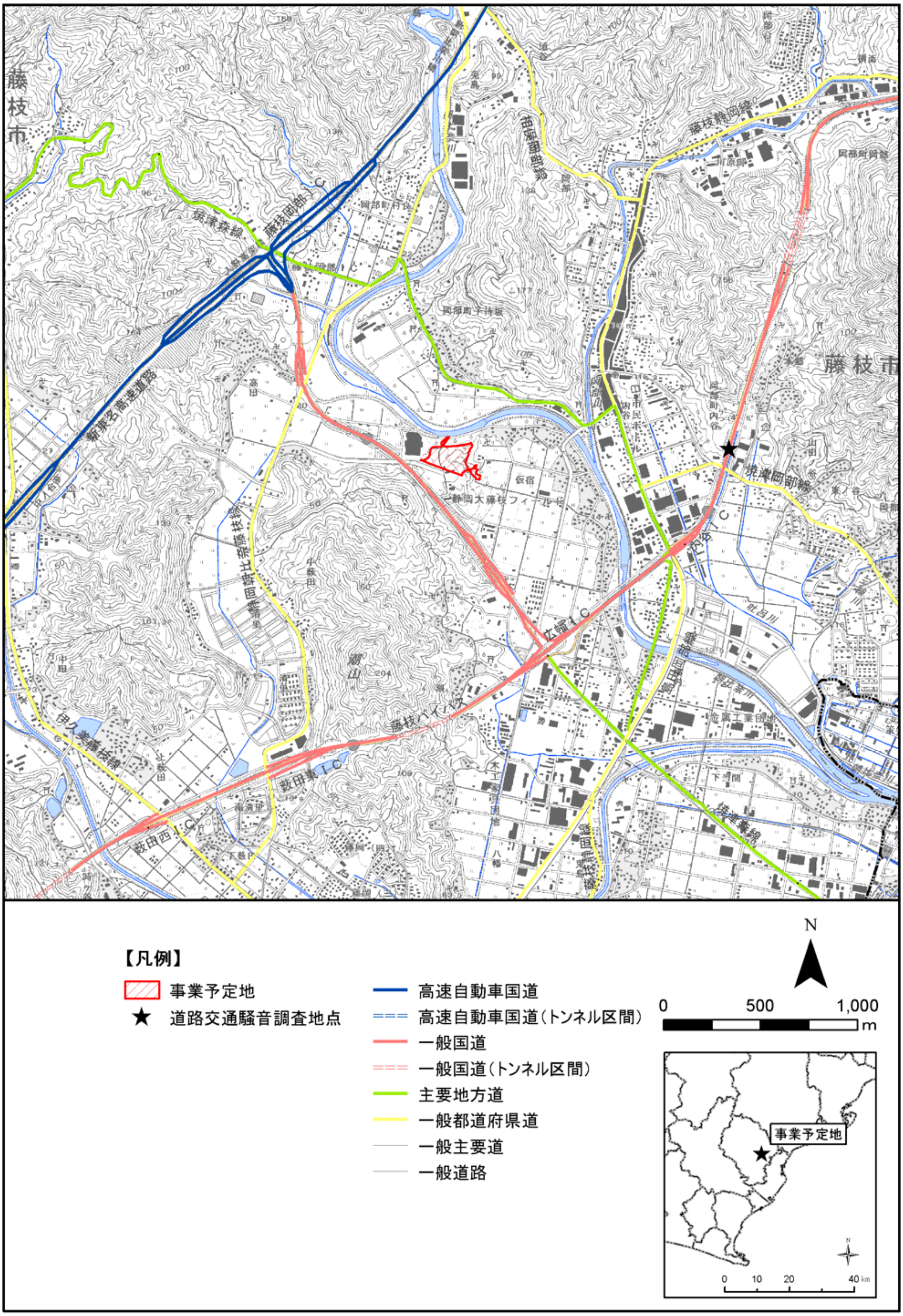

図 2.4-2　事業予定地周辺の騒音の状況

2.4.5 水 質

事業予定地周辺の河川水質調査結果を表 2.4-5～表 2.4-7 に、水質調査地点及び環境基準の類型指定状況を図 2.4-3 に示す。

事業予定地の２km 圏内における河川水質調査地点５地点のうち、朝比奈川の２地点は環境基準の河川Ａ類型に指定されており、生活環境項目は水素イオン濃度（pH）及び大腸菌群数を除いて環境基準に適合していた。健康項目及びダイオキシン類については、すべての項目が環境基準に適合していた。

なお、事業予定地の２km 圏内においては、近年、地下水水質に関する調査は実施されていない。

表 2.4-5　平成 26 年度の河川水質調査結果（生活環境項目）

地点名＼項目		水素ｲｵﾝ濃度(pH)	溶　存酸素量(DO)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	大腸菌群数	類型指定	環境基準の適否
		－	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL		
環境基準(類型指定)	河川 A	6.5～8.5	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下	－	－
	河川 B	6.5～8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下	－	－
朝比奈川	仮宿橋	7.4 ～ 8.4	8.4 ～ 12	<0.5 ～ 0.8	<1 ～ 5	700	河川 A	○
	横内新橋	7.5 ～ 9.0	8.1 ～ 12	<0.5 ～ 0.8	<1 ～ 2	2,700	河川 A	×
葉梨川	広幡橋	7.6 ～ 9.1	9.9 ～ 14	<0.5～ 1.6	1 ～ 16	－	－	－
岡部川	宮前橋	7.8 ～ 9.8	9.6 ～ 14	<0.5 ～ 1.1	<1 ～ 4	11,000	－	－
法ノ川	広幡小橋	7.2 ～ 7.5	4.4 ～ 9.9	2.0 ～ 4.0	4 ～ 29	54,000	－	－

注）表中の「<」は未満であることを示す。
資料）「平成 27 年版　ふじえだの環境」（藤枝市）

表 2.4-6　平成 25 年度の河川水質調査結果（健康項目）

項目	藤枝市実施	静岡県実施
カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム ヒ素 総水銀 アルキル水銀 ＰＣＢ ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 1,4-ジオキサン	＜調査1＞ 調査日　平成26年11月10日 調査箇所　葉梨川（市境） 岡部川（宮前橋） 朝比奈川（横内新橋） 調査日　平成26年11月17日 法ノ川（広幡小橋） 調査結果 カドミウム以下27項目についてすべて環境基準値内	＜調査2＞ 調査日　平成26年4月23日 平成26年10月11日 調査箇所　朝比奈川（横内新橋） 調査結果 ジクロロメタン以下19項目についてすべて環境基準値内

資料)「平成 27 年版　ふじえだの環境」(藤枝市)

表 2.4-7　平成 25 年度の河川水質調査結果（ダイオキシン類）

地点名	測定値	環境基準の適否	
	pg-TEQ／L	適否	基準値
朝比奈川（横内新橋） （調査日　平成 26 年 11 月 10 日）	0.027	○	1pg-TEQ/L 以下

資料)「平成 27 年版　ふじえだの環境」(藤枝市)

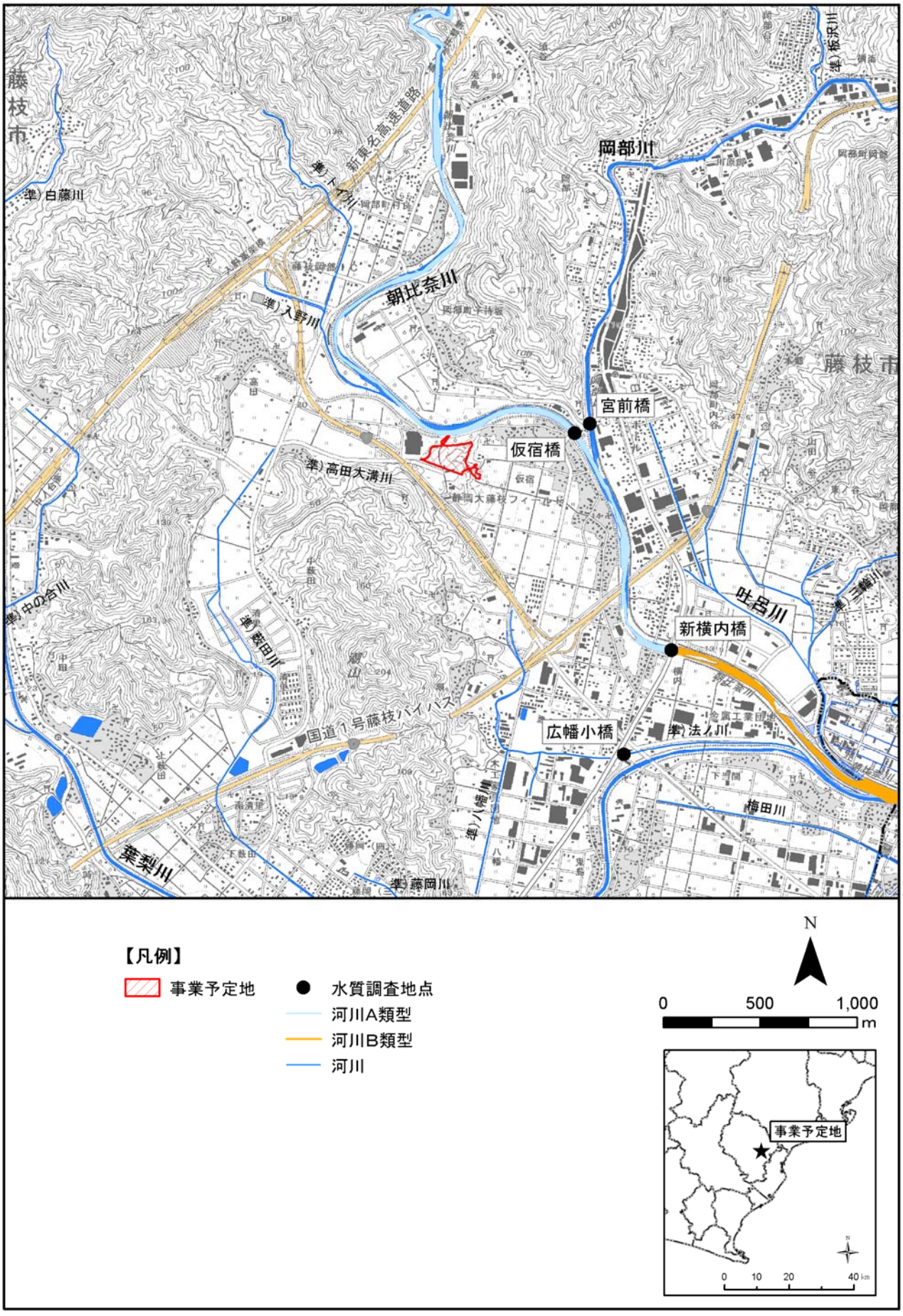

図 2.4-3　水質調査地点及び環境基準の類型指定の状況

2.4.6　土壌汚染

事業予定地の２㎞圏内においては、近年、土壌汚染に関する調査は実施されていない。

2.4.7　公害苦情の状況

２市及び静岡県における苦情発生件数を表 2.4-8 に、藤枝市における公害苦情の発生割合を図 2.4-4 に示す。

藤枝市の平成 25 年度における苦情件数は 58 件で、大気汚染が 20 件と最も多かく、全体の 35%を占めた。大気汚染の苦情内容としては、野焼きが３件、焼却炉によるものが 11 件、その他が６件であった。

表 2.4-8　平成 26 年度の苦情発生件数

区分		藤枝市		焼津市		静岡県	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
典型７公害	大気汚染	12	25.0	26	27.1	411	21.2
	水質汚濁	7	14.6	22	22.9	242	12.5
	土壌汚染	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	騒音	16	33.3	22	22.9	448	23.1
	振動	0	0.0	0	0.0	31	1.6
	地盤沈下	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	悪臭	13	27.1	18	18.8	390	20.2
典型７公害以外		0	0.0	8	8.3	414	21.4
合計		48	100	96	100	1,936	100

資料）「静岡県統計年鑑 2014　25. 災害・事故」（統計センターしずおか）

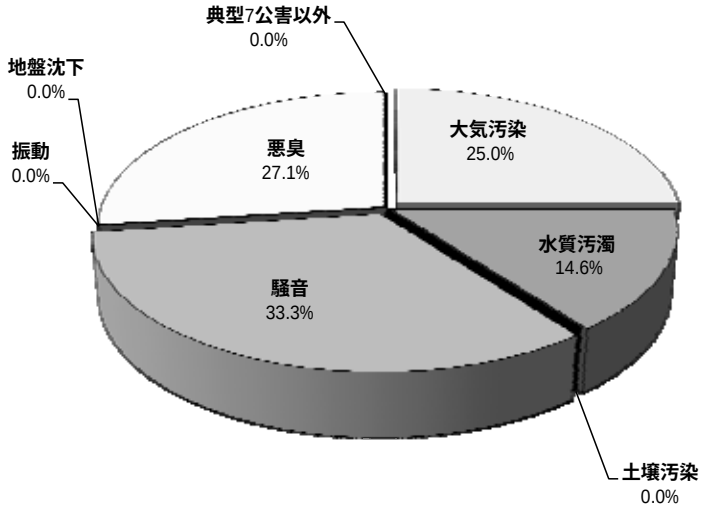

図 2.4-4　公害苦情の発生割合（藤枝市）

第３章　方法書及び準備書についての意見とそれに対する事業者の見解

（空白）

第３章　方法書及び準備書についての意見とそれに対する事業者の見解

3.1 方法書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第 11 条の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地から意見を求めるため、環境影響評価方法書を平成 26 年 3 月 10 日に公告し、公告翌日から１ヶ月間（平成 26 年 3 月 11 日～平成 26 年 4 月 10 日）縦覧を行った。

また、「静岡県環境影響評価条例」第 12 条の規定に基づき、平成 26 年 3 月 10 日～平成 26 年 4 月 24 日まで意見書の提出期間とし、環境影響評価方法書について環境の保全の見地から意見を求めた結果、６通の意見書が提出された。

住民等の意見及びそれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書」に対する住民等の意見及び事業者の見解

番号	提出された意見	意見に対する事業者の見解
1	動物・植物・生態系について、計画地と静岡大学藤枝フィールド付近でミサゴと思われる猛禽類を確認している。	希少猛禽類については、国の指針に基づき猛禽類の営巣期である、平成 26 年１月～８月において１期目の調査を事業予定地周辺で行っております。 その調査においては、複数種類の猛禽類を確認しており、調査結果がまとまりましたら可能な範囲で公表してまいります。
	日本みつばちを飼っているので花の蜜に不適切な物質が含まれてしまうのではないかと心配している。蜂蜜の成分含有物質等の把握をしていただきたい。また調査結果の詳細を知りたい。	植物や生物への間接的な影響が考えられる、施設からの排出ガスによる周辺の大気及び土壌への影響については、環境影響評価の手続きの中で現地調査を行うとともに、将来予測および評価を実施し、その影響を低減するよう努めてまいります。 蜂蜜等の食品類の成分分析については、環境影響評価手続きとは別に施設の稼働前後の影響に変化が発生していないことを確認する目的で実施する、モニタリング調査としての実施を地元住民等の意見を伺う中で検討してまいります。
2	方法書に学習施設のようなものを整備するとあるが、施設の一部にカワバタモロコや藪田川の自然、保護活動の経緯等のパネルを展示していただきたい。更に可能であれば水槽を置きカワバタモロコの生物展示をしていただきたい。	施設における環境学習施設の内容については、環境影響評価手続きと並行して策定予定であります、（仮称）クリーンセンター施設整備基本計画等において定めてまいります。 提出していただいた、ご意見含めまして、具体的な内容等については、地元意見等を伺う中で検討してまいります。
3	藪田川や周辺の湿地に、クリーンセンターへアクセスする道路を整備する際に出る濁水や整備後の路面排水が流入し、カワバタモロコの生息地や周辺湿地に悪影響が及ぶことが心配される。藪田川周辺のアクセス道路の整備計画、また濁水や整備後の路面排水を流入させないための環境保全対策をどのように行うのか。。	施設からの排水ならびに計画中の道路排水については、高田大溝川、朝比奈川へと流入するため、藪田川への流入は無いものと考えております。 なお、施設への搬入車両のルートはロングランプ側道の利用を計画しておりますので、基本的には、藪田川周辺の道路をアクセス道路として利用することは考えておりません。
	クリーンセンター施工時の濁水が流される高田大溝川は藪田川の水源でもある。高田大溝川と藪田川は低い分水嶺で隔てられているだけで、増水時には高田大溝川の水は藪田川にも流入する可能性がある。クリーンセンター施工時の排水が藪田川に流入しないようにどのような対策をたてるのか。	施設からの排水ならびに計画中の道路排水については、高田大溝川、朝比奈川へと流入するため、藪田川への流入は無いものと考えております。 なお、施設への搬入車両のルートはロングランプ側道の利用を計画しておりますので、基本的には、藪田川周辺の道路をアクセス道路として利用することは考えておりません。
	高田大溝川下流の藪田川では高田・中藪田地区で、環境保全対策として多自然型改修が行われているが、高田大溝川で今年度行われたものは多自然型ではない。来年度以降の改修について多自然型工法を取り入れ、藪田川での施工との整合性をはかる必要があるように思う。今後の高田大溝川の改修計画についてどのように考えているか。	高田大溝川の改修事業においては、護岸ブロックに緑化ブロックを採用するなど、多自然型工法を採用しております。今後の改修事業においても可能な範囲で配慮するものとしております。
	クリーンセンターの環境学習施設にはごみについての学習や体験ばかりでなく、地域の特色ある自然について学習したり、体験できる内容を取り入れることについてどのように考えているか。	施設における環境学習施設の内容については、環境影響評価手続きと並行して策定予定であります、（仮称）クリーンセンター施設整備基本計画等において定めてまいります。 提出していただいた、ご意見含めまして、具体的な内容等については、地元意見等を伺う中で検討してまいります。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書」に対する住民等の意見及び事業者の見解

番号	提出された意見	意見に対する事業者の見解
4	これから将来にわたり半永久的に環境に影響し続ける事をより認識して環境保全を考えていただきたい。 また、他のクリーンセンターの事故について、その事例の影響についても危機管理と影響範囲を示していただきたい。	施設設置にともなう事業予定地周辺への影響については、環境影響評価の中で明らかにしてまいります。その手続きの過程においては、周辺への影響を考慮し施設の環境保全対策についても検討していくとともに、県環境影響評価審査会において審議を行っていくこととなっております。 なお、施設の災害時等の対策については、環境影響評価手続きと並行して策定予定であります、（仮称）クリーンセンター施設整備基本計画において定めてまいります。
	動植物の調査範囲が周辺 250m となっているが、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫にとって狭すぎると考える。調査範囲の正当性の証明を提出して頂きたい。根拠の内容、他の影響もどこまで行うかを提出していただきたい。	動植物の調査範囲については、国が定める「面整備事業環境影響評価技術マニュアル［Ⅱ］（建設省都市局都市計画課監修平成 11 年 11 月 5 日発行）」において、調査範囲を事業実施区域およびその周辺 200mとしております。 その指針を踏まえ今回の環境影響評価においては、事業予定地敷地境界より半径 250mの範囲を調査範囲として適正に設定しております。
5	生ごみの資源化等ごみ減量のさらなる徹底化の具体案、目標を示すべき。現状では低い。	ごみの減量目標については、焼津市、藤枝市、志太広域事務組合３者で定めた一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年３月）において、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間のごみ減量施策に基づいた、ごみ排出量計画値を定めております。 この計画については、策定より５年目を目途に見直しを行うこととなっておりますので、生ごみの資源化を含めごみ減量の達成状況を踏まえる中で新たな目標を定めてまいります。
	未知の汚染物質を含む焼却灰等の管理はさらに厳しくあるべき。有害物質は全ごみの数%あるといわれております。それらを拡散すべきではない。リサイクルの徹底と有害物質の分離管理が両立する手法を実現していただきたい。	発生する焼却灰等副生成物については、法律で定める基準等を遵守し、適正に処理してまいります。
	東日本大震災、阪神淡路大震災では大量の災害廃棄物がでて処理に苦労し、有害物質を拡散させた経緯がある。災害廃棄物は家屋㎡あたり１トン出ると言われており、それも大量に有害物質を含む形で出るため、それを安全に処理できるクリーンセンターにしていただきたい。	災害廃棄物の処理については、平成 26 年３月に国より示された「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき県および市町町村において災害廃棄物処理計画を定めることとされております。 現在県において策定作業を進めている段階でありますので、それら計画の策定状況を踏まえ施設の対応等を検討してまいります。
	最終処分場について、静岡市のやっているような再利用化を検討してはいかがか。	焼却等に伴い発生する焼却灰等の副生成物については、可能な限り資源化を図り、最終処分場に依存しない処理システムの整備を基本方針としております。 発生する副生成物の量や種類、その処理方法は、施設で採用する処理方式により異なることから、今後、学識経験者で組織する処理方式検討委員会において、処理方式だけでなく発生する副生成物の処理までを含めた処理システム全体について、安全性、信頼性を基本に、環境負荷の低減と経済性に優れた処理システムの構築を検討してまいります。
	発生する熱エネルギーを有効利用するために変換効率の高い最新の施設にすべき。	施設整備においては、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーは有効的に活用し、地球温暖化抑止に貢献できることを基本としております。 発生する熱エネルギーの利用計画については、環境影響評価手続きと並行して策定予定であります、（仮称）クリーンセンター施設整備基本計画において定めてまいります。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書」に対する住民等の意見及び事業者の見解

番号	提出された意見	意見に対する事業者の見解
6	対象事業の基本方針において、最終処分場に依存しない処理システムの整備とあるが、どうしても処理出来ない有害物質は出るわけで、その処分は管理型の最終処分施設に頼らざるを得ないと思う。 また、それを低濃度にしてエコセメントやスラグによる利用などの方法もあると思うが、それは基本方針の環境負荷の低減に反することになると思うので配慮が必要である。	焼却等に伴い発生する焼却灰等の副生成物については、可能な限り資源化を図り、最終処分場に依存しない処理システムの整備を基本方針としております。 発生する副生成物の量や種類、その処理方法は、施設で採用する処理方式により異なることから、今後、学識経験者で組織する処理方式検討委員会において、処理方式だけでなく発生する副生成物の処理までを含めた処理システム全体について、安全性、信頼性を基本に、環境負荷の低減と経済性に優れた処理システムの構築を検討してまいります。
	対象事業の基本方針において、民間資源化ルートの活用に関して東日本大震災での焼却ごみ処理を見ていると、域内処理の必要性がある。積極的な資源化は図りつつ、外部委託できない状況でも機能する処理システムを構築すべき。	焼却等に伴い発生する焼却灰等の副生成物については、可能な限り資源化を図り、最終処分場に依存しない処理システムの整備を基本方針としております。 発生する副生成物の量や種類、その処理方法は、施設で採用する処理方式により異なることから、今後、学識経験者で組織する処理方式検討委員会において、処理方式だけでなく発生する副生成物の処理までを含めた処理システム全体について、安全性、信頼性を基本に、環境負荷の低減と経済性に優れた処理システムの構築を検討してまいります。
	発生する熱エネルギーの利用は温水利用より発電が良い。 発電も最新設備を導入し効率の良い発電を目指すべき。	施設整備においては、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーは有効的に活用し、地球温暖化抑止に貢献できることを基本としております。 発生する熱エネルギーの利用計画については、環境影響評価手続きと並行して策定予定であります、（仮称）クリーンセンター施設整備基本計画のにおいて定めてまいります。
	生ごみが市で行う資源化品目に含まれ最終的に民間資源化業者に委託となっているが、現段階でどのように分別、収集及び処理の方法を検討されているのか。	ごみの減量目標については、焼津市、藤枝市、志太広域事務組合３者で定めた一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年３月）において、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間のごみ減量施策に基づいた、ごみ排出量計画値を定めております。 この計画については、策定より５年目を目途に見直しを行うこととなっておりますので、生ごみの資源化を含めごみ減量の達成状況を踏まえる中で新たな目標を定めてまいります。

3.2 方法書に対する知事の意見と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第 14 条第 1 項の規定に基づく、環境影響評価方法書に対する知事の意見、及びそれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書」に対する知事の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する事業者の見解
全般的事項	(1)	環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が生じた場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。	調査にあたり、新たな事情が生じたときは、必要に応じて項目および選定の見直し、追加調査および予測評価を行うなど適切に対応してまいります。
	(2)	住民や地元関係機関等に事業について十分に理解されるよう、準備書の縦覧場所や説明会の開催場所、回数、日時について配慮するとともに周知を図ること。	環境影響評価手続きの進捗にあたっては、積極的に住民意見を伺うなどの対応を図ってまいります。
	(3)	ごみ収集車の搬入・搬出ルート及び台数の見込みにより、大気環境及び地域交通への影響が及ぶおそれのある地域において、調査地点の追加等を検討し、予測・評価結果について準備書に記載すること。	現在の調査地点数等では調査内容が不足するような事態が発生した場合は適切に対応し、予測評価を行い準備書に記載します。
	(4)	事後調査に関しては、事後調査計画に基づき実施する調査及び事業実施や施設の維持管理に必要なモニタリングについて、調査項目、時期及び期間等できる限り詳細に準備書に記載すること。	事後調査計画については準備書において可能な限り詳細に記載してまいります。
個別事項 1.大気環境 (1)大気汚染	ア	微小粒子状物質（PM2.5）の調査において、発生源の確認を目的とした成分分析の実施を検討すること。	微小粒子状物質については、現況調査（事業予定地１地点）において成分分析を実施し、可能な範囲で発生源の確認を追加します。
	イ	地上気象調査において、近隣の長期に亘る気象データの活用を検討すること。	地上気象調査においては、継続的な測定が行われている、近隣の気象観測所（藤枝自排局・藤枝大気測定局）と現地調査のデータの比較を行います。
個別事項 1.大気環境 (2)悪臭		調査回数・時期等について、１季（夏季）１日１回としているが、調査日の気象条件による影響を考慮し、地上気象調査結果を踏まえた季別等複数回の調査を検討すること。	調査日は雨天時を避けるなどの気象条件による影響を考慮するとともに、夏季だけでなく４季の調査に変更します。
個別事項 2.水環境 (1)水質汚濁		土工事等による影響の調査において、コンクリート排水に由来する「水素イオン濃度（ｐH）」及び肥料に由来する「硝酸性窒素及び亜硝酸窒素」の追加を検討すること。	水質調査においては、水素イオン濃度、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素について４季の調査項目として追加します。
個別事項 3.土壌環境 (1)土壌汚染		調査地点に自然に存在している有害物質の確認を目的とし、「土壌環境に係る環境基準項目」について成分分析の実施を検討すること。	土壌調査においては、現況調査を目的に、土壌環境に係る環境基準項目の物質について分析調査を追加します。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書」に対する知事の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する事業者の見解
個別事項 4.地形及び地質 (1)地盤沈下	ア	事業予定地周辺の既存のボーリング調査結果及び必要に応じ実施する追加のボーリング調査の結果等により、地下水利用による地盤沈下や地下水位の変化について予測・評価を行うこと。	調査にあたり、新たな事情が生じたときは、必要に応じて項目および手法を見直し、追加調査および予測評価を行うなど適切に対応してまいります。
	イ	事業予定地は「静岡県地下水の採取に関する条例」の大井川適正化地域であり、地下水障害の防止や地下水の保全に取り組んでいる地域であることから、事業計画策定において積極的に雨水利用等、地下水涵養を行うこと。	雨水利用等ついては、事業計画の進捗に併せ検討してまいります。
個別事項 5.動物・植物 ・生態系 (1)動物	ア	調査地における野生生物等の保護活動に配慮し、専門家等に意見を求めた上で、調査内容、実施月及び調査人数等を調査実施計画書に具体的に記載すること。	調査実施計画書には、可能な範囲で調査内容等を記載します。なお、現地調査に当っては、専門家等にヒアリング等を行い調査計画を定め調査を実施します。
	イ	調査を実施する際は、調査対象に応じて繁殖期、産卵期及び幼若個体の成長期等を考慮し、生息環境の撹乱や調査圧がかからないよう細心の注意を払うこと。	調査を実施する際は、生息環境に配慮してまいります。
	ウ	事業予定地周辺におけるカヤネズミの生息及び営巣等について専門家に意見を求めるとともに、必要に応じて現地調査を実施すること。	カヤネズミの生息および営巣等を専門家等にヒアリングを実施したうえで動物の現地調査を行います。
個別事項 5.動物・植物 ・生態系 (2)植物	ア	調査について、専門家に意見を求めた上で、調査内容、実施月及び調査人数等を調査実施計画書に具体的に記載すること。	調査実施計画書には、可能な範囲で調査内容等を記載します。なお、現地調査に当っては、専門家等にヒアリング等を行い調査計画を定め調査を実施します。
	イ	「静岡県野生生物目録(2005 年)」に掲載されていない種類が見つかった場合は、後日の検証のため、必ず標本を作製すること。	「静岡県野生生物目録(2005 年)」に掲載されていない種類が見つかった場合には、可能な限り標本作製に努めます。

3.3 準備書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第 19 条の規定に基づき、環境影響評価準備書を平成 29 年 9 月 11 日に公告、公告翌日から 1 ヶ月間（平成 29 年 9 月 12 日～平成 29 年 10 月 11 日）縦覧を行った。

また、「静岡県環境影響評価条例」第 21 条の規定に基づき、平成 29 年 9 月 12 日～平成 29 年 10 月 25 日までを意見書の提出期間とし、環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見を求めた結果、意見書の提出はなかった。

3.4 準備書に対する知事の意見と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第 23 条第 1 項の規定に基づく、環境影響評価準備書に対する知事の意見、及びそれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価準備書」に対する知事の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する見解
全般的事項	(1)	・環境負荷の回避・低減 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という）に示された環境保全措置を確実に講じるとともに、環境を保全するための最新技術を導入するなど、より一層の環境負荷の回避・低減に努めること。また、必要に応じて、代償措置を講じること。	事業の実施にあたっては環境影響評価評価書に示した環境保全措置を確実に実施するため、要求水準書においては、「志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価書の遵守」を明記するとともに、事業者選定においては総合評価落札方式により優れた事業者の環境保全措置等の提案を適正に評価していくことで、出来る限り事業による環境負荷の回避・低減に努める。また、必要に応じて代償措置を講じる。
	(2)	・専門家の意見反映 環境保全目標や環境保全措置が準備書に具体的に示されていない項目（水質、景観及び廃棄物）については、発注者が入札参加資格者へ提示する「要求水準書」の作成や入札者からの提案を評価する際に、環境保全分野の専門家の意見を十分に反映すること。	要求水準書の作成及び事業者選定においては、必要に応じ環境保全分野の専門家の意見を伺うなど、出来る限り事業による環境負荷の回避低減に努める。
	(3)	・分かりやすい評価書の作成 評価書の作成に当たっては、調査結果及び予測評価に関する文章や数値について、明瞭かつ簡潔なものとなるよう配慮すること。	評価書の作成等、事業における必要な手続きの進捗にあたっては、住民等への理解が得られるよう明瞭かつ簡潔な表現に配慮する。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価準備書」に対する知事の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する見解
個別事項 １．大気環境	(1)	・最大着地濃度分布図の精査 大気汚染物質の最大着地濃度出現地点の近傍には、岡部中学校や巨石の森公園があることに留意し、煙突高さ付近の風向などの観測結果を十分に反映した最大着地濃度分布図を評価書に示すこと。また、最大着地濃度計算の根拠を示す有効煙突高さ等を明らかにすること。	上層気象調査で把握した煙突高さでの風向風速を用いた予測を実施し、最大着地濃度分布図を作成し評価書に記載した。 有効煙突高さ等については長期平均濃度の予測では時間単位の気象条件で異なるため、代表的な気象条件、または最大着地濃度出現地点付近に着地する条件など、設定した条件と組み合わせて有効煙突高さを評価書に記載た。
	(2)	・静岡大学施設利用者への影響評価 事業予定地の近傍にある静岡大学施設の建物高さと煙突高さとの高低差を踏まえ、煙突の排出ガスによる施設利用者への影響を考慮して予測評価すること。	静岡大学の研究施設の利用者への影響を確認するため、3階建ての建物高さ及び煙突高さ、煙軸高さ、着地点高さ等を考慮した予測評価を行い評価書に記載した。
個別事項 ２．水質		・管理目標値の設定 事業予定地周辺の河川にはアユカケ等の希少な淡水魚類が生息していることから、予測結果等を参照の上、工事中における水質（pH・濁度）の管理目標値を評価書に示し、水質管理を徹底すること。	工事中の排水についてはアルカリ排水の発生が予測される工事作業時においてpH5.8～8.6 の管理目標値を設定し 現地にて測定し工事中の水質管理に努める。 また、 濁水については、濁水が生じると予測される気象条件発生時等において下流河川である朝比奈川の濁りに影響が生じないことを管理目標値とし、高田大溝川と朝比奈川合流地点の上下流で簡易濁度計による測定を行い、工事中の水質管理に努める。
個別事項 ３．地下水		・地下水の経過観測 観測用に設置した事業予定地内の井戸水は降雨が浸透して集まった雨水のため、地下水位の変動を十分に把握できなかったことから、供用時に使用する井戸においては、地下水の水質と水位についての観測実施を検討すること。	周辺地域で利用されている井戸が計画施設で取水する井戸と同じ水源（朝比奈川の伏流水）であることから、この民間井戸を対象とした事後調査を実施する。
個別事項４．動物・植物・生態系	(1)	・複合的な影響への留意　カワバタモロコの生息環境を保全する観点から、他事業による藪田川の流量減少と複合的な影響について十分に留意し、事業予定地北側の水門よりも下流方向に排水するなどの環境保全措置を講じること。また、オオタカ、クマタカ、ハチクマ等の希少猛禽類についてモニタリング調査を継続し、必要に応じて環境保全措置を講じること。	施設からの排水先を高田大溝川水門の下流川にするとともに、他事業と連携し流量減少と複合的な影響についても十分留意する。 事後調査計画に基づきオオタカ等希少猛禽類を対象に事後調査を実施、必要に応じて環境保全措置を講じる。
	(2)	・緑化計画の追記 カヤネズミ等の生息環境が消失する希少動物を保全するために、敷地内の緑地を創出して適切に管理することが準備書に示されているが、この代償措置を講じるための緑化計画を評価書に示すこと。	実施設計時に緑化計画を作成し適宜公表していく旨を評価書に記載した。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価準備書」に対する知事の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する見解
個別事項 ５．景観		・景観に配慮した事項の追記 施設の外観意匠、建物の高さ、色彩及び配置が決定していないことから、環境保全目標の「周辺の景観との調和が図られること」に適合していることが分かるよう評価書に示すこと。	藤枝市景観条例や景観計画等に基づき施設計画が環境保全目標に適合している旨を評価書に記載した。
個別事項 ６．廃棄物	(1)	・建設廃棄物リサイクルの目標値の設定 建設廃棄物リサイクルの環境保全目標である「廃棄物の排出量を出来る限り抑制する」ことに加えて、「静岡県における建設リサイクル推進計画」を踏まえた目標値とそれを達成する具体的な方策を評価書に示すこと。	「静岡県における建設リサイクル推進計画 2015」の平成 30 年度目標を達成するものとして予測を行っている旨を評価書に記載した。 なお、具体的な達成手法は受注者の創意工夫によるものであることから、評価書において目標の達成のための具体的な方法が決定しだい適切に公表していく旨を評価書に記載した。
	(2)	・焼却残渣リサイクルの目標値の設定 焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の排出量の環境保全目標である「廃棄物の排出量を出来る限り抑制する」ことに加えて、「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえた再資源化の目標値とそれを達成する具体的な方策を評価書に示すこと。	一般廃棄物処理基本計画に基づく焼却残渣のリサイクル目標値並びに現時点で想定しているリサイクル手法について評価書に記載した。

3.5 準備書に対する市長の意見と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第 23 条第 2 項の規定に基づく、環境影響評価準備書に対する藤枝市長及び焼津市長の意見、及びそれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価準備書」に対する藤枝市長の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する見解
1　調査結果及び予測・評価の表現について		調査結果及び予測評価を示す文言や数値については、調査期間や基準値等を比較した結果がわかりやすく伝わることを念頭に、明瞭かつ簡潔な表現となるように配慮すること。	意見のとおりに対応する。
2　事後調査計画について	①	事後調査を実施する際には、地元住民の安全と将来の安心のために、専門家や関係者の意見を聴いたうえで、調査項目別に内容や期間などを検討すること。	意見のとおりに対応する。
	②	土地又は工作物の存在及び供用時における排出ガスの調査項目において、事業予定地での「微小粒子状物質」の追加を検討すること。	意見のとおりに対応する。

「（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価準備書」に対する焼津市長の意見及び事業者の見解

意見項目		提出された意見	意見に対する見解
全般的事項	1	事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全計画及び環境負荷の低減に関する事項を確実に実施するとともに、最新の環境保全設備を導入するなど、より一層の環境への影響の低減に努めること。	意見のとおりに対応する。
	2	環境への影響に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて適切な措置を講ずること。	意見のとおりに対応する。

（空白）

第４章　対象事業に係る環境影響評価の項目

（空白）

第４章　対象事業に係る環境影響評価の項目

4.1　環境影響要因の抽出

本事業の実施が周辺環境に及ぼす影響を明らかにし、環境影響評価項目を選定する資料とするために、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」に大別して把握した。

本事業の実施により環境に影響を及ぼすと考えられる環境影響要因とその影響要因の内容を表 4.1-1 に示す。

表 4.1-1　本事業の実施に伴う環境影響要因の抽出

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事中	工事の実施	建設機械の稼働	工事に使用する建設機械の稼働に伴う排気ガス、騒音、振動等の発生が考えられる。
		土工事の実施	土工事の実施に伴い、粉じん、濁水、廃棄物等の発生が考えられる。
		資材等の運搬	建設資材等の運搬車両の走行に伴う排気ガス、騒音、振動等の発生及び周辺の地域交通の増加等が考えられる。
存在・供用時	土地又は工作物の存在及び供用	施設の存在	焼却施設の建屋及び煙突等の存在に伴う動植物の生息・生育環境の変化、景観の変化、日照阻害、電波障害等の影響が考えられる。
		廃棄物運搬車両の運行	廃棄物等の運搬車両の走行に伴う排気ガス、騒音、振動等の発生及び周辺の地域交通の増加等が考えられる。
		焼却施設の稼働	焼却施設の稼働に伴う排気ガス、騒音、振動、悪臭等の発生が考えられる。

4.2　環境影響評価項目の選定

抽出された環境影響要因と環境影響要因によって影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）との関連を、以下に示す指針及び参考図書に基づき検討し、事業の内容及び地域の特性を勘案して、調査、予測及び評価を行う環境影響評価項目の選定を行った。

なお、調査、予測及び評価を行う環境要素は、大気汚染、騒音及び低周波音、振動、悪臭、局地風、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、土地の安定性、地盤沈下、地下水の変化、動物、植物、生態系、景観、廃棄物、地球環境、日照阻害、電波障害、光害、地域交通の計 21 項目である。

1. 「静岡県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 6 月 11 日、告示第 525 号、平成 28 年 2 月改正）における別表の『環境要因－環境要素関連表』
2. 「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年５月、社団法人全国都市清掃会議）
3. 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年９月、環境省）

環境影響評価の項目選定を表 4.2-1 に示す。また、環境影響評価項目への選定理由を表 4.2-2 に、除外理由を表 4.2-3 及び表 4.2-4 にそれぞれ示す。

表 4.2-1　環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	土工事等	資材等の運搬	施設の存在	廃棄物運搬車両の運行	焼却施設の稼働
大気環境	大気汚染	一般環境項目	二酸化硫黄						○
			浮遊粒子状物質	○		○		○	○
			微小粒子状物質（PM2.5）	○		○		○	○
			二酸化窒素	○		○		○	○
			ベンゼン	○		○		○	
		特定環境項目	ダイオキシン類						○
		規制項目	塩化水素						○
			粉じん（降下ばいじん）		○				
		その他の有害項目	水銀						○
	騒音及び低周波音	騒音		○		○		○	○
		低周波音							○
	振動	振動		○		○		○	○
	悪臭	悪臭							○
	局地風	局地風					○		
水環境	水質汚濁	河川の水質			○				○
		水の濁り			○				
		その他の項目							
	底質汚染	生活環境項目等							
	地下水汚染	地下水の水質							○
土壌環境	土壌汚染	環境基準項目							○
地形及び地質	土地の安定性	事業により形成される傾斜地及び盛土の崩壊			○				
	地盤沈下	事業により生じる地盤沈下							○
	地下水の変化	事業により生じる地下水位及び湧水量の変化			○				○
	河川の変化	事業により生じる河川等の流量の変化							
	土壌、土砂の流出・堆積	事業により生じる土砂等の流出及び堆積							
	貴重な地形及び地質	事業により生じる地形・地質への影響							
動物・植物・生態系	動物	生息環境の改変、生育状況への影響			○		○		
	植物	植生の改変、注目すべき個体、種及び群落の改変			○		○		
	生態系	指標種に与える影響			○		○		
景観		景観の構成要素、地域景観の特性、可視領域、圧迫感等					○		
文化財		事業により生じる文化財への影響							
人と自然との触れ合い活動の場		事業により生じる変化							
廃棄物		廃棄物の種類及び発生量、リサイクルの状況			○				○
地球環境		温室効果ガス		○		○		○	○
		オゾン層破壊物質							
一般環境中の放射性物質		放射線の量							
その他	日照阻害	地形の状況、周辺工作物等による日影の状況等					○		
	電波障害	テレビジョン放送の受信状況、テレビジョン放送電波の状況					○		
配慮項目	光害	夜間照明による生活環境や生態系への影響							
	地域交通	交通の安全性				○		○	
	電磁波	事業により生じる電磁波							

注）○：環境影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を行う。

表 4.2-2　環境影響評価の選定項目とその理由

環境要素の区分			影響要因の区分	選定理由
大気環境	大気汚染	二酸化硫黄	工作物の存在及び供用	廃棄物の焼却に伴って生じる二酸化硫黄の影響が考えられるため。
		浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5) 二酸化窒素 その他有害物質	工事の実施	建設機械及び資材等運搬車両による燃料の燃焼に伴って生じる、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化窒素及びその他有害物質の影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	廃棄物の焼却及び廃棄物運搬車両による燃料の燃焼に伴って生じる浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化窒素及びその他有害物質の影響が考えられるため。
		粉じん	工事の実施	土工事中に粉じんによる影響が考えられるため。
	騒音及び低周波音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働及び資材運搬車両の走行により生じる騒音の影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により生じる騒音の影響が考えられるため。
		低周波音	工作物の存在及び供用	施設の稼働により生じる低周波音の影響が考えられるため。
	振　　動		工事の実施	建設機械の稼働及び資材運搬車両の走行により生じる振動の影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により生じる振動の影響が考えられるため。
	悪　　臭		工作物の存在及び供用	施設からの悪臭による影響が考えられるため。
	局　地　風		工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。
水環境	水質汚濁	河川の水質	工事の実施	工事中のコンクリート排水等による影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	施設からの排水は、浄化槽排水及び雨水排水だけであり、影響は無いと考えられるが、現況把握を行う。
		水の濁り	工事の実施	工事中に、雨水による濁水の影響が考えられるため。
	地下水汚染		工作物の存在及び供用	施設からの排水は、浄化槽排水及び雨水排水だけであり、影響は無いと考えられるが、周辺において地下水が飲用等に用いられていることから、調査を行う。
土壌環境	土 壌 汚 染		工作物の存在及び供用	廃棄物の焼却により生じるダイオキシン類の影響が考えられるため。
地形及び地質	土地の安定性		工事の実施	土工事等による影響が考えられるため。
	地 盤 沈 下		工作物の存在及び供用	地下水のくみ上げによる影響が考えられるため。
	地下水の変化		工事の実施	土工事等による影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	地下水のくみ上げによる影響が考えられるため。
動物・植物・生態系	動物、植物、生態系		工事の実施	土工事等による影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	敷地内の植栽、植生の変化による影響が考えられるため。
景　　観			工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。
廃棄物			工事の実施	土工事等で生じる建設廃棄物等の影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。
			工作物の存在及び供用	施設の稼働で生じる焼却灰等の廃棄物の影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。
地球環境	温室効果ガス		工事の実施	工事の実施により生じる温室効果ガスの影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。
			工作物の存在及び供用	施設の稼働により生じる温室効果ガスの影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。
その他	日 照 阻 害		工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。 現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。
	電 波 障 害		工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。
配慮項目	地域交通		工事の実施	車両の走行による影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	車両の走行による影響が考えられるため。

表 4.2-3　環境影響評価の除外項目とその理由

環境要素の区分			影響要因の区分	除外理由
大気環境	大気汚染	二酸化硫黄	工事の実施	建設機械の燃料には、硫黄分がほとんど含まれておらず（ガソリン・軽油ともに 0.001 質量%以下）、排出ガス中の二酸化硫黄が環境に影響を及ぼす可能性がないため。
		ダイオキシン類、塩化水素、水銀	工事の実施	工事では、これらの有害物質を含む排出ガスは発生しないため。
		粉じん	工作物の存在及び供用	施設の煙突排ガスには、粒径が大きい粉じんがほとんど含まれておらず、排出ガスが環境に影響を及ぼす可能性がないため（粒径が小さい浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は調査する）。
	騒音及び低周波音	低周波音	工事の実施	建設機械の稼働による低周波音は、発生の程度が小さく、環境に影響を及ぼす可能性がないため。
	悪臭		工事の実施	工事による悪臭の発生はないため。
	局地風		工事の実施	工事による周辺の風への影響はないため。
水環境	水質汚濁	水の濁り	工作物の存在及び供用	施設稼働後の排水では、濁水（水の濁り）は発生しないため。
		その他の項目	工事の実施	工事では、濁水（水の濁り）以外の水質汚濁物質は発生しないため。
			工作物の存在及び供用	施設稼働後の排水は、処理後の生活排水と雨水排水だけであり、有害物質は含まれないため。
	底質汚染		工事の実施	工事中及び施設稼働後において、有害物質を含む排水を排出しないため。
			工作物の存在及び供用	
	地下水汚染		工事の実施	工事では地下水に影響を及ぼす有害物質は生じないため。
土壌環境	土壌汚染		工事の実施	工事では土壌に影響を及ぼす有害物質は生じないため。
地形及び地質	土地の安定性		工作物の存在及び供用	施設稼働後は周辺の地形等の改変を行わないため。
	地盤沈下		工事の実施	工事中は地下水のくみ上げは行わないため。
	河川の変化		工事の実施	工事中及び施設稼働後において、河川水の取水等は行わず、また、雨水についても調整池で流量調整をしたうえで放流するため、河川流量を変化させる活動を行わない。
			工作物の存在及び供用	
	土壌、土砂の流出・堆積		工事の実施	土工事に伴う発生土は、適正に管理することから、河川等に流出し、河川内に堆積することはないため。
			工作物の存在及び供用	施設稼働後、土壌や土砂を含む排水は排出しないため。
	貴重な地形及び地質		工事の実施	事業実施範囲に、貴重な地形及び地質は存在しないため。
			工作物の存在及び供用	

表 4.2-4　環境影響評価の除外項目とその理由

環境要素の区分		影響要因の区分	除外理由
景観		工事の実施	工事そのものでの景観への影響は小さいため。(施設稼働後における、地形の変化と建物による景観への影響を調査する。)
文化財		工事の実施	事業実施範囲に、埋蔵文化財が存在するが、未調査の文化財は存在せず、また事業実施に先立って必要な手続きを行うため。
		工作物の存在及び供用	
人と自然との触れ合い活動の場		工事の実施	事業実施範囲に、人と自然との触れ合い活動の場は存在しないため。
		工作物の存在及び供用	
地球環境	オゾン層破壊物質	工事の実施	工事中及び施設稼働後において、オゾン層破壊物質に排出はないため。
		工作物の存在及び供用	
一般環境中の放射性物質		放射線の量	事業実施範囲が放射性物質が相当程度拡散・流出する おそれのある地域に該当しないため。
その他	日照阻害	工事の実施	工事による地形の改変は、周辺の日照に影響を及ぼさないため。
	電波障害	工事の実施	工事による地形の改変は、周辺でのテレビ電波の受信に影響を及ぼさないため。
配慮項目	光害	工事の実施	工事中は夜間照明を行わないため。
		工作物の存在及び供用	敷地内で広範囲を照らす夜間照明は行わないため。
	電磁波	工事の実施	工事中及び施設稼働後において、電磁波は発生させないため。
		工作物の存在及び供用	

（空白）

第５章　現況調査、予測及び評価

（空白）